

参考資料

畜産・酪農をめぐる情勢

令和3年6月

農林水産省
生産局畜産部

目 次

【牛乳乳製品関係】

○ 生乳の需給構造	．．．	3
○ 最近の生乳の生産・処理状況	．．．	4
○ 生乳の用途別仕向量の推移	．．．	5
○ 生乳需給の推移	．．．	6
○ 乳製品需給の推移	．．．	7
○ 総合乳価の推移	．．．	8
○ 生産コストと所得の推移	．．．	9
○ 乳用牛飼養戸数・頭数の推移	．．．	10
○ 乳用後継牛の確保に向けた取組	．．．	11
○ 酪農経営における労働負担の軽減	．．．	12
○ 酪農の生産性の向上、省力化の推進	．．．	13
○ 畜産・酪農の就農支援対策	．．．	14
○ 酪農の経営安定対策の概要	．．．	15
○ 生乳流通改革の概要	．．．	16

【牛肉関係】

○ 牛肉の需給動向	．．．	17
○ 世界とアジア地域の牛肉の輸入状況	．．．	18
○ 牛枝肉卸売価格（中央10市場）の推移	．．．	19
○ 最近の東京市場における牛枝肉卸売価格 （和牛去勢全規格平均）の推移	．．．	20
○ 肉用子牛価格の推移	．．．	21
○ 肉用牛飼養戸数・頭数の推移	．．．	22
○ 肉用牛繁殖雌牛の動向	．．．	23
○ 肉用牛生産基盤の強化に向けた取組	．．．	24
○ 繁殖経営の生産性の向上、省力化の推進	．．	25
○ 肉用子牛対策の概要	．．．	26
○ 肉用牛肥育経営安定交付金 （牛マルキン）の概要	．．．	27

【豚肉関係】

○ 豚肉の需給動向	．．．	28
○ 世界とアジア地域の豚肉の輸入状況	．．．	29
○ 豚枝肉卸売価格（省令価格）の推移	．．．	30
○ 豚飼養戸数・頭数の推移	．．．	31

○ 豚の生産能力向上への取組	．．．	32
○ 肉豚経営安定交付金（豚マルキン）の概要	．．．	33

【鶏肉関係】

- 鶏肉の需給動向 . . . 34
- 鶏肉卸売価格の推移 . . . 35
- 鶏（ブロイラー）の飼養戸数・羽数の推移 . . . 36

【鶏卵関係】

- 鶏卵の需給動向 . . . 37
- 鶏卵卸売価格（全農東京M規格）の推移 . . . 38
- 鶏（採卵鶏）の飼養戸数・羽数の推移 . . . 39
- 鶏卵生産者経営安定対策事業の概要 . . . 40

【飼料関係】

- 最近の飼料穀物の輸入状況 . . . 41
- 配合飼料価格に影響を与える要因の動向 . . . 42
- 配合飼料価格安定制度の概要 . . . 43
- 輸入原料価格の推移と配合飼料価格安定制度の補填の実施状況 . . . 44
- 良質かつ低廉な配合飼料の供給に向けた取組 . . . 45
- 輸入乾牧草の輸入・価格動向 . . . 46
- 飼料自給率の現状と目標 . . . 47
- 国産飼料基盤に立脚した生産への転換 . . . 48
- （トピックス）国産濃厚飼料の生産・利用の推進 . . . 49

【輸出関係】

- 畜産物の輸出について . . . 50
- 牛肉の輸出について . . . 51
- 豚肉の輸出について . . . 52
- 鶏肉の輸出について . . . 53
- 鶏卵の輸出について . . . 54
- 牛乳乳製品の輸出について . . . 55

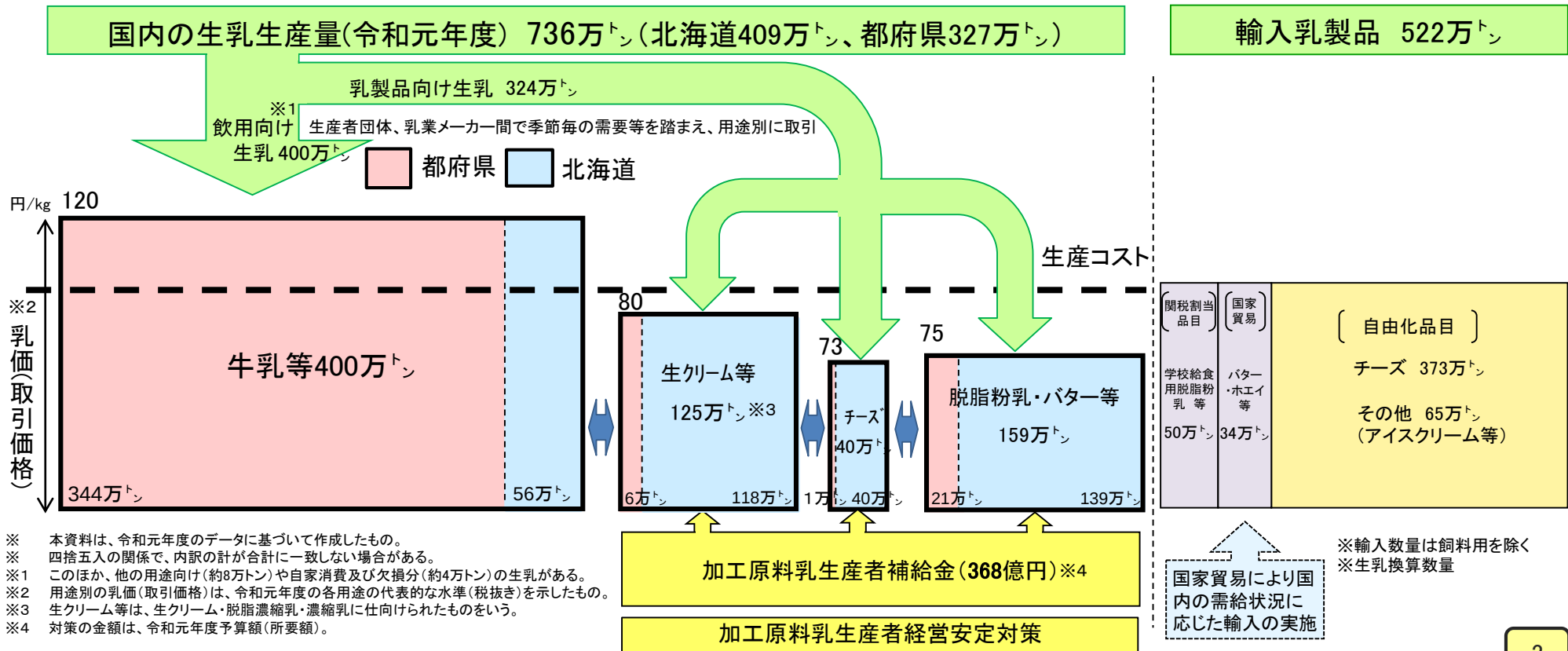
【その他】

- 畜産クラスターの支援状況 . . . 56
- 畜産クラスターの取組事例① . . . 57
- 畜産クラスターの取組事例② . . . 58
- 畜舎整備に活用可能な事業 . . . 59
- 家畜の増頭・導入に活用可能な事業 . . . 60
- 労働負担軽減・省力化に活用可能な事業 . . . 61
- 畜産におけるGAPの取組について . . . 62
- 畜産農家が利用できる主な融資制度について . . . 63
- 総合的なTPP等関連政策大綱 . . . 64

【牛乳乳製品関係】

生乳の需給構造

- ・ 生乳は、毎日生産され、腐敗しやすく貯蔵性がない液体であることから、需要に応じ飲用向けと乳製品向けの仕向けを調整することが不可欠。
- ・ 輸入品と競合しない飲用向け生乳(都府県中心)は、価格が生産コストを上回っており、需要に応じた生産による需給安定が課題。
- ・ 乳製品は、保存が利き、飲用と乳製品向け(北海道中心)の生乳量を調整する役割を果たしているが、輸入品と競合。
- ・ 現行の制度は、乳製品向け生乳に対象を絞り、交付対象数量を設けて補給金等を交付することにより、生乳需給全体の安定を図り、全国の酪農家の経営安定を図っている。



最近の生乳の生産・処理状況

- ・ 生乳の生産量は、頭数の減少などにより平成28年度以降、減少傾向で推移してきたが、令和元年度に増加に転じ、令和2年度は北海道の生産量が前年度比＋1.6%、都道府県が＋0.1%増加したことにより、全体で＋1.0%増加。
- ・ 令和3年度（4月）の用途別処理量は、牛乳等向けは前年度比＋4.1%の増加、乳製品向けは▲1.2%の減少。
- ・ 令和3年度（4月）の牛乳等の生産量は、飲用牛乳等は前年度比＋5.5%の増加、乳飲料は▲5.3%、はっ酵乳は▲3.8%の減少。

生乳の生産量及び用途別処理量の推移

単位：万トン、%

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度 (4月)
生産量	729 (▲0.7)	728 (▲0.1)	736 (＋1.1)	743 (＋1.0)	64 (＋1.5)
北海道	392 (＋0.4)	397 (＋1.2)	409 (＋3.1)	416 (＋1.6)	35 (＋1.8)
都府県	337 (▲2.0)	332 (▲1.6)	327 (▲1.3)	327 (＋0.1)	29 (＋1.1)
牛乳等向け処理量	398 (▲0.1)	401 (＋0.6)	400 (▲0.2)	403 (＋0.9)	33 (＋4.1)
乳製品向け処理量	326 (▲1.3)	323 (▲0.8)	332 (＋2.8)	335 (＋1.0)	31 (▲1.2)
うち脱脂粉乳・ バター等向け	150 (▲3.1)	148 (－)	159 (＋7.4)	170 (＋6.3)	17 (▲7.9)
うちチーズ向け	42 (▲2.3)	40 (－)	40 (＋0.2)	41 (＋2.4)	4 (＋5.0)
うち生クリーム等 向け	125 (▲0.9)	127 (－)	125 (▲1.6)	119 (▲4.1)	10 (＋9.1)

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」、(独)農畜産業振興機構「販売生乳数量等(速報)」、(一社)中央酪農会議「用途別販売実績」等

※ 生クリーム等向けは、生クリーム・脱脂濃縮乳・濃縮乳に仕向けられたものをいう。

※ 令和2年度及び令和3年度の数値は速報値。

※ 平成30年度の脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等向けは、補給金交付対象の変更により、前年度の数値と接続しないため、対前年度比は掲載しない。

牛乳等の生産量の推移

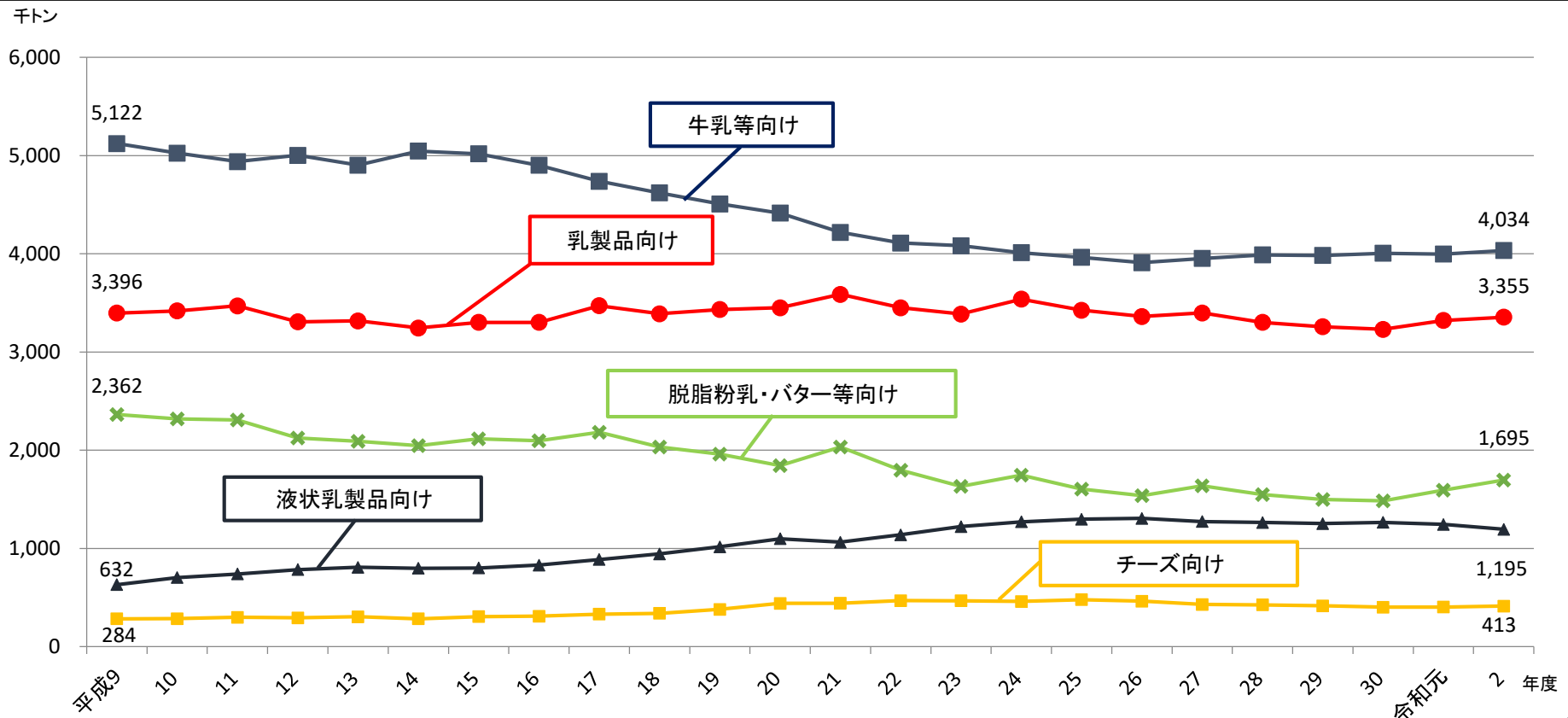
単位：千キロリットル、%

	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度 (4月)
飲用牛乳等	3,535 (＋0.9)	3,567 (＋0.9)	3,568 (＋0.0)	3,584 (＋0.4)	290 (＋5.5)
牛乳	3,094 (＋1.1)	3,154 (＋1.9)	3,159 (＋0.1)	3,195 (＋1.2)	259 (＋6.3)
加工乳・ 成分調整牛乳	441 (▲0.6)	412 (▲6.4)	410 (▲0.7)	389 (▲5.1)	31 (▲0.7)
乳飲料	1,166 (▲4.9)	1,121 (▲3.9)	1,140 (＋1.7)	1,092 (▲4.1)	88 (▲5.3)
はっ酵乳	1,075 (▲1.4)	1,063 (▲1.1)	1,033 (▲2.8)	1,053 (＋1.9)	90.4 (▲3.8)

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

生乳の用途別仕向量の推移

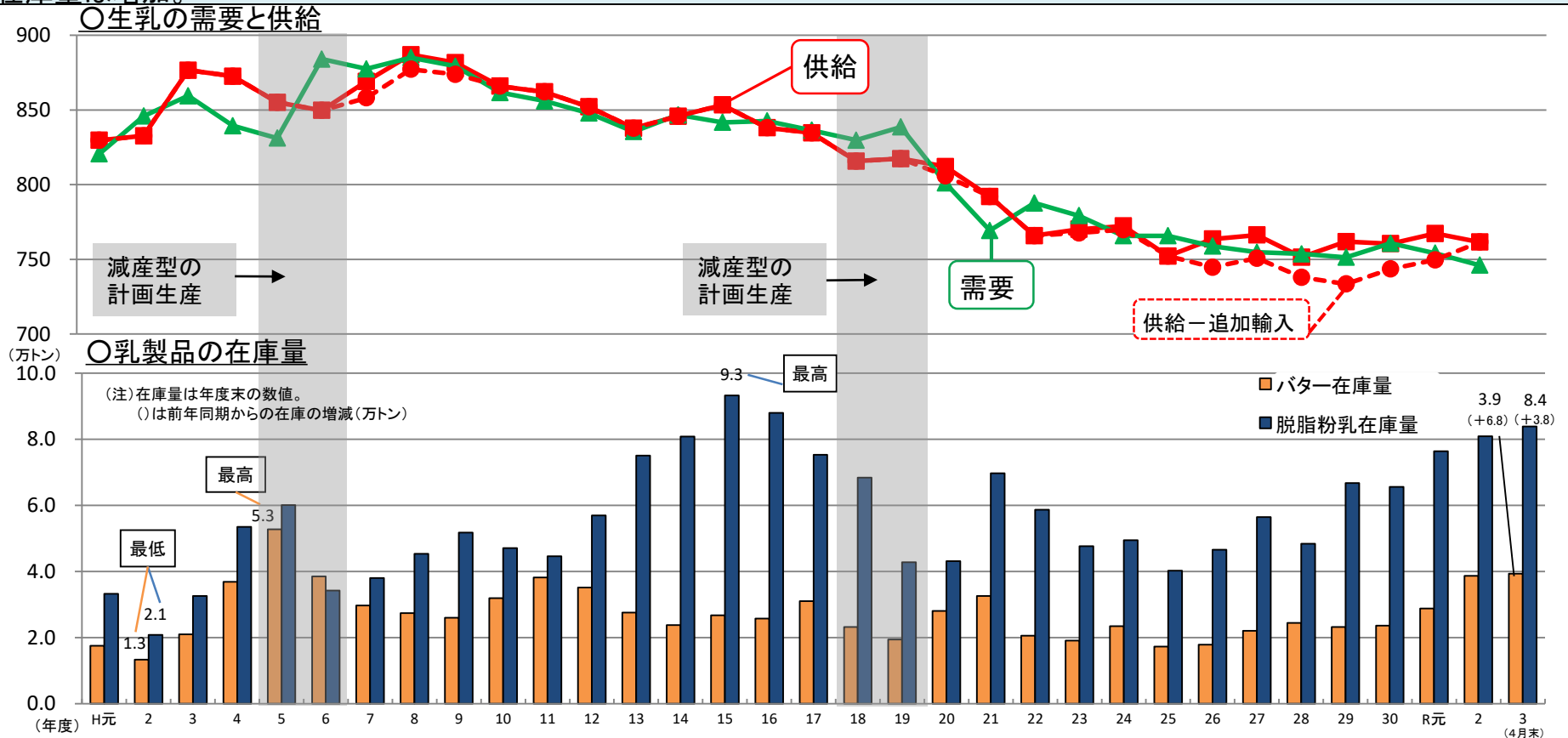
- 牛乳等向け処理量は、近年は健康志向の高まり等により横ばいで推移しており、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり需要やプラスワンプロジェクトの効果等により牛乳消費が堅調だったため微増。
- 乳製品向け処理量は、近年は生乳生産量の減少により減少傾向で推移してきたが、令和元年度以降、生乳生産量が増加に転じる中、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う業務用需要の減少により液状乳製品向けが減少する一方、需給調整品目である脱脂粉乳・バター等向けが増加した結果、乳製品向け全体としては増加。



資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」、(一社)中央酪農会議「用途別販売実績」、(独)農畜産振興機構「販売生乳数量等(速報)」

生乳需給の推移

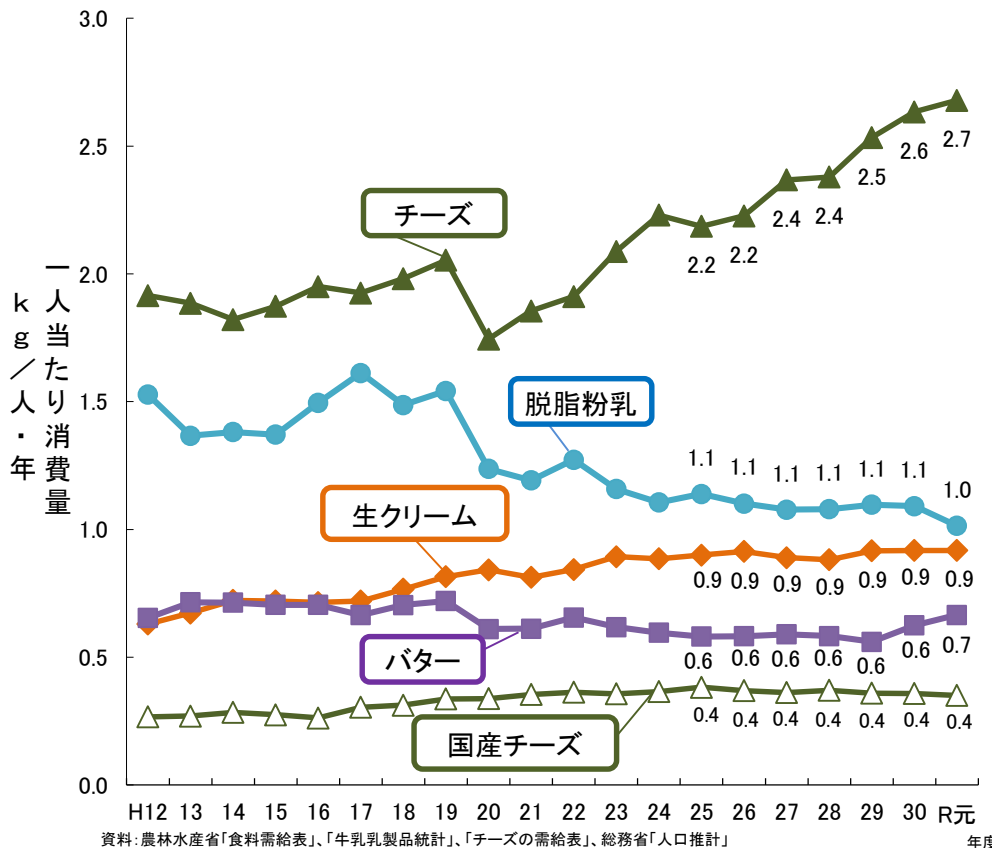
- 我が国の生乳需給は、天候の変動（冷夏や猛暑）や国際乳製品市況の変動等の影響を受けやすい。近年は、国内生乳生産量の減少により、不足傾向にあるところ。
- 令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う学校の休校や緊急事態宣言以降の業務用需要の減少等により、生乳を保存の利く乳製品向けに仕向けてきたことから、バター・脱脂粉乳ともに消費量に対して生産量が大幅に増加したため、在庫量も増加。
- 令和3年度（4月末）は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響で特に業務用需要の消費が低調なことから、在庫量は増加。



乳製品需給の推移

- ・ 乳製品の1人当たり消費量は、食生活の多様化等に伴い、チーズ、生クリーム消費が拡大。
- ・ 牛乳・乳製品の自給率は、需要が堅調である一方、生乳生産量が減少傾向で推移していることから、低下傾向で推移。
- ・ 特に、消費が伸びているチーズは、国内生産が横ばいで推移していることから、輸入量は増加傾向で推移。

乳製品の1人当たり消費量の推移

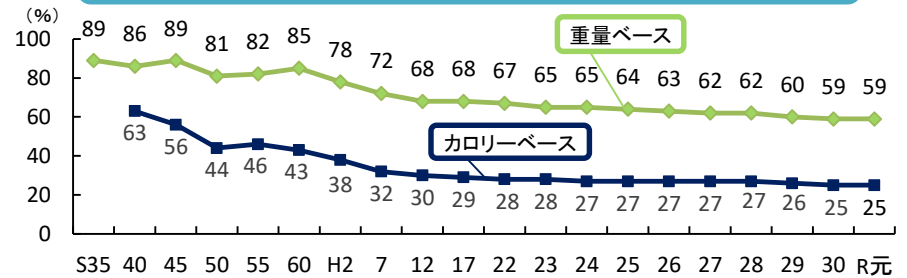


資料：農林水産省「食料需給表」、「牛乳乳製品統計」、「チーズの需給表」、総務省「人口推計」

注1：1人当たり消費量＝（生産量＋輸入量±在庫増減－輸出量）÷各年10月1日時点の総人口（国勢調査年以外は推定）

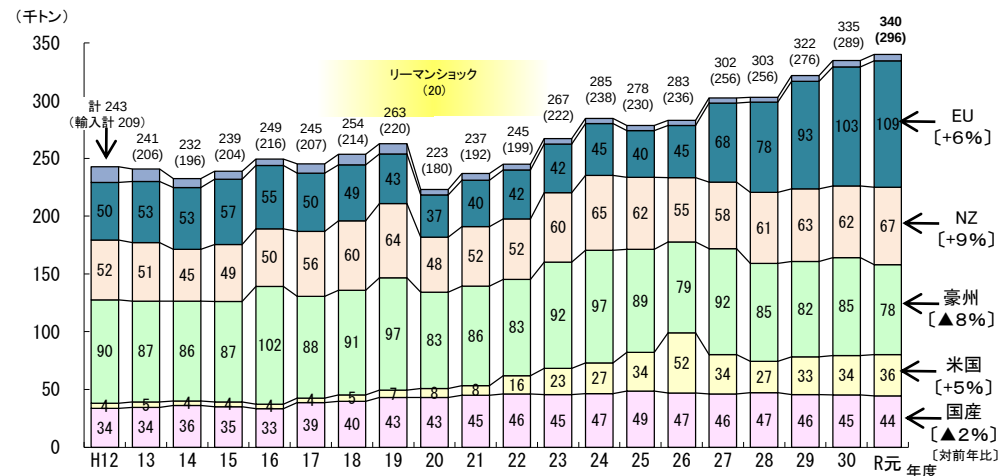
注2：国産チーズ消費量は牛乳乳製品課推計

牛乳・乳製品の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」、令和元年度は概算値。

チーズの国内生産量及び国別輸入量の推移



資料：農林水産省「チーズの需給表」、財務省「日本貿易統計」

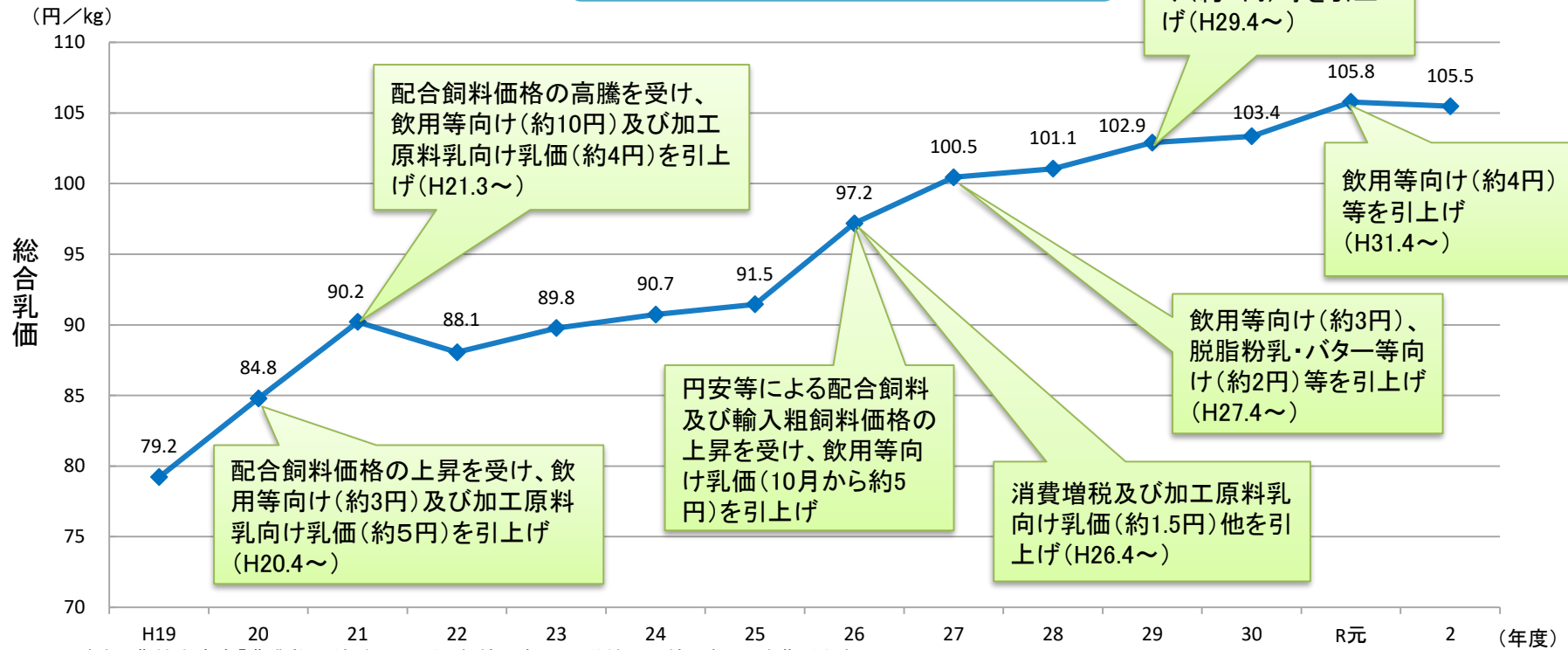
注：国産は、ナチュラルチーズの生産量（プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズの生産量を含む）

輸入は、ナチュラルチーズ及びプロセスチーズの国別輸入量

総合乳価の推移

- ・ 生乳取引価格は、民間同士の交渉により、生乳の需給状況、生産コストの変動等をおおむね反映して決定。
- ・ 酪農家の受取乳価である総合乳価は、平成19年度からの配合飼料価格の高騰を受けて、平成20年度に飲用・乳製品とも生乳取引価格が引き上げられ、その後も上昇。

総合乳価(全国)の推移



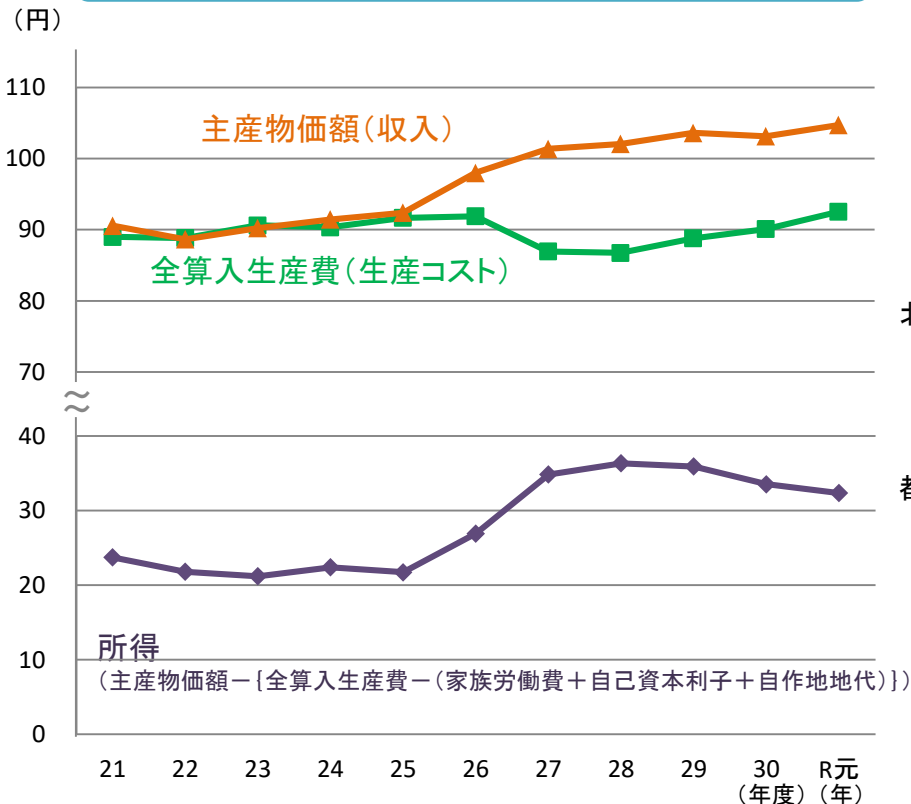
注: 数値は各月の単純平均値であり、消費税を含む。
注: 令和元年度及び令和2年度の総合乳価は速報値

総合乳価は、生乳取引価格から集送乳経費や手数料を控除し、加工原料乳生産者補給金等を加算したもの。

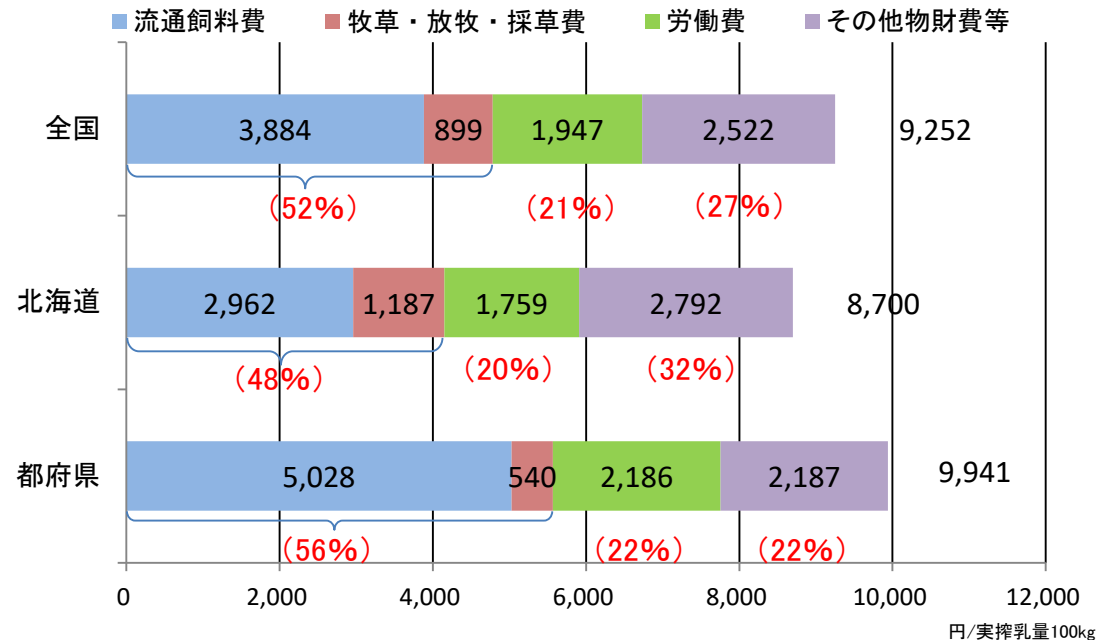
生産コストと所得の推移

- ・ 生乳1kg当たりの生産コスト(全算入生産費)は、平成21年度以降横ばいで推移したが、副産物価額(子牛)の上昇により27年度に減少。29年度以降は初妊牛価格の高騰に伴う乳牛償却費の上昇等により増加傾向で推移。
- ・ 所得は、26年度以降は乳価の上昇に伴う主産物価額の上昇に加え、27年度以降は副産物価額の上昇による生産コストの減少により、増加傾向で推移していたが、29年度以降は生産コストの上昇等により減少。

生乳1kg当たりのコストと所得(全国)



令和元年の生乳生産費(全算入生産費)



出典:農林水産省「畜産物生産費統計」

注1: その他物材費等は、光熱水料及び動力費、建物費、農機具費等に地代、利子を加算し、副産物価額を差し引いたもの。

注2: 消費税含む。

注3: 畜産物生産費調査は、令和元年調査から調査期間を調査年4月から翌年3月までの期間から、調査年1年から12月までの期間に変更した。

乳用牛飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、毎年、年率4%程度の減少傾向で推移。
- ・ 飼養頭数は、年率2%程度の減少傾向で推移していたが、平成30年に16年ぶりに増加に転じ、平成31年も2年連続で増加。令和2年も増加(+13千頭)。
- ・ 一戸当たり経産牛飼養頭数は前年に比べ増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- ・ また、改良により、一頭当たりの乳量は上昇傾向。

区 分 / 年		平成24	25	26	27	28	29	30	31	31参考 値 ※注3	令和2 ※注4
乳用牛飼養戸数(千戸)		20.1	19.4	18.6	17.7	17.0	16.4	15.7	15.0	14.9	14.4
(対前年増減率)(%)		(▲4.3)	(▲3.5)	(▲4.1)	(▲4.8)	(▲4.0)	(▲3.5)	(▲4.3)	(▲4.5)	—	(▲3.4)
	うち成畜50頭以上層(千戸)	7.0	6.9	6.8	6.4	6.5	6.4	6.2	5.9	5.9	5.8
	戸数シェア(%)	(34.9)	(35.9)	(37.3)	(36.9)	(38.9)	(39.6)	(40.3)	(39.7)	(39.8)	(40.2)
乳用牛飼養頭数(千頭)		1,449	1,423	1,395	1,371	1,345	1,323	1,328	1,332	1,339	1,352
(対前年増減率)(%)		(▲1.2)	(▲1.8)	(▲2.0)	(▲1.7)	(▲1.9)	(▲1.6)	(0.4)	(0.3)	—	(1.0)
	うち 経産牛頭数(千頭)	943	923	893	870	871	852	847	839	841	839
	うち 未経産牛 (乳用後継牛)頭数(千頭)	506	500	501	502	474	471	481	492	499	513
	うち成畜50頭以上層(千頭)	980	944	948	940	949	934	961	962	981	999
頭数シェア(%)		(68.9)	(67.8)	(69.7)	(70.4)	(72.5)	(72.6)	(74.3)	(74.4)	(73.3)	(73.9)
一戸当たり 経産牛頭数(頭)	全 国	46.9	47.6	48.0	49.1	51.2	52.0	54.0	55.9	56.4	58.3
	北海道	68.1	68.1	68.2	68.8	72.6	72.8	75.2	77.8	76.0	78.7
	都府県	34.9	35.9	36.2	37.2	38.1	38.9	40.4	41.3	43.3	44.5
経産牛一頭当たり 乳量(kg)	全 国	8,154	8,198	8,316	8,511	8,522	8,581	8,636	<8767>※注5		
	北海道	8,017	8,056	8,218	8,407	8,394	8,517	8,568	<8945>		

資料: 農林水産省「畜産統計」、「牛乳乳製品統計」

注1: 各年とも2月1日現在の数値。ただし、経産牛一頭当たり乳量は年度の数値。

2: 平成31年以前の成畜50頭以上層戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3: 令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

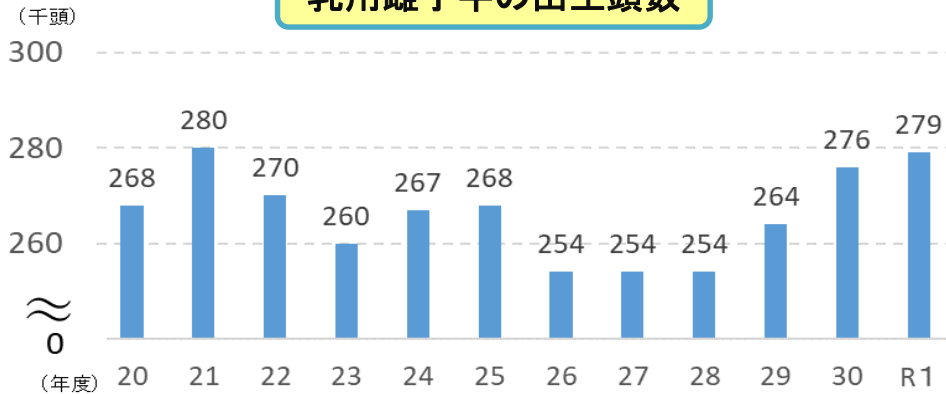
4: 令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

5: 経産牛一頭当たり乳量は「当年度生乳生産量÷当年と翌年の経産牛頭数の平均」から算出しており、平成31年<>は、平成31年の参考値と令和2年の経産牛頭数の平均を用いている。

乳用後継牛の確保に向けた取組

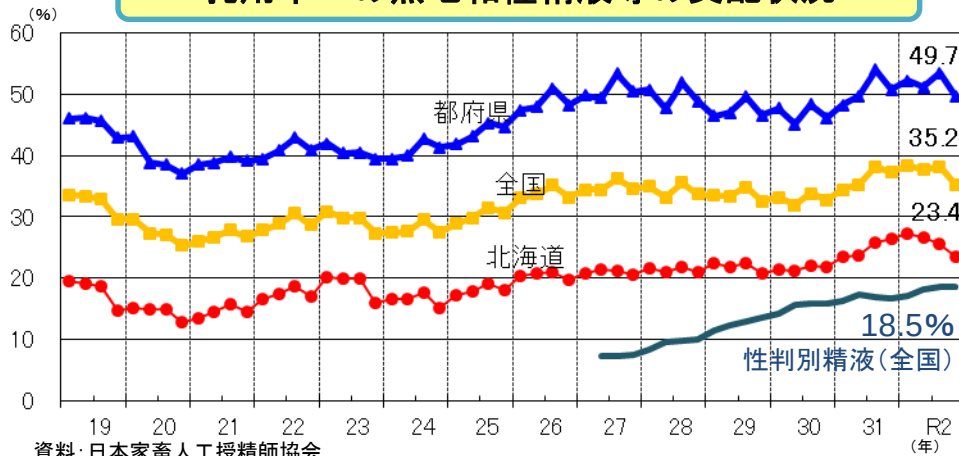
- ・ 黒毛和種の交配率の上昇により、平成26～28年度にかけて乳用雌子牛の出生が1万頭程度減少。
- ・ 性判別精液の活用等の後継牛確保の取組の推進により、乳用雌子牛の出生頭数は平成28年度を底に増加傾向で推移。
- ・ 今後は、預託等を通じて、出生した雌子牛を着実に育成し、生乳生産の回復につなげていくことが重要。

乳用雌子牛の出生頭数



資料: 家畜改良センター

乳用牛への黒毛和種精液等の交配状況

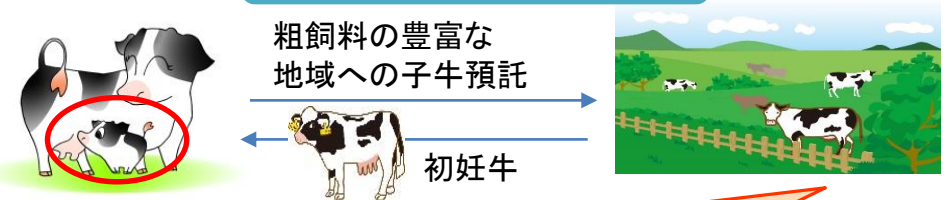


性判別精液の活用



性判別の精液の活用(普及率19%:R2.10~12)、和牛受精卵の活用(酪農経営で生産された和子牛:4.5万頭(和子牛全体の約8%))、性判別精液製造機器等の導入を支援 【畜産・酪農生産力強化対策事業:R2補正】
【和牛遺伝資源流出防止対策緊急支援事業:ALIC】

預託育成の推進



広域預託や持続的な後継牛の地域内生産・育成の推進【酪農経営支援総合対策事業:ALIC】
省力化機器の整備(給餌、ほ乳等)、運動場の整備(電牧柵等)【酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業:ALIC】

酪農経営における労働負担の軽減

- ・ 酪農経営における労働時間は、他の畜種や製造業と比べ長い状況。
- ・ このような状況を踏まえ、労働時間の削減に向け、①飼養方式の改善、②機械化、③外部化等の取組を推進。
- ・ 機械化については、搾乳や給餌作業の負担軽減等に資する機械装置の導入を支援。
- ・ 外部化については、育成に係る労働負担を軽減するため、預託先の確保や受入頭数の拡大を図るなど、育成を外部化できる環境作りを推進。
- ・ また、周年を通じて拘束時間が長い酪農家の労働負担を軽減するため、酪農ヘルパーの取組を支援。

○ 1人当たり年間平均労働時間(平成30年)

酪農	肉用牛 (繁殖)	肉用牛 (肥育)	養豚	製造業
2,249	1,537	1,887	1,911	2,044

資料：農林水産省「営農類型別経営統計」、厚生労働省「毎月勤労統計」より算出

○ 労働時間の削減に向けた取組

(1)飼養管理方式の改善

- ・ つなぎ飼いからフリーストールへの変更、放牧

(2)機械化

- ・ 搾乳ロボット、自動給餌機械、餌寄せロボット、ほ乳ロボット等の導入

(3)外部化

- ・ キャトル・ステーション(CS)、キャトル・ブリーディング・ステーション(CBS)、TMRセンター、コントラクター、酪農ヘルパー、公共牧場

○ 労働時間の削減に向けた国の支援策

畜産経営体生産性向上対策(R2当初)

- ① 省力化機械の導入等を支援
- ② 後継牛の預託施設の整備等を支援

酪農労働省力化推進施設等緊急対策事業(ALIC事業)

省力化機械の導入と一体的な施設整備を支援

育成の外部化の実現に向けた支援策(R3当初)

公共牧場等における乳用種(受卵牛)導入等を支援

酪農ヘルパーの利用拡大(ALIC事業)

- ・ 酪農経営支援総合対策事業により、酪農ヘルパーの利用拡大を支援。
 - ① 傷病時における経営継続を支援
→ 傷病時(病気、事故、出産、研修等)の利用料金を軽減するために助成
 - ② ヘルパー利用組合の強化を支援
 - ③ ヘルパー人材確保・育成を支援

酪農ヘルパー年間
利用日数(1戸あたり)

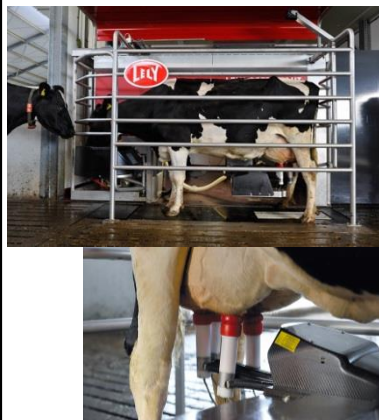
H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
21.8	22.4	22.8	23.1	23.6

(単位:日)

ICTやロボット技術の活用等による酪農の生産性の向上、省力化の推進

- ・ 酪農の生産基盤強化を図る上で、分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減、労働負担の軽減を図ることが重要。
- ・ このため、ICT (Information and Communication Technology: 情報通信技術) 等の新技術を活用した搾乳ロボットや発情発見装置、分娩監視装置等の機械装置の導入を支援し、酪農経営における生産性の向上と省力化を推進。

搾乳ロボット



搾乳ユニット自動搬送装置



発情発見装置



分娩監視装置



哺乳ロボット



機械装置	搾乳ロボット	搾乳ユニット自動搬送装置	発情発見装置	分娩監視装置	哺乳ロボット
導入前	搾乳牛1頭毎に1日2回以上搾乳するための労力と時間が必要	自力で搾乳機(約9kg)を移動させるため、労働負担が大きい	毎日一定時間の発情監視が必要(夜間の発情見落とし等の懸念)	分娩が近い牛について、事故がないように24時間体制で監視	子牛1頭毎に1日2回以上哺乳するための労力と時間が必要
導入後	自動的に搾乳が行われるため、搾乳作業の労力が基本的になくるとともに、搾乳回数の増加による乳量増加に効果 Ex: 導入後、1頭当たりの飼養管理時間が約40%削減	搾乳機をレールで自動搬送するため、搾乳にかかる労力を軽減でき、人手不足に効果 Ex: 導入後、搾乳に必要な労働者数・時間が減少	発情が自動的にスマホ等に通知されるため、監視業務の軽減や分娩間隔の短縮に効果 Ex: 導入後、分娩間隔419日まで短縮(全国平均432日)	分娩が始まると自動的に連絡が来るため、長時間の監視業務が軽減 Ex: 導入後、分娩事故率が大幅に減少(2.2→0.3%)	自動的に哺乳されるため、省力化とともに、子牛の発育向上に効果 Ex: 導入後、子牛の哺乳に係る労働時間が80%低減。

畜産・酪農の就農支援対策

- ・担い手の高齢化や後継者不足等を背景に、毎年一定数の経営離脱が続いている。
- ・後継者による継承や新規就農の推進のため、飼養管理技術の習得や投資負担の軽減を図る対策を実施。

経営離脱・新規就農状況

			H27	H28	H29	H30	R1
酪農	全国	離脱者数	661	584	556	563	536
		新規就農者数 (うち新規参入者)	197 (23)	207 (37)	158 (27)	171 (30)	145 (28)
	うち北海道	離脱者数	200	185	163	181	197
		新規就農者数 (うち新規参入者)	110 (16)	131 (30)	86 (22)	118 (21)	80 (24)
肉用牛	全国	離脱者数	1,924	1,626	1,498	1,541	1,620
		新規就農者数 (うち新規参入者)	229 (38)	289 (63)	334 (74)	293 (51)	270 (54)
	うち九州・沖縄	離脱者数	1,141	907	845	845	876
		新規就農者数 (うち新規参入者)	128 (18)	159 (33)	201 (49)	170 (29)	152 (25)

「新規就農者」：今後の経営の担い手として新規に就農(新規参入者、親元就農、法人役員となった者を含む)

「新規参入者」：①非農家から畜産酪農経営に参入した者、②農家子弟が独立し経営を開始した者 資料)農林水産省調べ

【R2補正】畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

462億円の内数

- ・協業化で大規模法人を設立して新たな雇用や研修の場を創出する
- ・取組、農協が離農農場を補改修をして畜舎や家畜を新規就農者に貸付ける取組等を支援。

【R3当初】経営継承・発展等支援事業

15億円

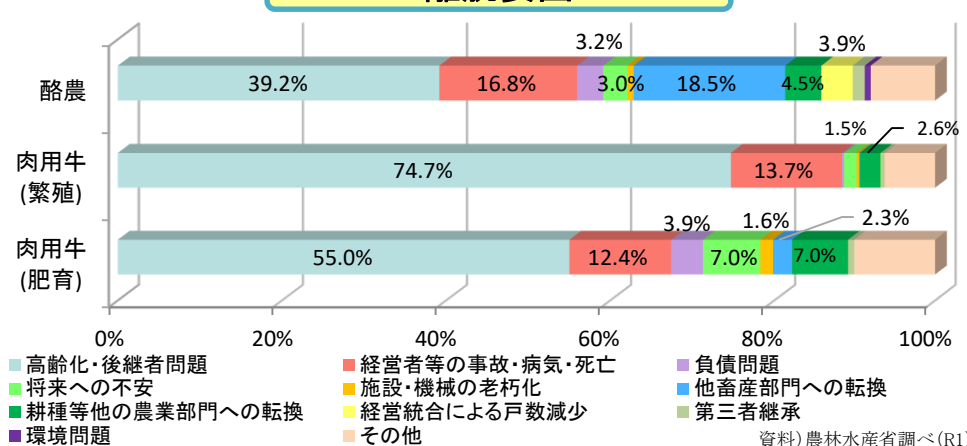
経営資源を継承するために必要な施設整備等を支援
地域の中心経営体等の後継者が経営継承後の経営発展に関する計画を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を市町村と一体となって支援。

【R3当初】強い農業・担い手づくり総合支援交付金

162億円の内数

- (先進的農業経営確立支援タイプ・地域担い手育成支援タイプ)
- ・地域の担い手が融資を受け、農業用機械・施設を導入する取組を支援。

離脱要因



【R3ALIC事業】酪農経営支援総合対策事業

46億円

- ・担い手に位置付けられた後継者に対し、初妊牛のリース導入、畜舎の増改築等を支援。
- ・生産者団体等が、研修生の飼養管理技術・経営ノウハウの習得や、資産継承をサポートする取組を支援。
- ・酪農ヘルパー利用組合における就業前後の研修等を支援。

【R3当初】農業人材力強化総合支援事業

205億円

- ・就農準備、経営開始に要する資金(農業次世代人材投資資金)や青年を雇用する農業法人に対する研修経費、新規就農者に対するサポート体制づくりを支援。

【R3当初】青年等就農資金

融資枠 152億円

- ・新規就農者向けの無利子資金により、農業経営を開始するために必要な機械・施設の整備等を支援。

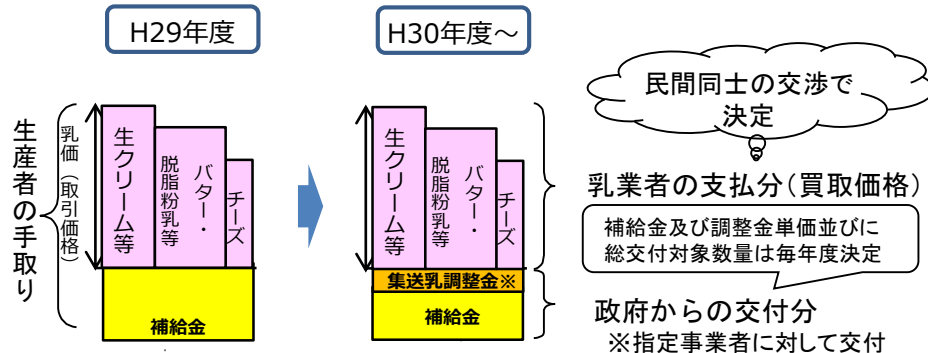
酪農の経営安定対策の概要

- 加工原料乳について生産者補給金を交付。加えて、あまねく地域から集送乳を行うことを確保するため、指定事業者の加工原料乳に対して集送乳調整金を交付。
- 加工原料乳生産者経営安定対策事業では、加工原料乳価格（脱脂粉乳・バター等向け、チーズ向け及び生クリーム等の液状乳製品向けの生乳価格）が下落した場合の経営への影響緩和を目的に、生産者と国が拠出して造成した積立金から補填。

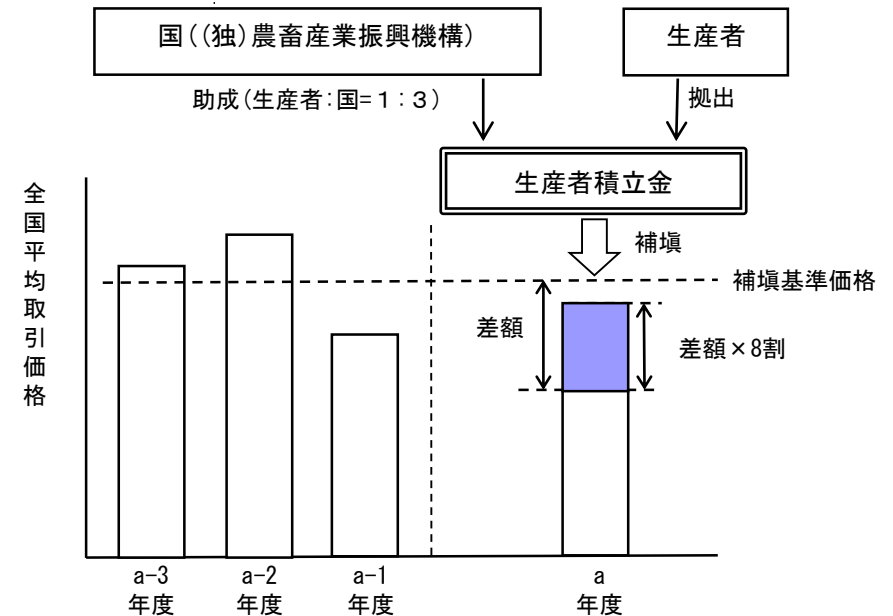
加工原料乳生産者補給金制度

令和3年度

加工原料乳生産者補給金単価	8.26円/kg	} 10.85円/kg
集送乳調整金単価	2.59円/kg	
総交付対象数量	345万トン	

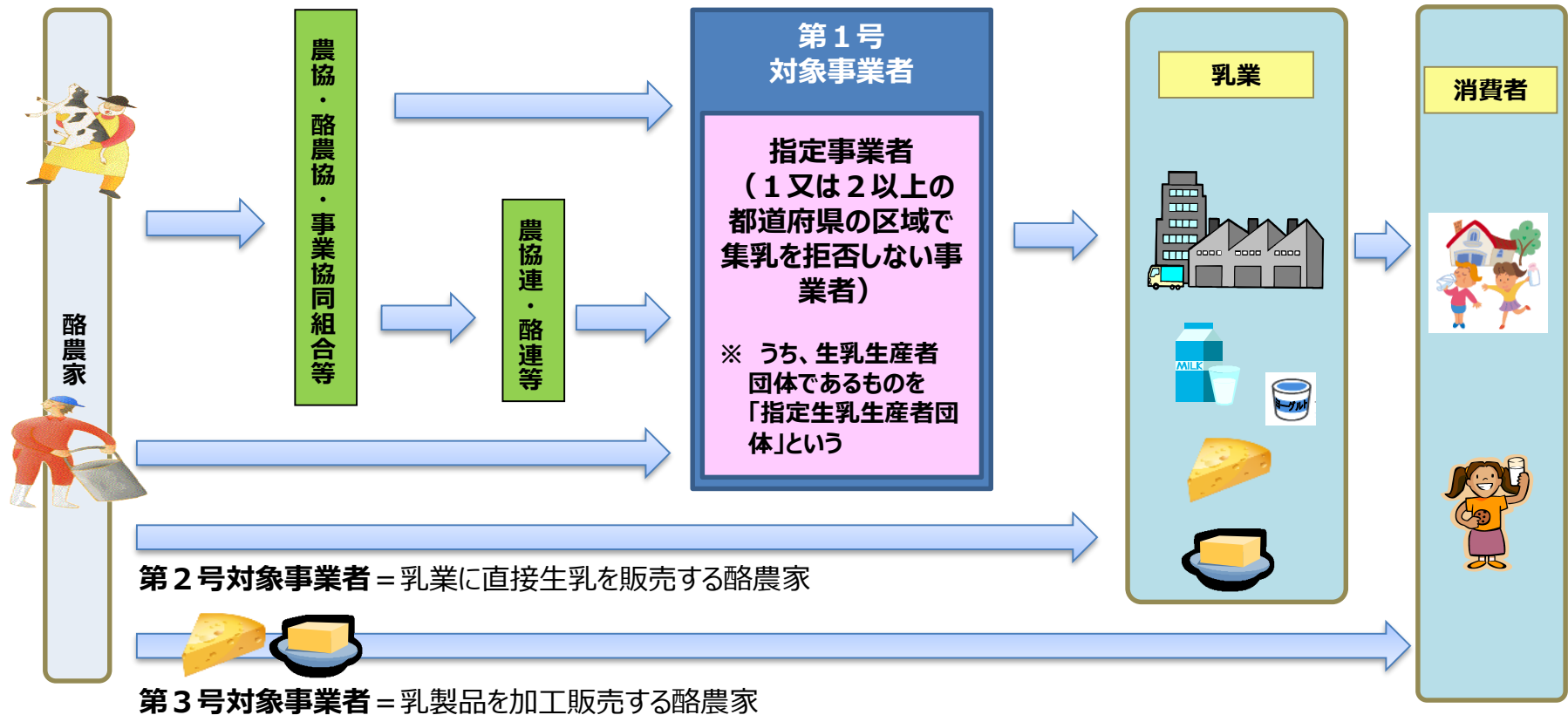


加工原料乳生産者経営安定対策事業



改正畜産経営安定法における生乳流通

第1号対象事業者 = 生乳を集めて乳業に販売する事業者



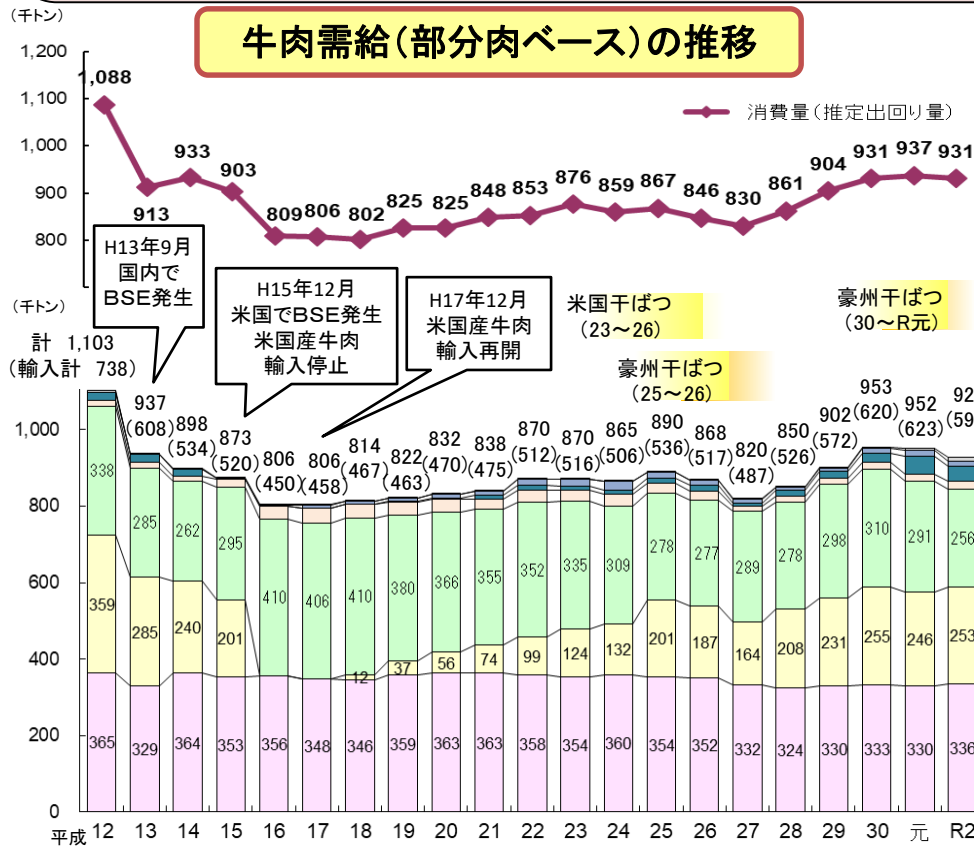
- **対象事業者（第1～3号）は、毎年度、生乳又は乳製品の年間販売計画を作成して農林水産大臣に提出し、基準を満たしていると認められれば、加工に仕向けた量に応じて生産者補給金等が交付（交付対象数量が上限）。**
- 第1号対象事業者のうち、**集乳を拒否しない等の要件**を満たす事業者は「**指定事業者**」として**指定**され、加工に仕向けた量に応じて**集送乳調整金**が交付。

【牛肉関係】

牛肉の需給動向

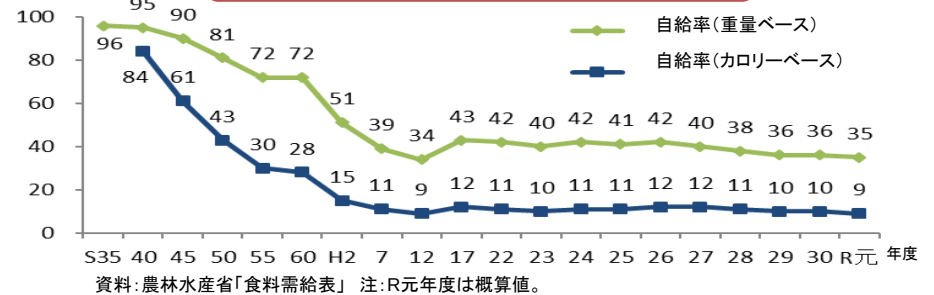
- 牛肉の消費量は、近年の好景気等を背景に外食を中心に拡大しており、平成30年度の消費量は93万トンと米国でのBSE発生前（平成14年度）の水準まで回復。
- 国内生産量は、近年、減少傾向で推移していたが、畜産クラスター事業の取組等により、平成29年度からは2年連続で増加し、平成30年度は33.3万トン。令和2年度は、交雑種や乳用種の生産が減少したものの、和牛が引き続き増加したため、全体では33.6万トンと前年度比1.8%増加。
- 牛肉の自給率は、重量ベースが35%、カロリーベースが9%。

牛肉需給（部分肉ベース）の推移

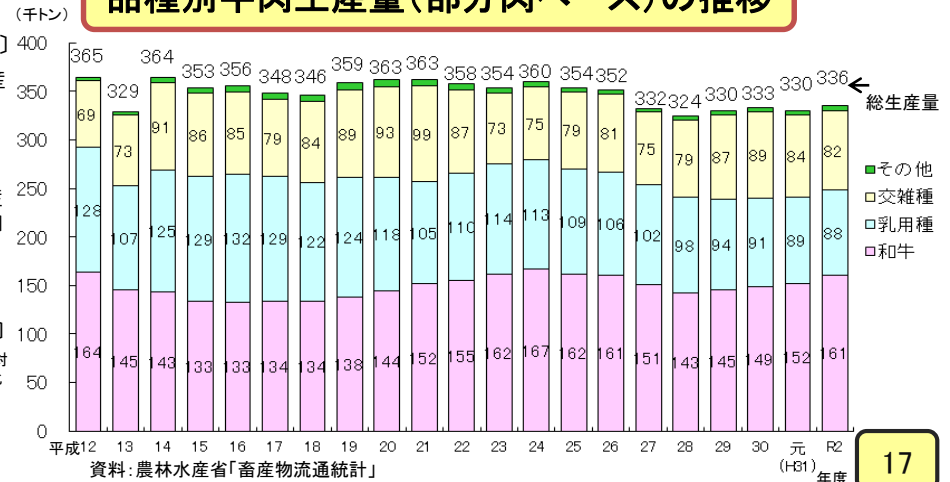


資料：農林水産省「畜産物流通統計」「食料需給表」 財務省「貿易統計」（独）農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」
注：推定出回り量＝生産量＋輸入量＋前年度在庫量－当年度在庫量－輸出货量

牛肉の自給率の推移

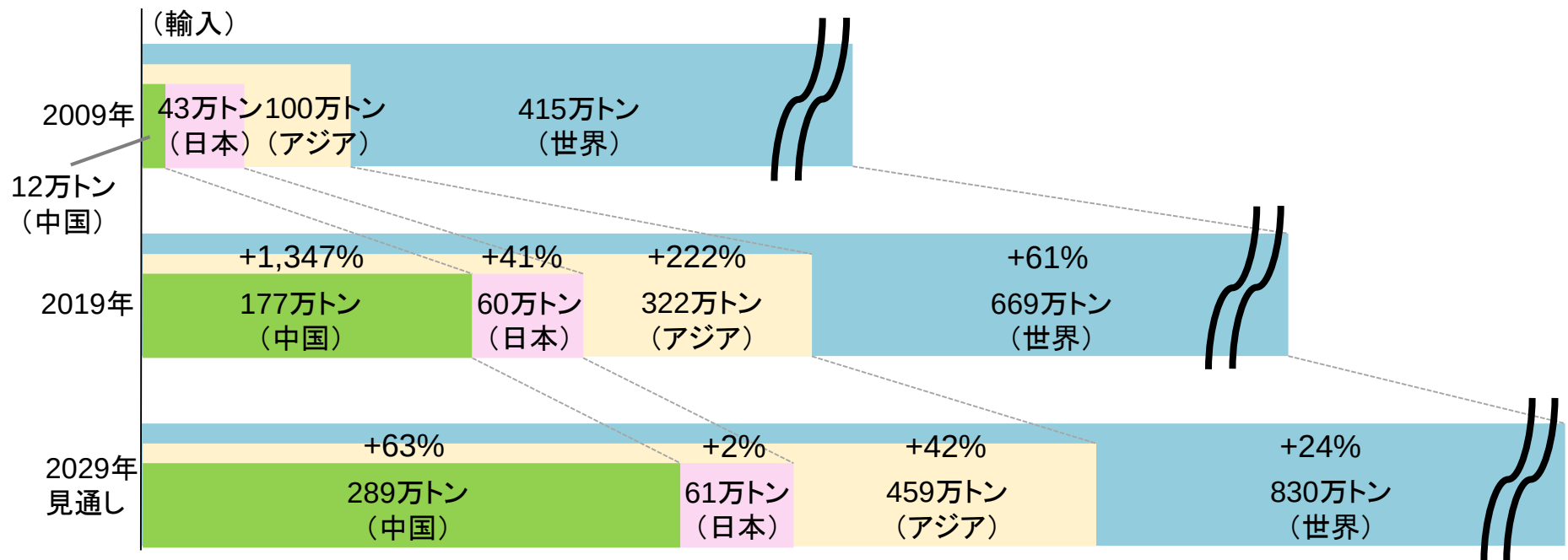


品種別牛肉生産量（部分肉ベース）の推移



世界とアジア地域の牛肉の輸入状況

- 2009年の世界の牛肉輸入量は415万トン、うちアジア地域が100万トン、日本が43万トン、中国が12万トン。
- この10年間で、中国の牛肉輸入量は急増(+1,347%)し、2019年では我が国と中国で世界の輸入の4割を占める状況。
- 2029年の世界の牛肉輸入量は830万トン(対2019年比+24%)、中国は289万トン(同+63%)に増加する見通し。
- このように、中国をはじめ、世界的に牛肉需要が増大していく中、日本が思うままに牛肉を輸入できる環境ではなくなりつつあり、国内生産の振興が一層重要。



出典: USDA “Livestock and Poultry: World Markets and Trade” “Long-term Projections 2021.2” (部分肉ベースに換算)

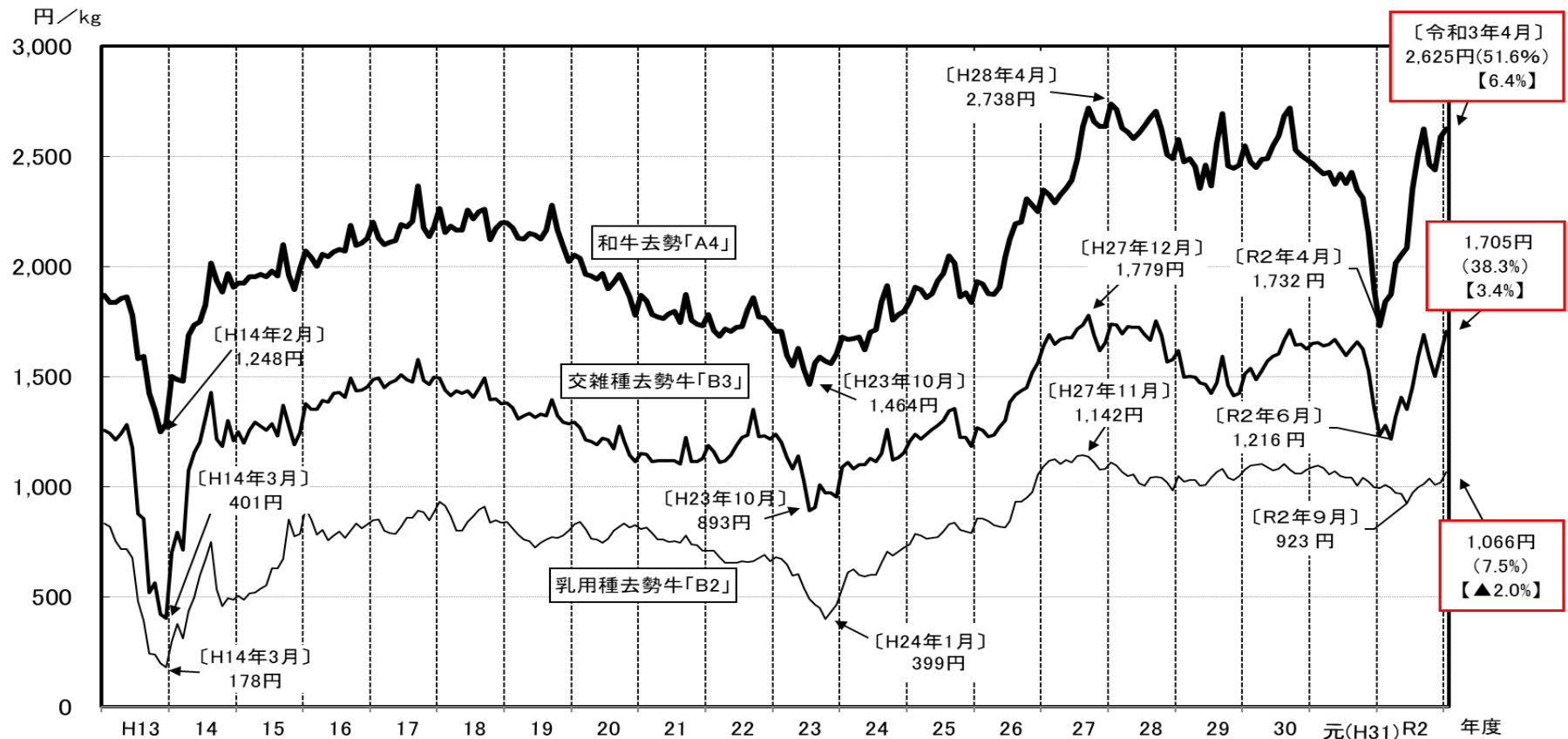
※「中国」は、USDA資料中の中国、香港の計。

「アジア」は、2009年は日本、中国、香港、韓国、マレーシア、台湾、フィリピンの計。2019年と2029年は日本、中国、香港、韓国、マレーシア、台湾、フィリピン、インドネシアの計。(USDA資料中の主要輸入国として明示されているアジアの国・地域を合算)

「世界」は、USDA資料中の主要牛肉輸入国の輸入量の合計。

牛枝肉卸売価格(中央10市場)の推移

- 令和元年度(4-2月)は、和牛の価格は、生産量の増加等を背景に軟調に推移していたが、2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド需要や外食需要の減退により大幅に低下。交雑種の価格も、令和元年度に入って生産量の減少を背景に堅調に推移していたが、2月以降は和牛価格の下落に伴い低下。
- 令和2年5月に入り、経済活動の再開に伴い上昇してきており、11月以降、和牛価格は昨年を上回る水準で推移。

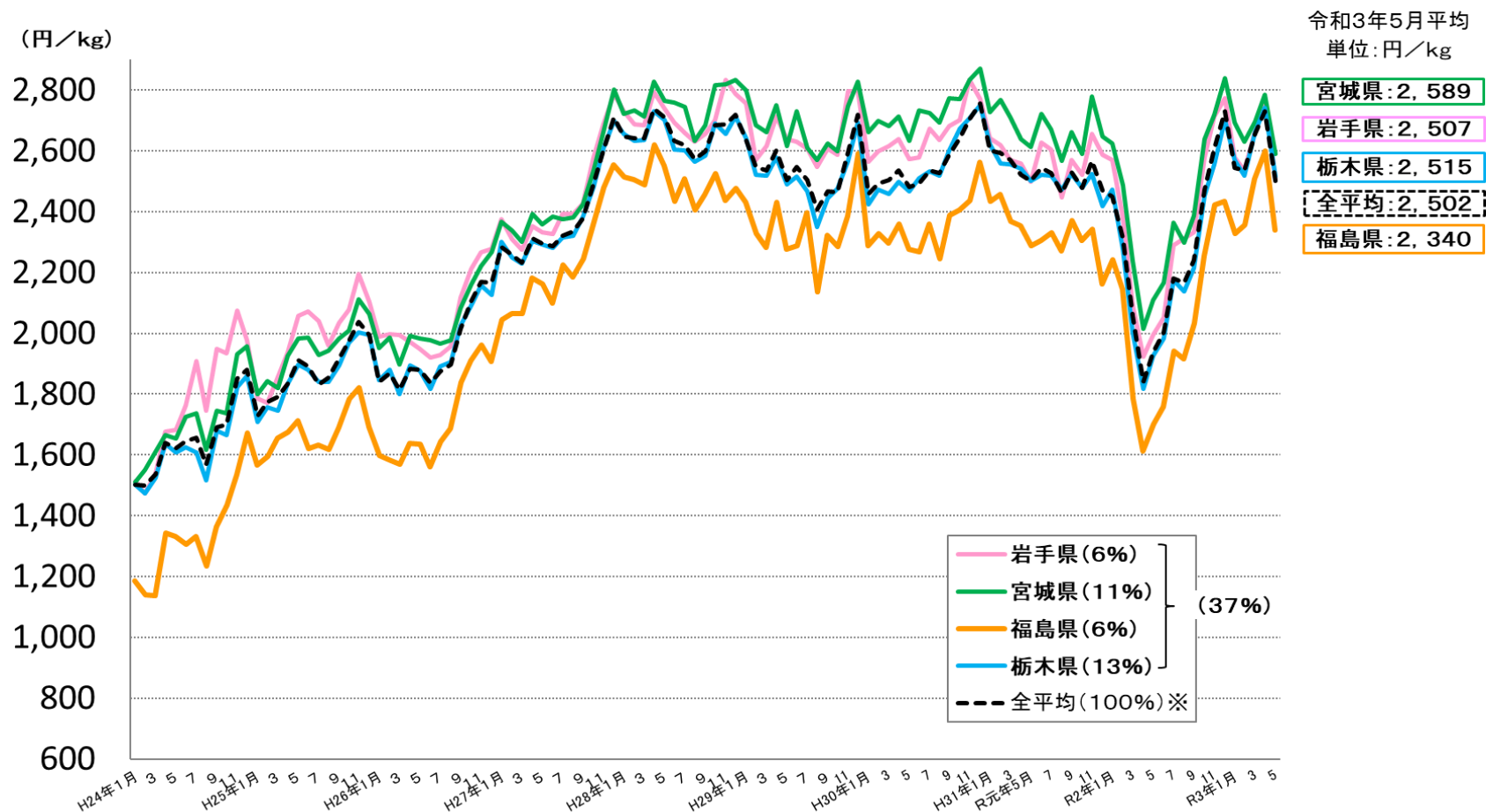


資料: 農林水産省「畜産物流通統計」

注: ()内は前年同月比、【】内は前々年同月比

最近の東京市場における牛枝肉卸売価格(和牛去勢全規格平均)の推移

- 平成23年度の牛枝肉卸売価格は、東日本大震災による消費の減退や暫定規制値を超える放射性物質検出の影響から、出荷制限4県を中心に価格が低下したが、平成23年度後半からは回復傾向で推移し、平成25年度以降は震災以前の価格を上回って推移。
- ただし、福島県産については、全国平均よりも低い水準で推移。



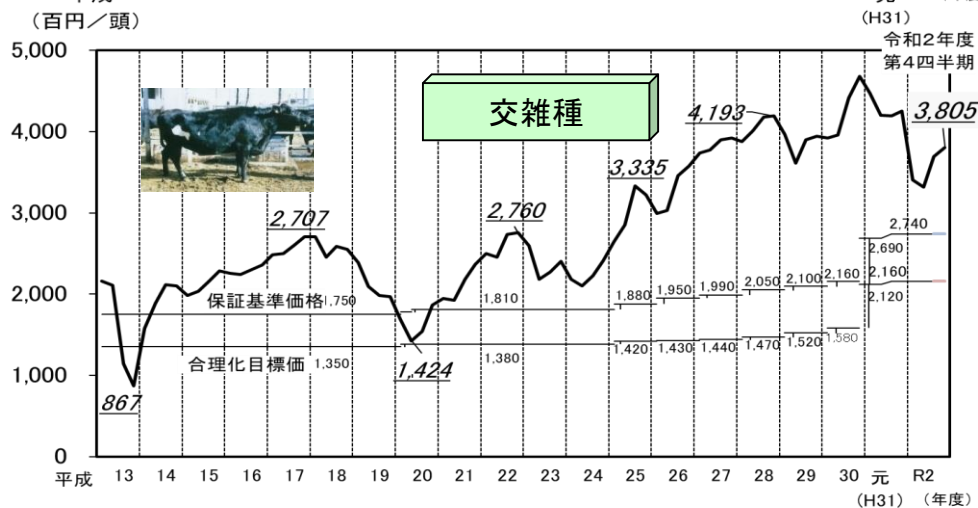
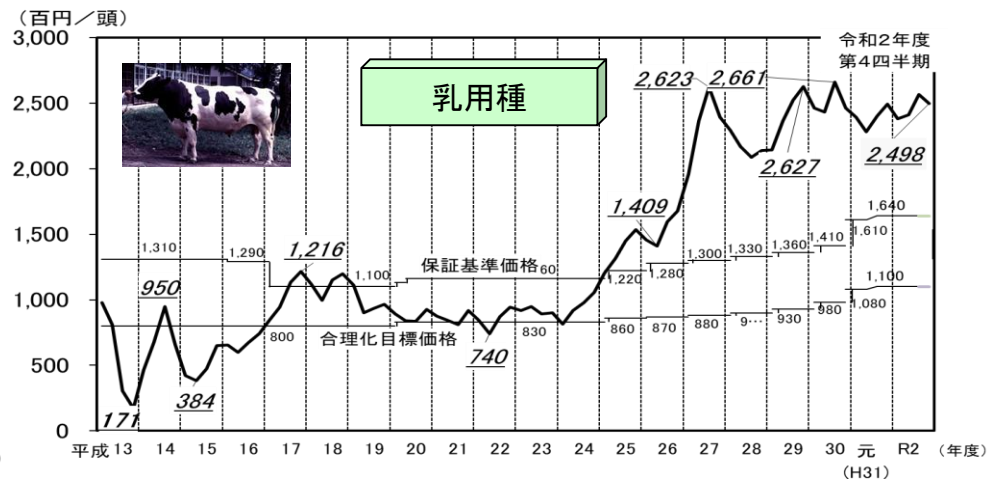
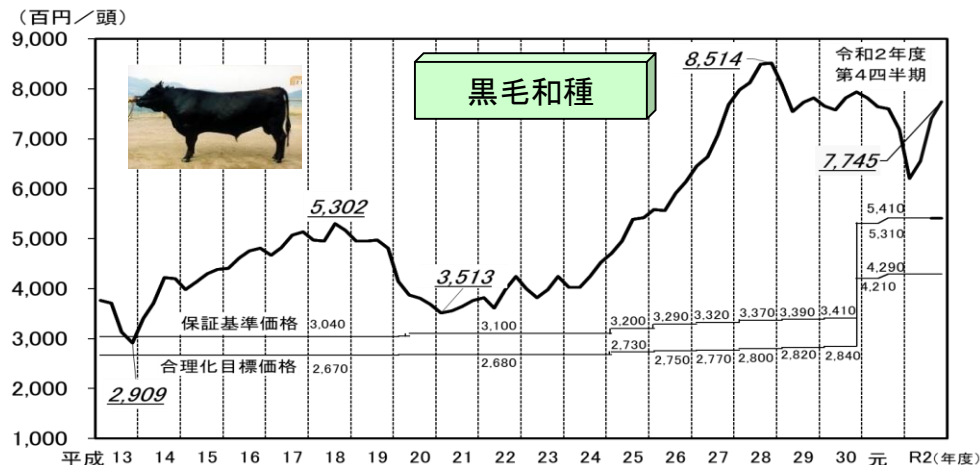
資料: 農林水産省調べ

価格は生体及び搬入(瑕疵除く)。

※ ()内は東京市場全体の和牛去勢全規格の取引頭数に占める各県産の頭数割合(R3年5月)

肉用子牛価格の推移

- 肉用子牛価格は、平成24年度以降、繁殖雌牛の減少による子牛の分娩頭数減少及び枝肉価格の上昇に伴い上昇。
- 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による枝肉価格の低下に伴い低下したが、枝肉価格の回復等に伴い上昇傾向で推移。



平成30～令和2年度補填金単価(単位:円/頭)

品 種 区 分	H30年度第1四半期	H30年度第2四半期	H30年度第3四半期	H30年度第4四半期	R元年度第1四半期	R元年度第2四半期	R元年度第3四半期	R元年度第4四半期	R2年度第1四半期	R2年度第2四半期	R2年度第3四半期	R2年度第4四半期
黒毛和種 補給金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
黒毛和種 支援交付金	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
褐毛和種 補給金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
褐毛和種 支援交付金	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の肉専用種 補給金	0	16,000	0	0	33,200	56,600	25,900	75,190	22,700			
その他の肉専用種 支援交付金	0	58,500	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳用種 補給金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
交雑種 補給金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※「補給金」は肉用子牛生産者補給金単価
「支援交付金」は肉用牛繁殖経営支援事業の交付金単価(平成30年12月30日より肉用子牛生産者補給金制度に一本化)
「その他の肉専用種」については、令和2年度から算定期間を1年(4月～3月)としている。

肉用牛飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、小規模層を中心に前年に比べ減少傾向で推移。
- ・ 飼養頭数は、平成29年から2年連続で増加し、平成31年から令和2年にかけても増加（＋28千頭）。
- ・ 一戸当たり飼養頭数は前年に比べ増加傾向で推移しており、大規模化が進展。
- ・ 繁殖雌牛の飼養頭数は、平成22年をピークに減少していたが、平成28年から前年に比べ、増加傾向で推移。

区 分 / 年		平成24	25	26	27	28	29	30	31	31参考値 ※注3	令和2 ※注4
肉用牛	戸 数(千戸)	65.2	61.3	57.5	54.4	51.9	50.1	48.3	46.3	45.6	43.9
	(対前年増減率)(%)	(▲6.3)	(▲6.0)	(▲6.2)	(▲5.4)	(▲4.6)	(▲3.5)	(▲3.6)	(▲4.1)	—	(▲3.7)
	頭 数(千頭)	2,723	2,642	2,567	2,489	2,479	2,499	2,514	2,503	2,527	2,555
	(対前年増減率)(%)	(▲1.4)	(▲3.0)	(▲2.8)	(▲3.0)	(▲0.4)	(0.8)	(0.6)	(▲0.4)	—	(1.1)
	1戸当たり(頭)	41.8	43.1	44.6	45.8	47.8	49.9	52.0	54.1	55.4	58.2
うち 繁殖雌牛	戸 数(千戸)	56.1	53.0	50.0	47.2	44.3	43.0	41.8	40.2	40.1	38.6
	頭 数(千頭)	642	618	595	580	589	597	610	626	605	622
	1戸当たり(頭)	11.4	11.7	11.9	12.3	13.3	13.9	14.6	15.6	15.1	16.1
うち 肥 育 牛	戸 数(千戸)	14.3	13.5	13.1	11.6	11.7	11.3	10.8	10.2	10.1	10.0
	頭 数(千頭)	1,702	1,663	1,623	1,568	1,557	1,557	1,550	1,522	1,542	1,548
	1戸当たり(頭)	119.0	123.2	123.9	135.2	133.1	137.8	143.5	149.2	152.7	155.1

資料：農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1：繁殖雌牛と肥育牛を重複して飼養している場合もあることから、両者の飼養戸数は肉用牛飼養戸数とは一致しない。

注2：肥育牛は、肉用種の肥育用牛と、乳用種の和としている。

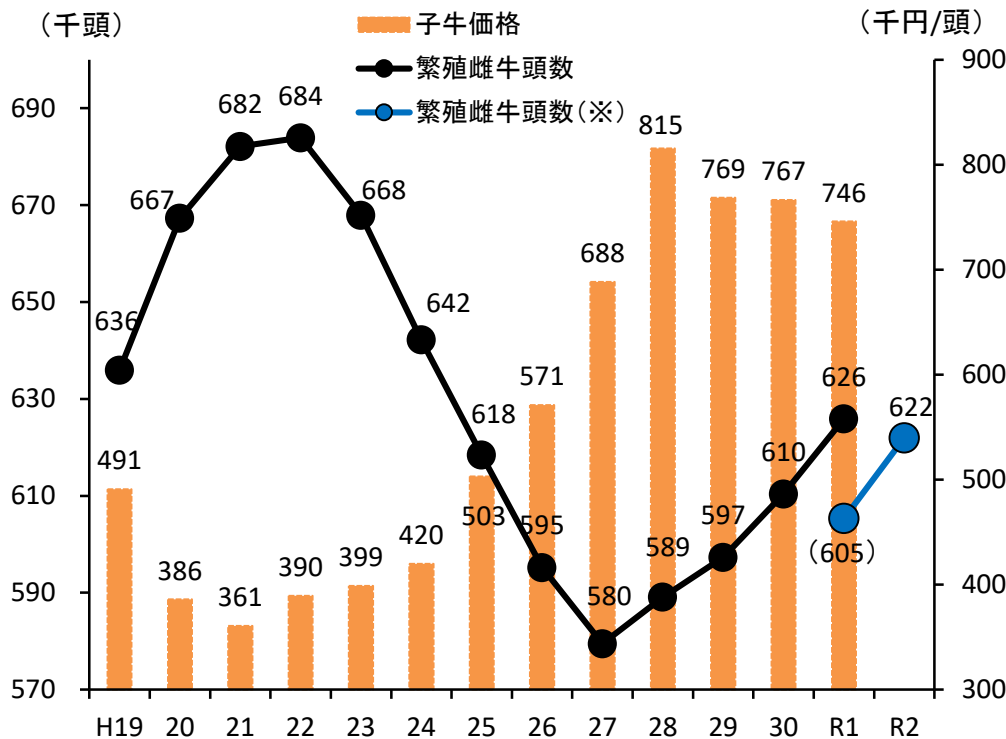
注3：令和2年から統計手法が変更されたため、令和2年の統計手法を用いて集計した平成31年の数値を参考値として記載。

注4：令和2年の対前年増減率は、平成31年の参考値との比較である。

肉用牛繁殖雌牛の動向

- 肉用牛繁殖雌牛の頭数は、平成22年の68万4千頭をピークに27年には58万頭まで減少(▲約10万頭)したが、各般の生産基盤強化対策の実施により、平成28年から増加傾向で推移しており、令和2年は62万2千頭。
- 肉専用種雌のうち繁殖に仕向けられる頭数割合は、平成25年度を底に増加傾向で推移しており、令和2年度では40%を超えた。

繁殖雌牛頭数及び子牛価格の推移



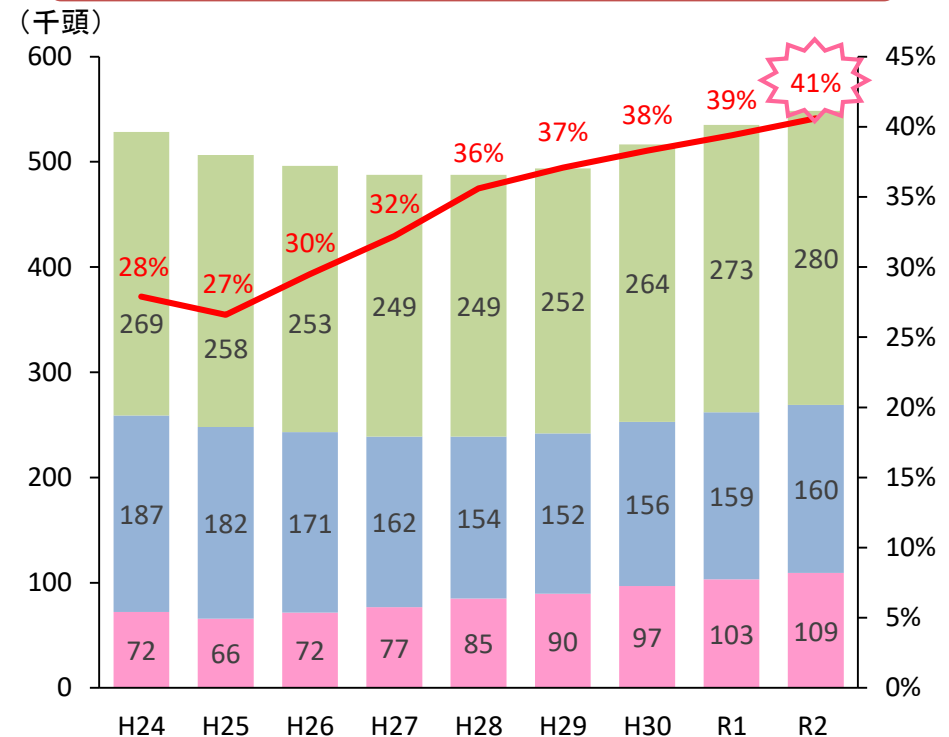
注：繁殖雌牛頭数は、各年2月1日時点の数値。

子牛価格は、黒毛和種(雄、雌)の年度平均価格。

資料：農林水産省「※畜産統計」、農畜産業振興機構「肉用子牛取引状況」

※R2年より統計手法が変更された。(R1年は変更後の統計手法による頭数を参考値として併記)

肉専用種雌の繁殖仕向頭数・割合の推移(推計)



■ 繁殖仕向雌 ■ 肥育仕向雌 ■ 肥育仕向雄 — 雌牛の繁殖仕向割合

注1：肥育仕向頭数は、牛マルキンで17月齢時点で肥育牛に登録された頭数

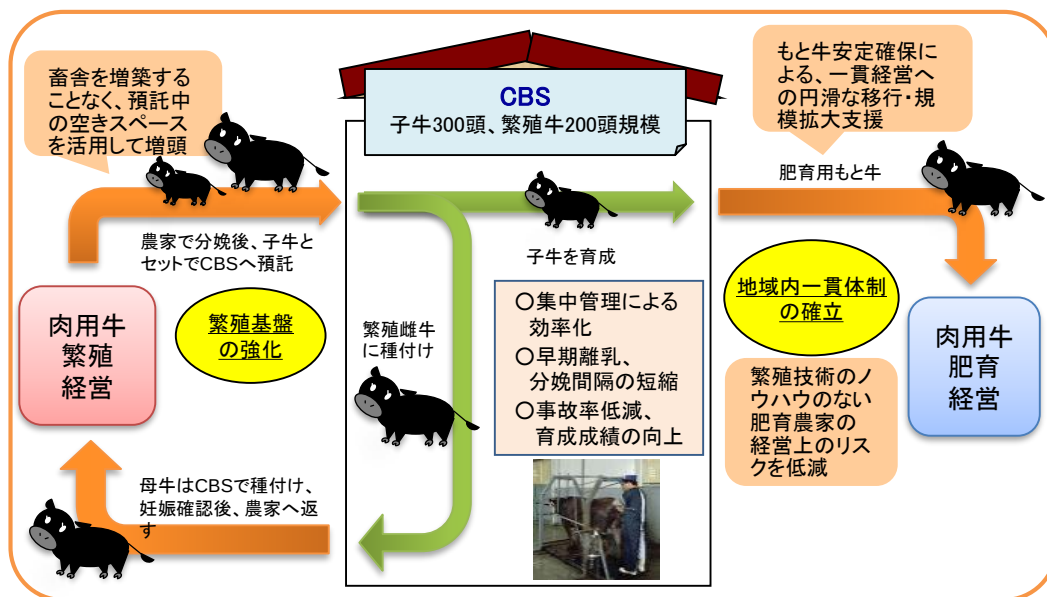
注2：繁殖仕向雌頭数は、雄：雌の出生割合が51:49として肥育仕向頭数から同時期の雌頭数を推計し、これから肥育仕向雌頭数を引いたもの

注3：雌繁殖仕向割合は、繁殖仕向雌頭数を肥育仕向雌頭数と繁殖仕向雌頭数の合計で除したもの

肉用牛生産基盤の強化に向けた取組

- 畜産クラスター事業により、子牛の育成部門を外部化して増頭を可能とするためのCBS(キャトルブリーディングステーション)やCS(キャトルステーション)の整備等を支援。
- 優良な繁殖雌牛の増頭や乳用牛への和牛受精卵移植技術を活用した和子牛の生産拡大等の取組を支援。

CBSを活用した生産基盤強化の事例



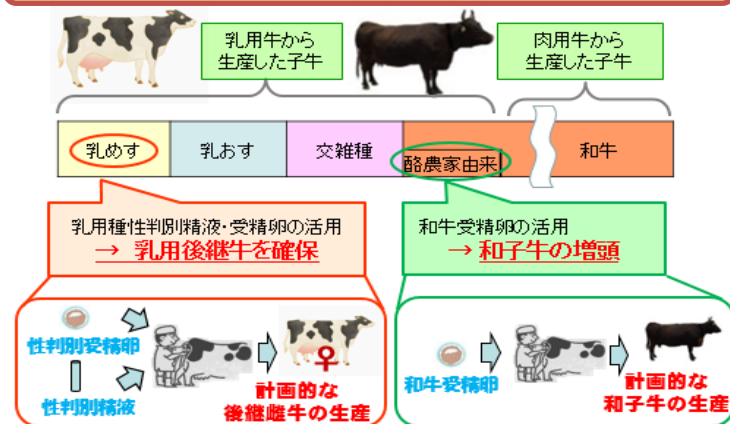
取組の効果

- 労働負担が軽減され、増築することなく繁殖牛の増頭が可能
- 集中管理による地域分娩回転率の向上
- 地域内一貫体制の確立
- 繁殖障害牛の有効活用

優良な繁殖雌牛の導入支援

- 畜産クラスター計画に基づく優良な繁殖雌牛の増頭
〔奨励金〕繁殖雌牛飼養50頭未満の経営体:24.6万円/頭
繁殖雌牛飼養50頭以上の経営体:17.5万円/頭
- 遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛の導入
農協等が繁殖雌牛を農家に貸付を行う取組に奨励金を交付
〔奨励金〕6万円/頭、(希少系統)9万円/頭
- その他にも導入を支援する事業を措置。

和牛受精卵を活用した和子牛の生産



和子牛の増産を進めるため、乳用種への和牛受精卵移植を支援。

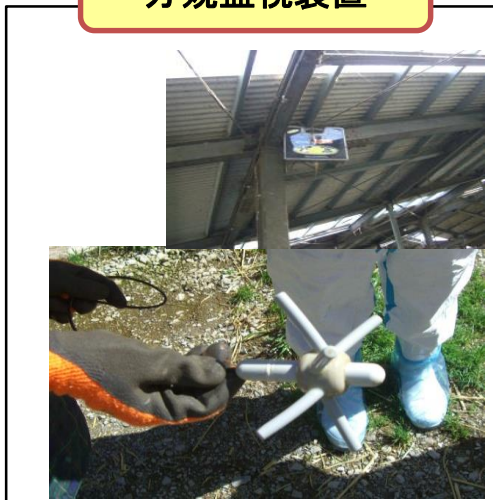
ICTやロボット技術の活用等による繁殖経営の生産性の向上、省力化の推進

- ・ 肉用牛生産基盤の強化を図る上で、繁殖雌牛の分娩間隔の短縮や子牛の事故率低減、労働負担の軽減を図ることが重要。
- ・ このため、ICT等の新技術を活用した発情発見装置や分娩監視装置、哺乳ロボット等の機械装置の導入を支援し、繁殖経営における生産性の向上と省力化を推進。

発情発見装置



分娩監視装置



哺乳ロボット



機械装置	発情発見装置	分娩監視装置	哺乳ロボット
導入前	毎日一定時間の発情監視が必要(夜間の発情見落とし等の懸念)	分娩が近い牛について、事故がないように24時間体制で監視	子牛1頭毎に1日2回以上哺乳するための労力と時間が必要
導入後	発情が自動的にスマホ等に通知されるため、監視業務の軽減や分娩間隔の短縮に効果 Ex: 導入後、分娩間隔349日まで短縮(全国平均405日)	分娩が始まると自動的に連絡が来るため、長時間の監視業務が軽減 Ex: 導入後、分娩事故率が大幅に減少(2.2%→0.3%)	子牛が欲しい時に自動的に哺乳されるため、省力化とともに、子牛の発育向上に効果 Ex: 導入後、子牛の哺乳に係る労働時間が80%低減。

肉用子牛対策の概要

- 肉用子牛生産の安定を図るため、子牛価格が保証基準価格を下回った場合に生産者補給金を交付（肉用子牛生産者補給金制度）
- 従来、肉用牛繁殖経営支援事業との2段階の仕組みにより支援していたが、TPP等関連政策大綱に基づき、肉用子牛生産者補給金制度に一本化し、TPP11発効の平成30年12月30日から適用

肉用子牛生産者補給金制度

- 肉用子牛の平均売買価格（四半期ごとに算定。その他肉専用種は年度ごと）が保証基準価格を下回った場合に、その差額の10/10を国から生産者補給金として交付
- さらに平均売買価格が合理化目標価格を下回った場合には、その差額の9/10を生産者積立金から生産者補給金として交付

保証基準価格及び合理化目標価格（令和3年度）（単位：千円/頭）

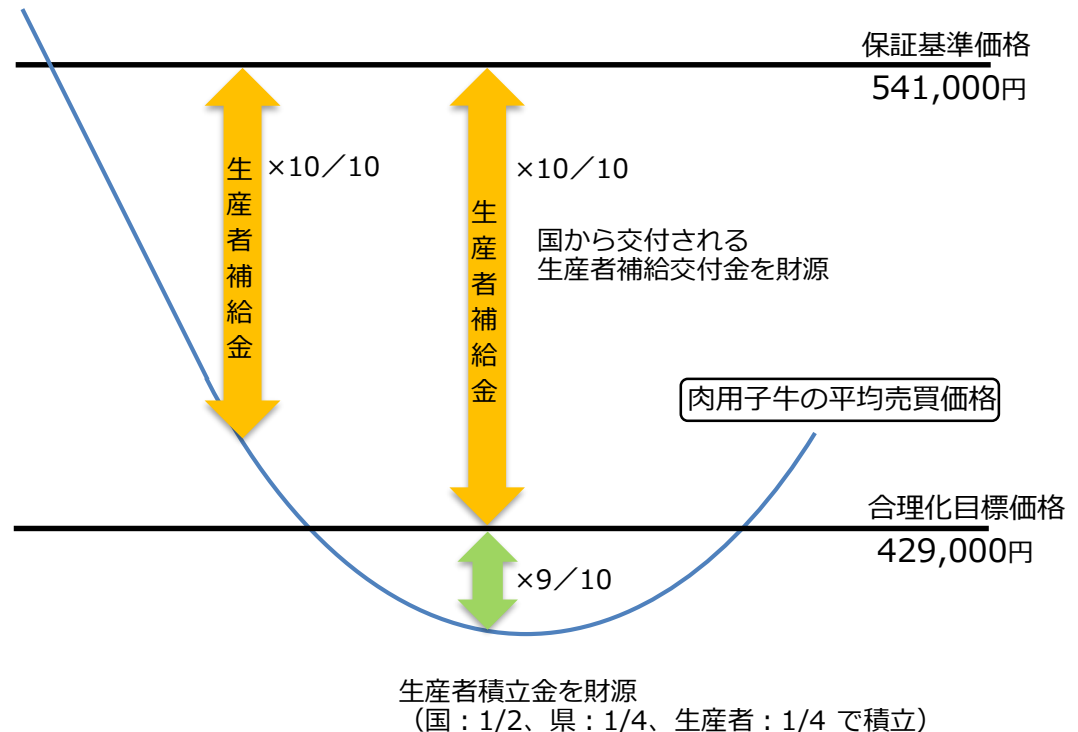
	黒毛和種	褐毛和種	その他肉専用種	乳用種	交雑種
保証基準価格	541	498	320	164	274
合理化目標価格	429	395	253	110	216

〔生産者積立金〕

- 負担割合 国：1/2、県：1/4、生産者：1/4
- 1頭当たりの生産者積立金（うち生産者負担金）

黒毛和種：1,600円/頭（400円/頭）
 褐毛和種：6,000円/頭（1,500円/頭）
 その他肉専用種：18,800円/頭（4,700円/頭）
 乳用種：6,800円/頭（1,700円/頭）
 交雑種：3,200円/頭（800円/頭）

【黒毛和種の場合】



《3年度所要額：662億円》

肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)の概要

- 肉用牛肥育経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。
- 標準的販売価格は、全国10ブロック(北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄)で算出し、標準的生産費は都道府県の区域毎に算出。

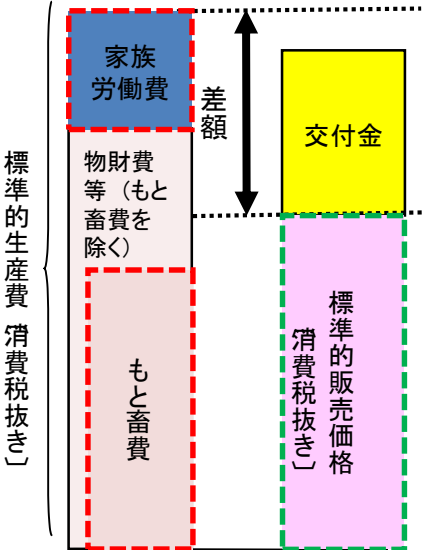
《制度の内容》

- ①負担割合 国：生産者＝3：1
(交付金のうち、1/4に相当する額は生産者負担金による積立金から支出)
- ②補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- ③対象品種 肉専用種、交雑種、乳用種(3区分)
- ④対象者 肥育牛生産者
- 《3年度所要額》 977億円

交付金交付状況(令和3年4月)

1. ※印は、令和3年5月末までに生産者積立金が不足した県。交付金が交付される場合、国費分(4分の3)の支払となるため、国費分の額を記載。
2. ※※印は、生産者負担金の納付を猶予された牛に対する単価で、国費分(4分の3)の支払となる。
3. ☆印の県は、標準的販売価格が全国平均に対し偏差値70(平均+2σ)以上となるため、単独で算定。

(円/頭)



	肉専用種																							交雑種	乳用種		
	北海道	東北					関東								北陸				東海								
	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	長野県	静岡県	新潟県	富山県	石川県	福井県	☆岐阜県	愛知県	三重県				
標準の販売価格①	1,284,786	1,309,072					1,312,464								1,342,270				1,438,617		1,294,206		800,696	441,637			
標準の生産費②	1,216,633	1,206,658	1,200,099	1,220,726	1,204,974	1,173,645	1,219,571	1,222,933	1,223,618	1,221,358	1,224,421	1,207,256	1,216,796	1,228,935	1,204,770	1,216,356	1,213,668	1,189,983	1,209,723	1,210,606	1,212,952	1,234,389	1,213,764	1,206,569	756,376	482,923	
差額③ (3=1-2)	68,153	102,414	108,973	88,346	104,098	135,427	89,501	89,531	88,846	91,106	88,043	105,208	95,668	83,529	107,694	96,108	98,796	152,287	132,547	131,664	129,318	204,228	80,442	87,637	44,320	▲ 41,286	
概算払交付金④ (4=3×0.9÷4000)	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	-	(※) -	(※) -	-	-	(※) -	(※) -	-	(※) -	(※) -	-	-	33,157
納付猶予牛(※※) (4×3/4)	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	-	(※) -	(※) -	△	△	(※) -	(※) -	-	(※) -	(※) -	-	-	※※) 24,968
生産者負担金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	13,000	11,000
	肉専用種																							交雑種	乳用種		
	近畿						中国					四国				九州										沖縄県	岩手県
	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	岩手県			
標準の販売価格①	1,332,032						1,273,086					1,327,752				1,315,112								1,318,000	720,994		
標準の生産費②	1,235,025	1,227,313	1,193,147	1,310,513	1,187,758	1,178,749	1,208,725	1,203,388	1,156,723	1,179,421	1,187,603	1,195,723	1,196,750	1,138,894	1,148,579	1,203,827	1,196,234	1,197,750	1,206,950	1,195,985	1,221,104	1,215,455	1,156,250	710,254			
差額③ (3=1-2)	97,007	104,719	138,885	21,519	144,274	153,283	64,361	69,698	116,363	93,665	85,483	132,029	131,002	188,858	179,173	111,285	118,878	117,362	108,162	119,127	94,008	99,657	161,750	10,740			
概算払交付金④ (4=3×0.9÷4000)	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	-	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	-	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	-	-	-	
納付猶予牛(※※) (4×3/4)	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	△	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	-	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	(※) -	-	-	-	
生産者負担金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	

東京都
京都府

27

※ 県ごとのデータを使用
ブロックごとのデータを使用

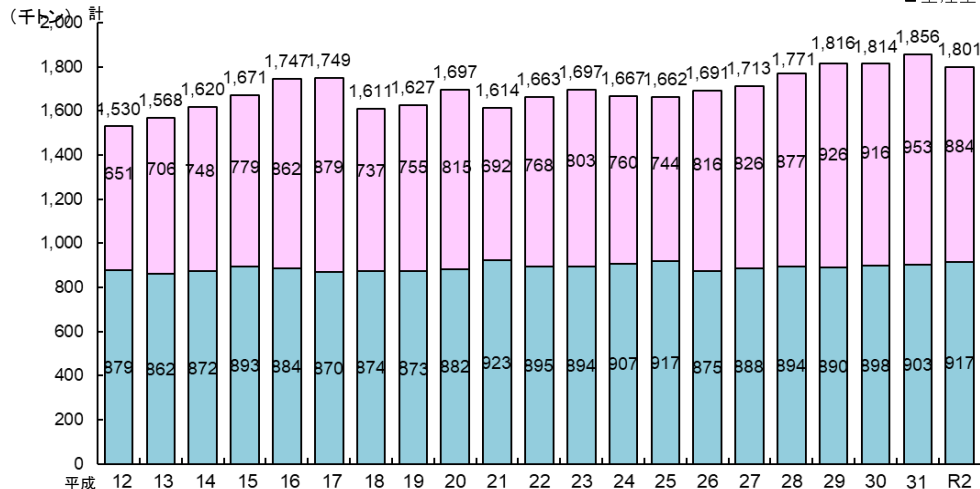
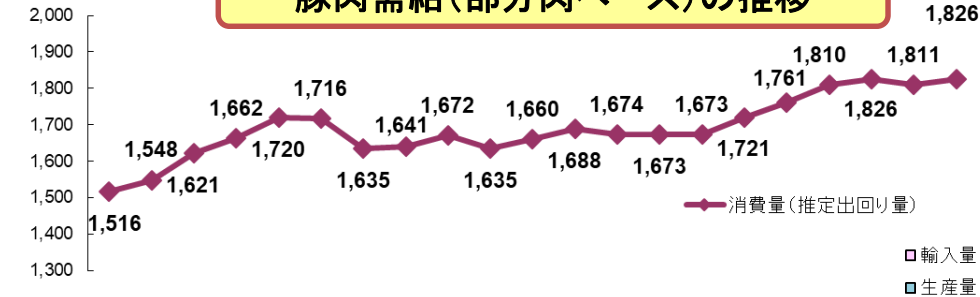
【豚肉関係】

豚肉の需給動向

- 豚肉の消費量は、BSEの発生や高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う牛肉・鶏肉からの代替需要により平成16年度まで増加。最近では豚肉需要の一層の高まりを背景に輸入量が増加したこと等から、180万トンを超えて推移。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により輸入量は減少したが、生産量が増えるとともに巣ごもり需要等を受け平成30年度と同水準の182.6万トンとなった。
- 国内生産量は90万トン前後で推移。
- 豚肉の自給率は、重量ベースが49%、カロリーベースが6%。

(千トン)

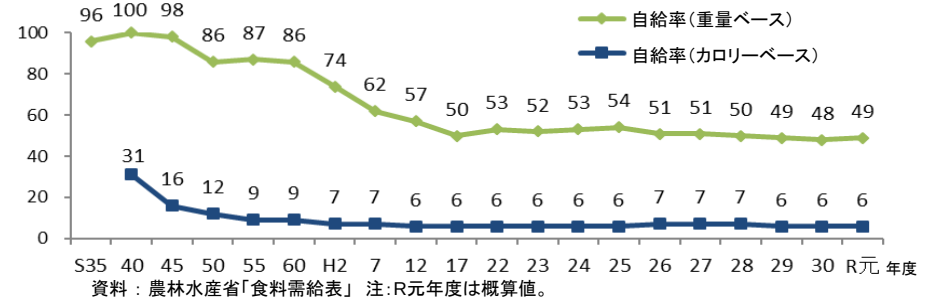
豚肉需給(部分肉ベース)の推移



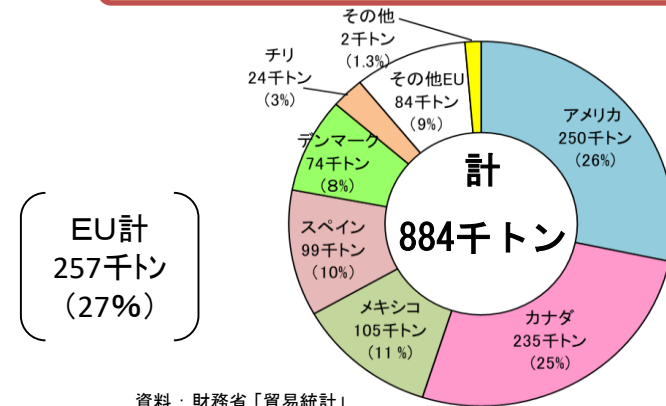
資料：農林水産省「畜産物流通統計」 財務省「貿易統計」(独)農畜産業振興機構「食肉の保管状況調査」
注：推定出回り量＝生産量＋輸入量＋前年度在庫量－当年度在庫量－輸出量

(元)

豚肉の自給率の推移

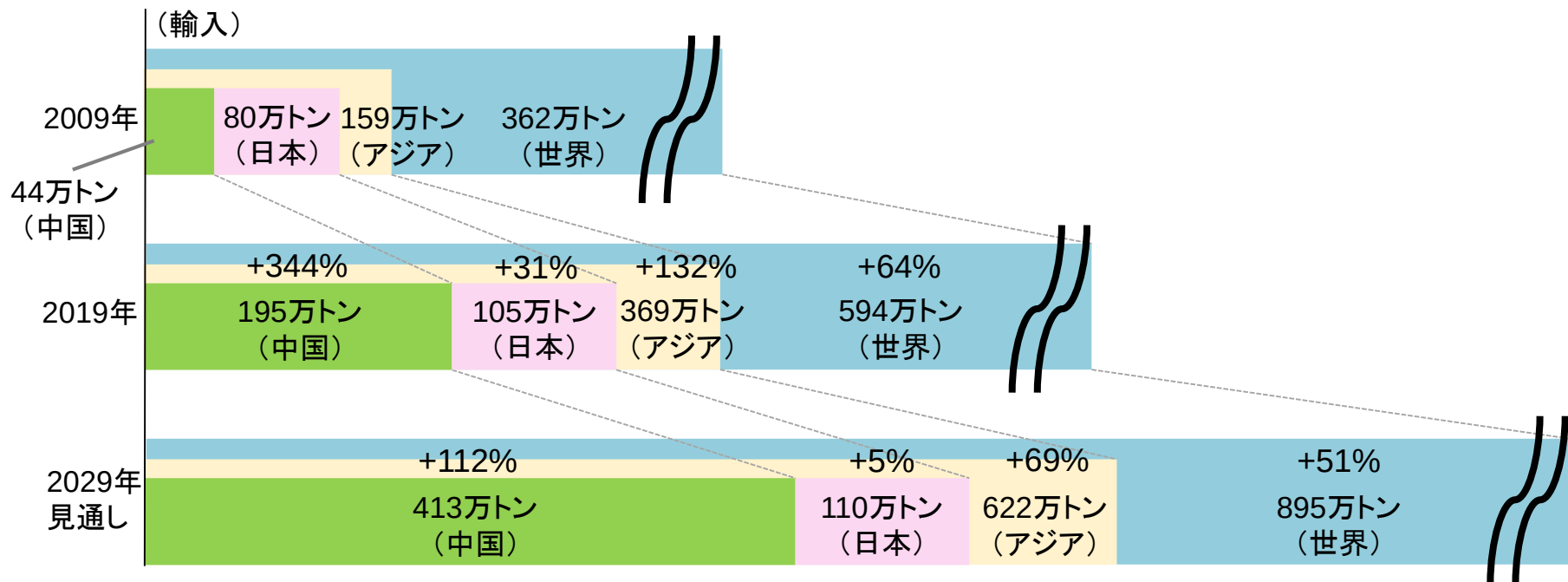


国別輸入量(部分肉ベース)令和2年度



世界とアジア地域の豚肉の輸入状況

- 2009年の世界の豚肉輸入量は362万トン、うちアジア地域が159万トン、日本が80万トン、中国が44万トン。
- この10年間で、中国の豚肉輸入量は急増(+344%)し、2019年には我が国と中国で世界の輸入の5割を占める状況。
- 2029年の世界の豚肉輸入量は895万トン(対2019年比+51%)、中国は413万トン(同+112%)に増加する見通し。
- このように、中国をはじめ、世界的に豚肉需要が増大していく中、日本が思うままに豚肉を輸入できる環境ではなくなりつつあり、国内生産の振興が一層重要。



出典: USDA “Livestock and Poultry: World Markets and Trade” “Long-term Projections 2021.2” (部分肉ベースに換算)

※「中国」は、USDA資料中の中国、香港の計。

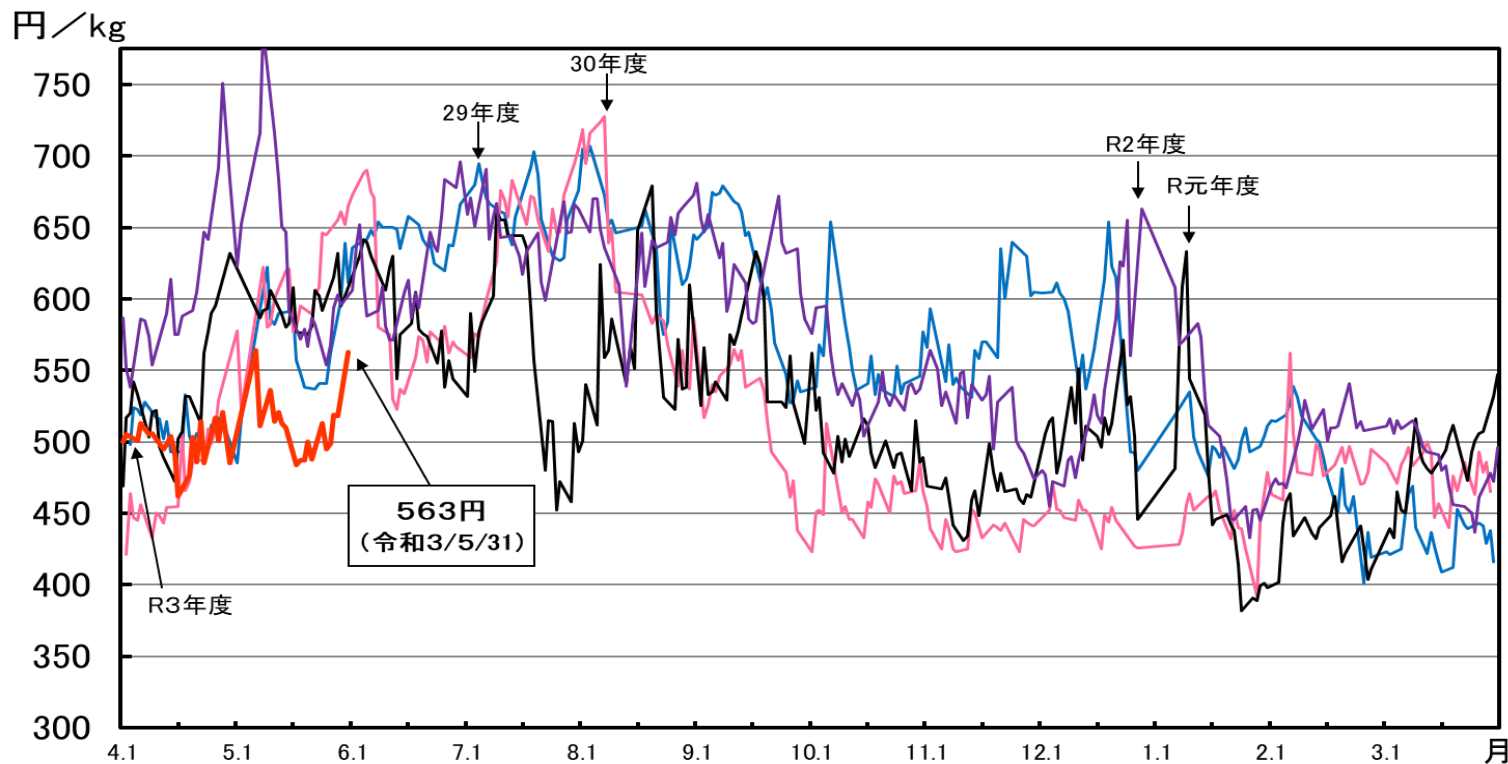
「アジア」は、日本、中国、香港、韓国、フィリピン、ベトナムの計。(USDA資料中の主要輸入国として明示されているアジアの国・地域を合算)

「世界」は、USDA資料中の主要豚肉輸入国の輸入量の合計。

豚枝肉卸売価格の推移

- 令和2年1月以降は、記録的な暖冬の影響で供給量が増加するとともに、鍋需要等が不振であったため、過去3年間と比べ低い水準で推移していたが、3月に入り、新型コロナウイルス感染症の影響により「巣ごもり需要」が旺盛となり、上昇に転じた。
- 令和2年度も、引き続き巣ごもり需要が好調で、堅調に推移。
- 令和3年5月は、過去4年間と比べ低い水準で推移している。

※ 東京及び大阪の中央卸売市場における「極上・上」規格の加重平均値



年度平均価格	
H29年度	: 564円/kg
H30年度	: 517円/kg
R元(31)年度	: 523円/kg
R2年度	: 572円/kg

月別平均価格	
最高値	
H29年 7月	: 662円
最低値	
H30年 3月	: 434円

資料:「畜産物市況速報」農林水産省統計部

注1: 東京大阪食肉市場の生体搬入物の頭数加重平均価格(上規格以上)である。

注2: 土・日曜日、祝日の価格を除く。

注3: 卸売価格は税込み価格(平成26年4月1日以降は消費税5%から8%に変更した価格)である。

豚飼養戸数・頭数の推移

- ・ 飼養戸数は、小規模層を中心に減少傾向。
- ・ 飼養頭数は、平成23年以降減少傾向で推移。
- ・ 一戸当たり飼養頭数及び子取用雌豚頭数は着実に増加しており、大規模化が進展。

区 分 / 年	平成21	23	24	25	26	28	29	30	31
飼養戸数(千戸)	6.9	6.0	5.8	5.6	5.3	4.8	4.7	4.5	4.3
(対前年増減率)(%)	(▲4.7)	(▲12.8)	(▲2.8)	(▲4.6)	(▲5.4)	(▲8.3)	(▲3.3)	(▲4.3)	(▲3.4)
うち肥育豚2千頭以上層(千戸)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
戸数シェア(%)	(14.5)	(16.2)	(17.0)	(18.4)	(19.4)	(19.9)	(21.3)	(22.2)	(23.3)
飼養頭数(千頭)	9,899	9,768	9,735	9,685	9,537	9,313	9,346	9,189	9,156
(対前年増減率)(%)	(1.6)	(▲1.3)	(▲0.3)	(▲0.5)	(▲1.5)	(▲2.3)	(0.4)	(▲1.7)	(▲0.4)
うち子取用雌豚(千頭)	937	902	900	900	885	845	839	824	853
(対前年増減率)(%)	(2.9)	(▲3.7)	(▲0.2)	(0.0)	(▲1.6)	(▲4.5)	(▲0.6)	(▲1.9)	(3.6)
うち肥育豚2千頭以上層(千頭)	6,219	6,492	6,394	6,583	6,528	6,309	6,479	6,606	6,664
頭数シェア(%)	(65.4)	(68.6)	(68.0)	(70.3)	(70.7)	(70.0)	(71.9)	(74.5)	(75.6)
一戸当たり平均 飼養頭数(頭)	1,436.7	1,625.3	1,667.0	1,738.8	1,809.7	1,928.2	2,001.3	2,055.7	2,119.4
一戸当たり平均 子取用雌豚頭数(頭)	158.0	176.5	183.7	194.7	206.4	214.4	220.9	226.3	246.6

資料：農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1：平成22年、平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、平成23年及び平成28年の()内の数値は、それぞれ平成21年及び平成26年との比較である。

2：肥育豚2千頭以上層戸数シェア及び頭数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

豚の生産能力向上への取組

- 我が国では、(独)家畜改良センター、都道府県、民間種豚生産者が国内外から育種素材を導入し、それぞれの目的・ニーズに応じた改良を実施し、多様な特性を持つ種豚を作成。
- 国産のデュロック種は、肉質面で一定の評価を得ており、産肉能力(増体性など)は、着実に向上。
- 一方、繁殖能力(年間離乳頭数など)は、改良の規模が小さいこと等から、デンマークやオランダなどの改良先進国に比べて劣る状況。
- このため、(独)家畜改良センター、都道府県及び民間種豚生産者からなる「国産純粋種豚改良協議会」を設立(平成28年3月)し、遺伝的能力評価や優良な種豚の利活用を進めるとともに、改良に用いる豚の頭数規模を拡大し、我が国の種豚改良を加速化。

産肉能力(一日平均増体量)の改良

品 種	H19年度(g)	H29年度(g)	増体比(%)
デュロック種(雄系)	651	689	106

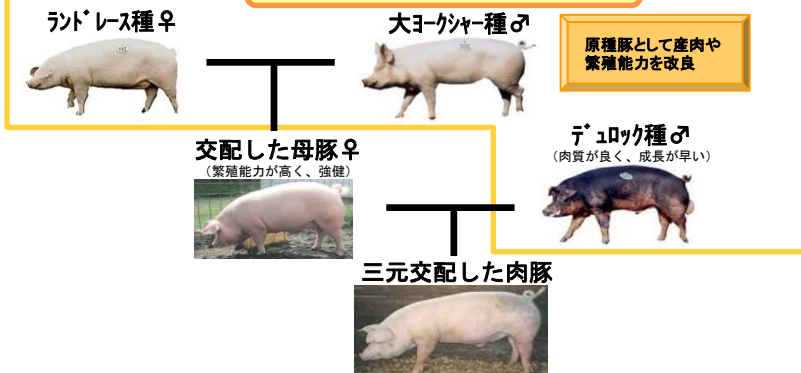
注: 遺伝的能力評価事業で収集したデータによる(生時を0kgとして算出した105kgまでの間の値)

家畜改良センターが造成したデュロック種「ユメサクラエース」



家畜改良センターは、筋肉内脂肪が多く(ロースで6%以上)、増体性の良いデュロック種を造成。

原種豚の交配例



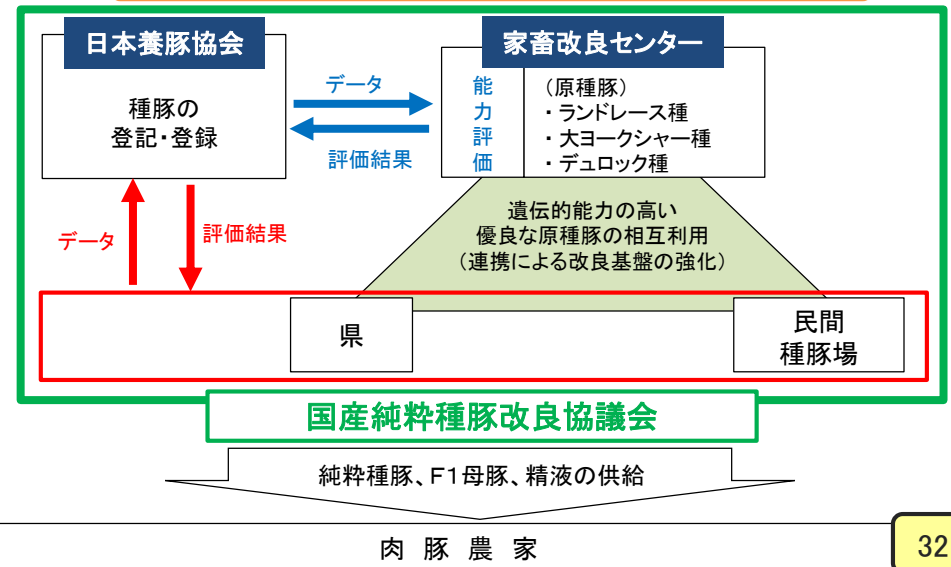
繁殖能力の国際比較

繁殖能力	日 本	米 国	オランダ	デンマーク
年間分娩回数(回) (a)	2.25	2.44	2.35	2.26
1回当たり育成頭数(頭) (b)	10.1	11.0	13.0	14.9
年間離乳頭数(頭) (a) × (b)	22.7	26.8	30.6	33.6

出典: 諸外国のデータについては、「2018 Pig Cost of Production in Selected Countries」

日本については、畜産振興課調べ

国産純粋種豚改良協議会による改良の推進



肉豚経営安定交付金(豚マルキン)の概要

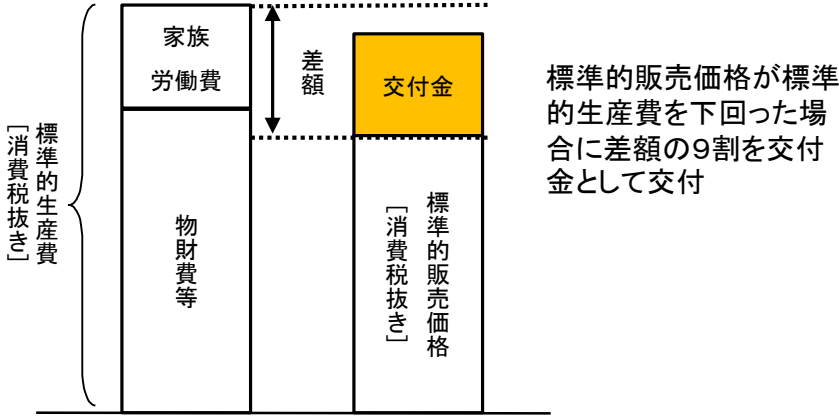
- ・ 養豚経営の安定を図るため、畜産経営の安定に関する法律に基づき、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合、その差額の9割を交付金として交付。
- ・ 標準的販売価格と標準的生産費は四半期終了時に計算。当該四半期に発動がなかった場合は、次の四半期に通算して計算。

《制度の内容》

- ① 負担割合 国：生産者 = 3：1
(交付金のうち1/4に相当する額は、生産者の積立てによる積立金から支出)
- ② 補填割合 標準的販売価格と標準的生産費の差額の9割
- ③ 対象者 肉豚生産者

《1頭当たり生産者負担金単価》 400円/頭

《令和3年度所要額》 168億円



平成22～令和2年度交付金単価(単位：円/頭)

※H30.12.29までは養豚経営安定対策事業による補填金の実績

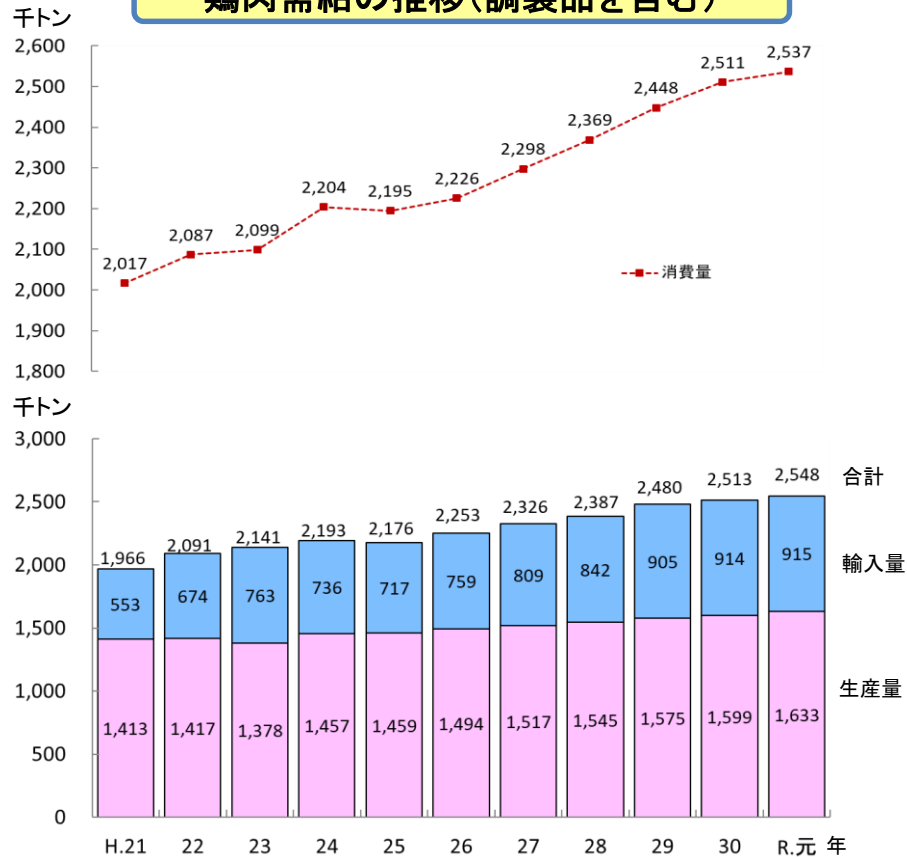
年度	平成22年度			平成23年度		平成24年度				平成25～ 令和2年度
四半期	第1	第2～3	第4	第1～3	第4	第1	第2	第3	第4	
交付金単価	730	860	860	610	3,810	1,230	120	4,310	4,250	発動なし

【鶏肉関係】

鶏肉の需給動向

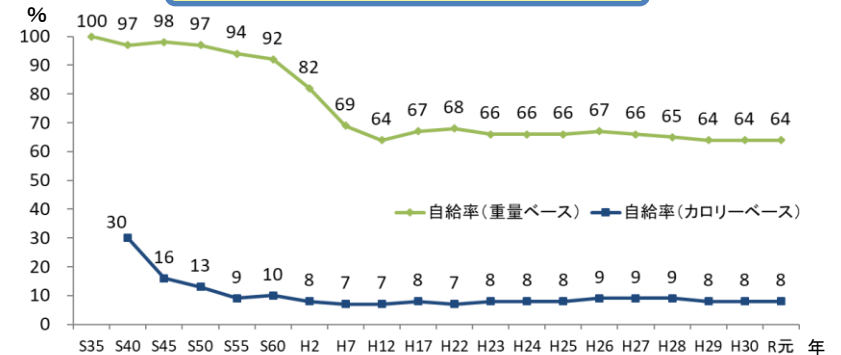
- 消費量は、消費者の健康志向の高まり等を背景に、増加傾向で推移しており、ここ数年、毎年過去最高を更新している。
 - 生産量は、価格が堅調に推移していること等から、増加傾向で推移しており、ここ数年、毎年過去最高を更新している。
 - 輸入量は、国内消費量の3～4割程度の水準で推移しており、主な輸入先国はブラジルである。
- なお、平成25年12月に輸入停止措置（平成16年1月～）が解除されたことから、平成26年度以降、タイ産の輸入量が増加傾向で推移している。

鶏肉需給の推移（調製品を含む）



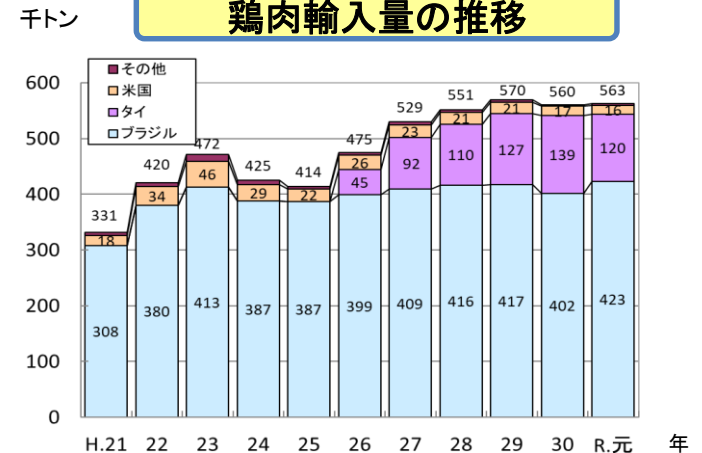
資料：農林水産省「食料需給表」、ALIC「需給表」、財務省「日本貿易統計」
 注1：R元年は概算値
 注2：消費量は、「生産量＋輸入量－輸出量－在庫の増加量」により推計。

鶏肉の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」
 注1：H20年度以前は年度ベース。 注2：R元年は概算値。

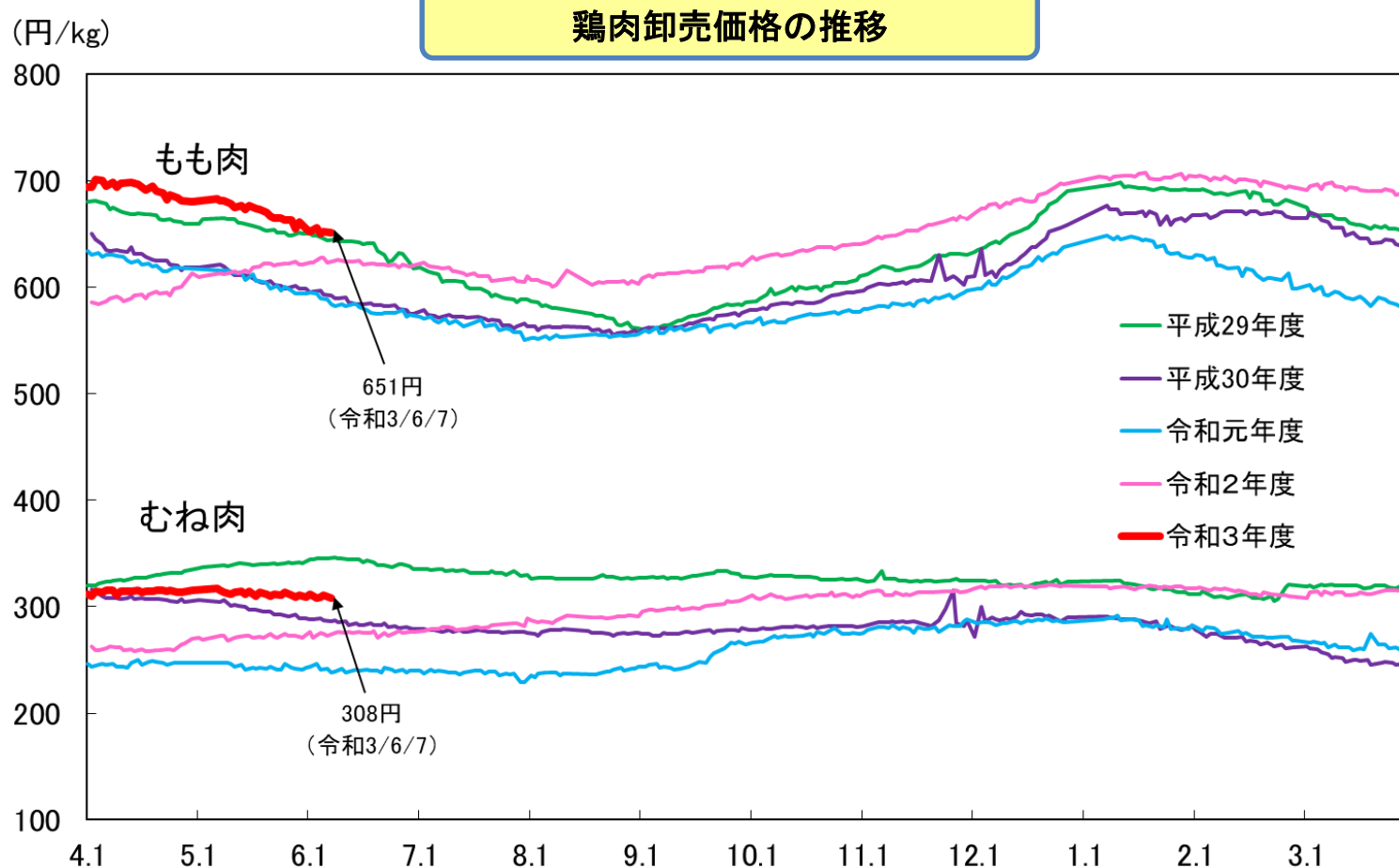
鶏肉輸入量の推移



資料：財務省「貿易統計」
 注：調製品は含まない。

鶏肉卸売価格の推移

- 近年の生産拡大等を背景に、令和元年度のもも肉・むね肉の価格は前年度を下回って推移していたが、新型コロナウイルス感染症の影響で「巣ごもり需要」が旺盛となったため、令和2年4月以降は上昇傾向で推移。
- 現在も堅調な需要が継続していることから、もも肉・むね肉ともに、価格は例年を上回る水準で推移している。



資料：農林水産省統計部調べ

鶏(ブロイラー)の飼養戸数・羽数の推移

- ・ 飼養戸数は、近年、小規模層を中心に年率1～2%の割合で減少。
- ・ 出荷羽数は、増加傾向で推移。
- ・ 一戸当たり飼養羽数及び出荷羽数は増加傾向で推移し、特に大規模層（年間出荷羽数50万羽以上）のシェアは拡大傾向。

区 分 / 年	平成21	25	26	28	29	30	31
飼養戸数(戸)	2,392	2,420	2,380	2,360	2,310	2,260	2,250
(対前年増減率)(%)	(▲2.6)	(－)	(▲1.7)	(▲0.8)	(▲2.1)	(▲2.2)	(▲0.4)
飼養羽数(千羽)	107,141	131,624	135,747	134,395	134,923	138,776	138,228
(対前年増減率)(%)	(4.0)	(－)	(3.1)	(▲1.0)	(0.4)	(2.9)	(▲0.4)
出荷戸数(戸)	－	2,440	2,410	2,360	2,320	2,270	2,260
うち50万羽以上層(戸)	－	225	230	266	268	272	282
戸数シェア(%)	－	(9.2)	(9.5)	(11.3)	(11.6)	(12.0)	(12.5)
出荷羽数(千羽)	－	649,778	652,441	667,438	677,713	689,280	695,335
うち50万羽以上層(千羽)	－	270,778	270,971	294,138	296,577	312,229	321,553
羽数シェア(%)	－	(41.7)	(41.5)	(44.1)	(43.8)	(45.3)	(46.2)
一戸当たり平均飼養羽数(千羽)	44.8	54.4	57	56.9	58.4	61.4	61.4
一戸当たり平均出荷羽数(千羽)	－	266.3	270.7	282.8	292.1	303.6	307.7

資料：農林水産省「畜産物流通統計」、「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1：平成21年までは畜産物流通統計、平成25年以降は畜産統計における調査となっており、平成21年以前の数値とは接続しない。

2：50万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3：平成25年の数値は、年間出荷羽数3,000羽未満の飼養者を除く数値である。

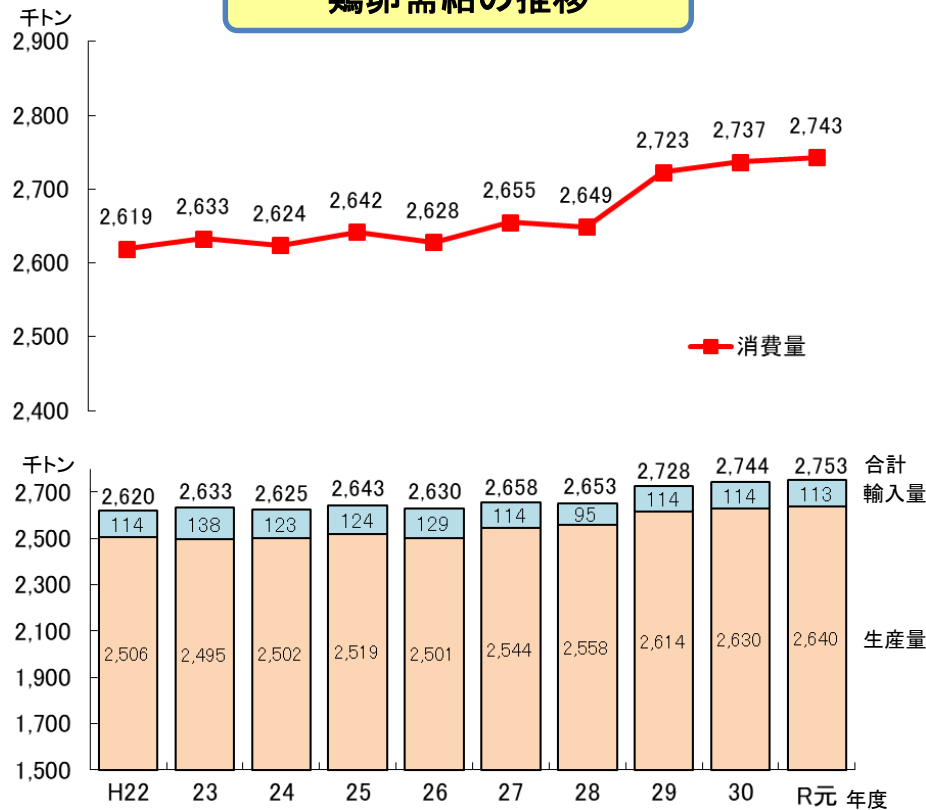
4：平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。また、平成28年の()内の数値は、平成26年との比較である。

【鷄卵關係】

鶏卵の需給動向

- 消費量は、年度により若干の変動はあるものの概ね安定的に推移。
- 生産量は、卵価が堅調だったこともあり、直近3カ年度は連続で前年度を上回った。
- 輸入量は、消費量の5%程度で安定的に推移しており、そのうち約9割は加工原料用の粉卵。

鶏卵需給の推移



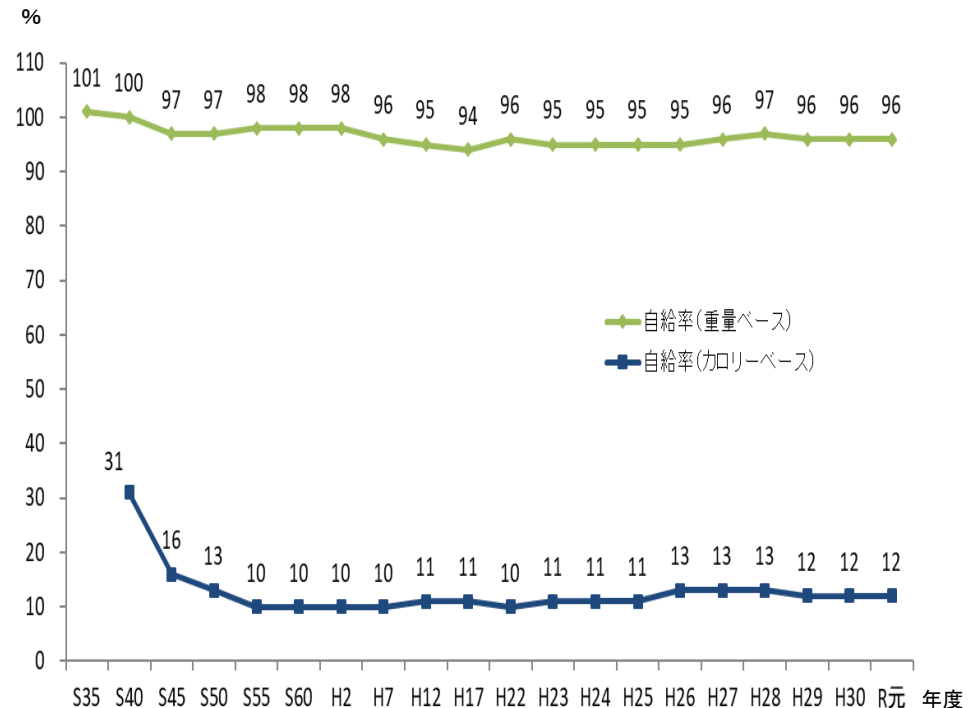
資料：農林水産省「畜産物流通統計」、財務省「日本貿易統計」

注1：R元年度は概算値。

注2：消費量は、「生産量＋輸入量－輸出量」により推計。

注3：輸入量は殻付き換算。

鶏卵の自給率の推移



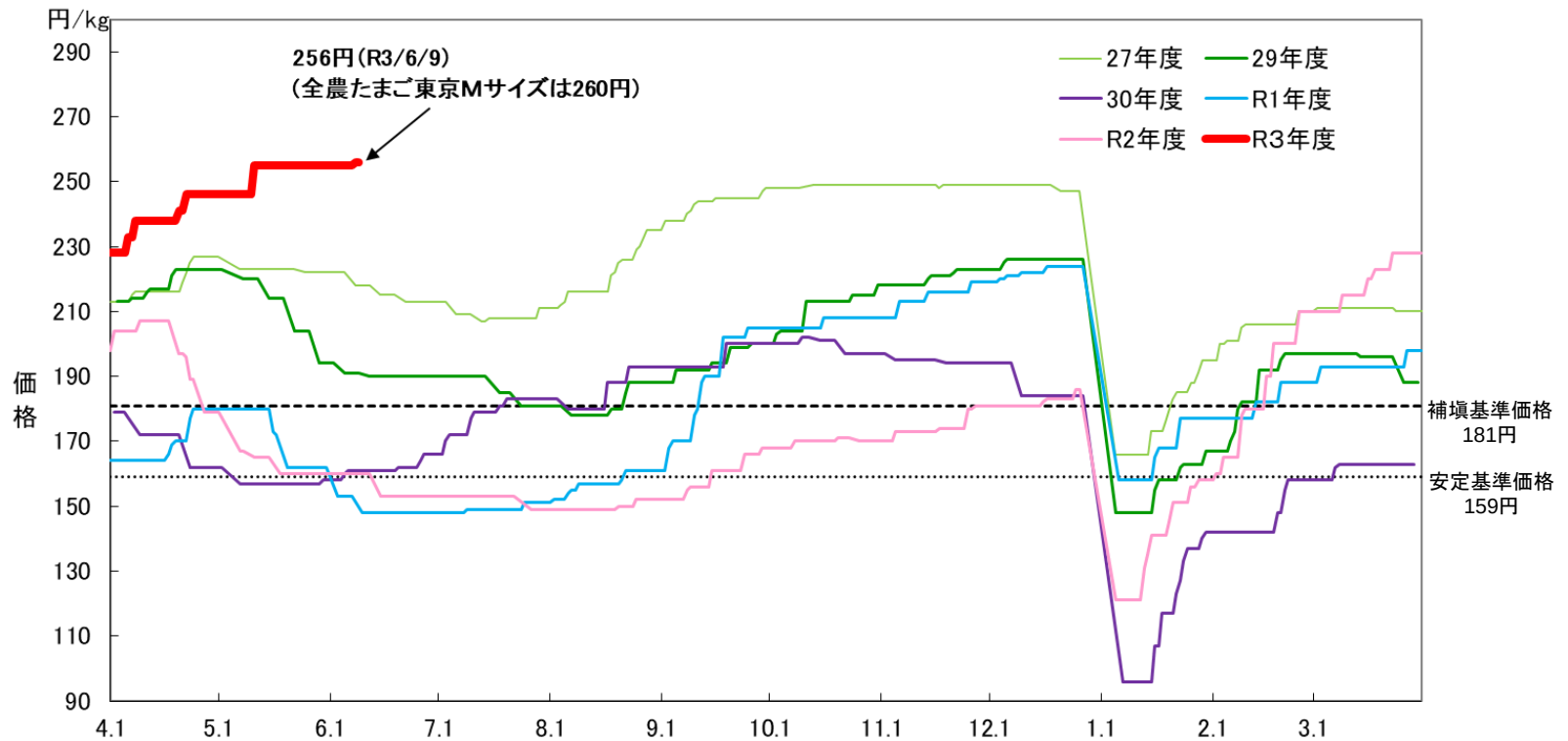
資料：農林水産省「食料需給表」

注：R元年度は概算値。

鶏卵卸売価格(標準取引価格)の推移

- ・ 鶏卵は需要のほとんどを国内産でまかなっているため、わずかな需給の変動が大きな価格変動をもたらす構造。
- ・ 卸売価格は、夏場の不需要期に低下し、年末の需要期に上昇する季節変動がある。
- ・ 令和2年4月の緊急事態宣言後、業務・加工用の需要が大幅に減少したため、価格は低水準で推移。年明け以降は、鳥インフルエンザ発生により殺処分羽数が多くなっていること等により上昇傾向にあり、例年を上回って推移している。

標準取引価格(日ごと)の推移



出典：一般社団法人日本養鶏協会

：標準取引価格(日毎)は、JA全農たまごの東京及び大阪のSS～LLサイズ(6規格)の加重平均価格

鶏(採卵鶏)の飼養戸数・羽数の推移

- ・ 飼養戸数は、近年、小規模層を中心に年率4～6%の割合で減少。
- ・ 成鶏めす飼養羽数は減少傾向で推移していたが、平成26年以降は増加傾向で推移。
- ・ 一戸当たり飼養羽数は、増加傾向で推移しており、大規模化が進展。

区 分 / 年	平成21	23	24	25	26	28	29	30	31
飼養戸数(戸)	3,110	2,930	2,810	2,650	2,560	2,440	2,350	2,200	2,120
(対前年増減率)(%)	(▲5.8)	(▲5.8)	(▲4.1)	(▲5.7)	(▲3.4)	(▲4.7)	(▲3.7)	(▲6.4)	(▲3.6)
うち成鶏めす10万羽以上層(戸)	350	336	327	328	324	347	340	332	329
戸数シェア(%)	(12.4)	(12.5)	(12.8)	(13.5)	(14.0)	(15.7)	(16.1)	(16.7)	(17.1)
成鶏めす飼養羽数(千羽)	139,910	137,352	135,477	133,085	133,506	134,569	136,101	139,036	141,792
(対前年増減率)(%)	(▲1.8)	(▲1.8)	(▲1.4)	(▲1.8)	(0.3)	(0.8)	(1.1)	(2.2)	(2.0)
うち10万羽以上層(千羽)	91,001	90,083	90,314	91,556	93,476	99,395	101,048	104,515	107,734
羽数シェア(%)	(65.2)	(65.7)	(66.8)	(68.8)	(70.0)	(73.9)	(74.3)	(75.2)	(76.0)
一戸当たり平均									
成鶏めす飼養羽数(千羽)	45.0	46.9	48.2	50.2	52.2	55.2	57.9	63.2	66.9

資料：農林水産省「畜産統計」(各年2月1日現在)

注1：種鶏のみの飼養者を除く。

2：10万羽以上層戸数シェア及び羽数シェアは、学校、試験場等の非営利的な飼養者を除いた数値を用いて算出している。

3：数値は成鶏めす羽数1,000羽未満の飼養者を除く数値。

4：平成22年、平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため比較できるデータがない。

また、平成23年及び平成28年の()内の数値は、それぞれ平成21年及び平成26年との比較である。

鶏卵生産者経営安定対策事業の概要

・鶏卵価格が低落した場合に価格差補填を行い、更に低落した場合、鶏舎を長期に空ける取組に対して奨励金を交付する。
併せて鶏卵の需給見通しの作成を支援することで、鶏卵の需給と価格の安定を図る。

1. 鶏卵価格差補填事業

鶏卵の毎月の標準取引価格が補填基準価格を下回った場合、その差額の9割を補填する（補填基準価格と安定基準価格の差額を上限）。

〔2. の事業への協力金の拠出が要件〕

2. 成鶏更新・空舎延長事業

鶏卵の毎日の標準取引価格が安定基準価格を下回った場合、その下回る日の30日前から上回る日の前日までに、成鶏を出荷し、その後60日以上鶏舎を空ける取組に対して奨励金を交付する。

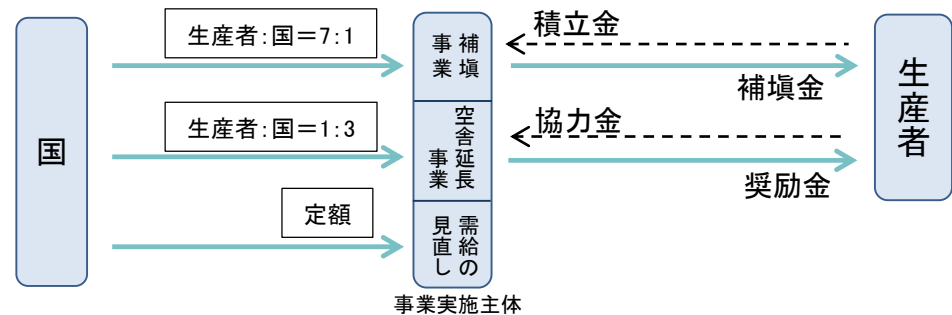
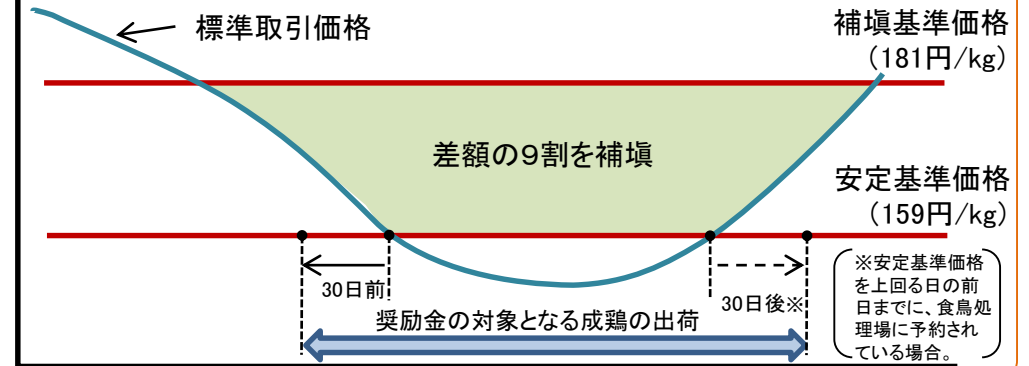
<奨励金単価 ※（ ）内は10万羽未満飼養生産者>

- ・ 空舎期間60日以上～90日未満 210円/羽（310円/羽）
- ・ 空舎期間90日以上～120日未満 420円/羽（620円/羽）
- ・ 食鳥処理場への奨励金 47円/羽

3. 鶏卵需給見通しの作成

需要に応じた鶏卵の生産・供給を推進するため、事業実施主体による鶏卵の需給見通しの作成を支援する。

（1及び2の事業）
[価格]



令和3年度補填金単価(単位:円/kg)

【R3年度予算額:52億円】

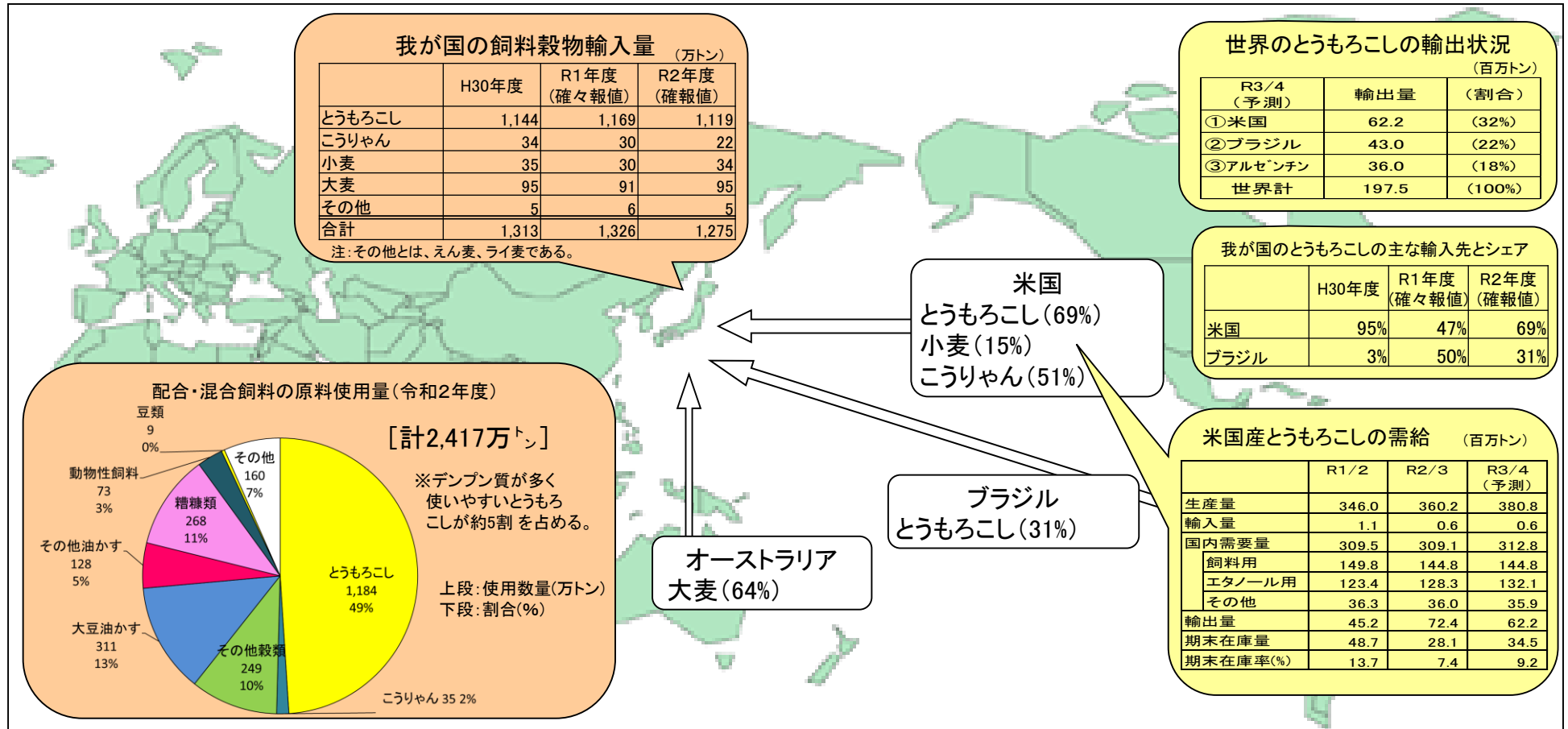
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
補填金 単価	0.000 (0.000)	0.000 (17.721)	- (19.800)	- (19.800)	- (19.800)	- (12.479)	- (0.000)	- (0.000)	- (0.000)	- (0.000)	- (0.000)	- (0.000)

()内は令和2年度実績。

【飼料関係】

最近の飼料穀物の輸入状況

- 飼料穀物の輸入量は、近年約1,300万トン程度で推移。主な輸入先国は、米国、ブラジル、オーストラリアなど。
- 飼料穀物のほとんどは輸入に依存しており、特に、使用割合が高いとうもろこしは、米国、ブラジルに大きく依存。



資料: 財務省「貿易統計」、USDA「World Agricultural Supply and Demand Estimates (June 10, 2021)」、(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」

注1: 括弧内の%はR2年4月からR3年3月までの輸入量の各穀物の国別シェア。

2: 米国産とうもろこしの需給については、1bu=約0.025401tとして農林水産省飼料課において換算。

配合飼料価格に影響を与える要因の動向

- とうもろこしの国際価格(シカゴ相場)は、令和2年3月から8月頃にかけては、エタノール向け需要の減少や米国での豊作期待等を背景に3ドル/ブッシェル台前半で推移していたが、9月以降、中国向け輸出成約の増加や南米の乾燥懸念等により上昇。令和3年4月末には約8年振りに7ドル/ブッシェルを突破し、6月現在は6ドル/ブッシェル台後半で推移。
- 大豆油かすの国際価格(シカゴ相場)は、令和2年4月以降、概ね300ドル/トンを下回って推移していたが、9月以降、中国の飼料需要の拡大等により上昇し、令和3年6月現在は400ドル/トン前後で推移。
- 海上運賃(フレート)は、船腹需要の減少によって令和2年5月には40ドル/トンを下回っていたが、以降は需要の増加により上昇し、令和3年6月現在は61ドル/トン程度で推移。
- 為替相場は、令和2年夏以降、円高傾向で推移していたが、直近では円安傾向となり、令和3年6月現在は110円/ドル程度で推移。

＜とうもろこしのシカゴ相場の推移(期近物)＞



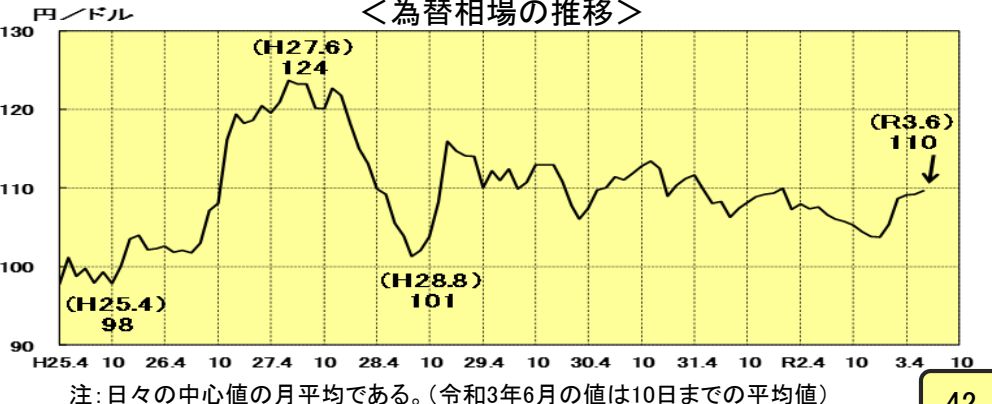
＜海上運賃の推移(ガルフ～日本)＞



＜大豆油かすのシカゴ相場の推移(期近物)＞



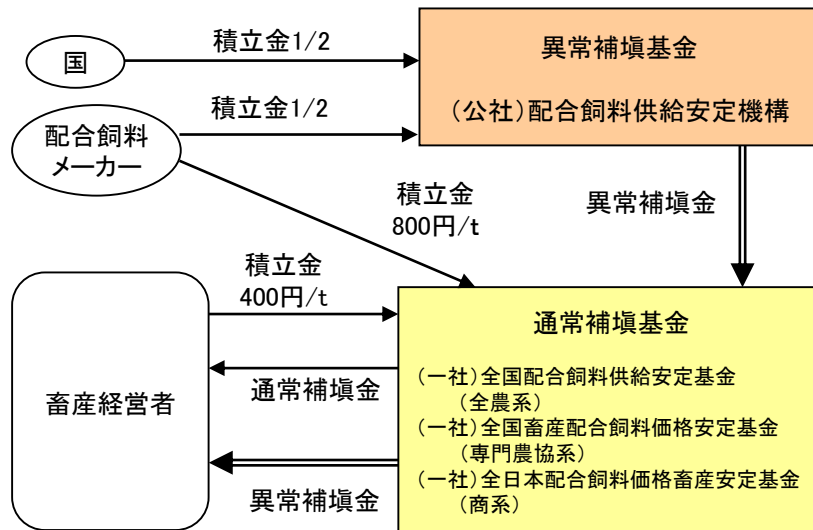
＜為替相場の推移＞



配合飼料価格安定制度の概要

- 配合飼料価格安定制度は、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、
 - ① 民間(生産者と配合飼料メーカー)の積立による「通常補填」と、
 - ② 異常な価格高騰時に通常補填を補完する「異常補填」(国と配合飼料メーカーが積立)の二段階の仕組みにより、生産者に対して、補填を実施。
- 平成25年12月に制度を見直し、通常補填の発動指標を配合飼料価格(メーカー建値)から輸入原料価格へ変更。
- 令和2年度第4四半期(1~3月)に8期ぶりに通常補填が発動。

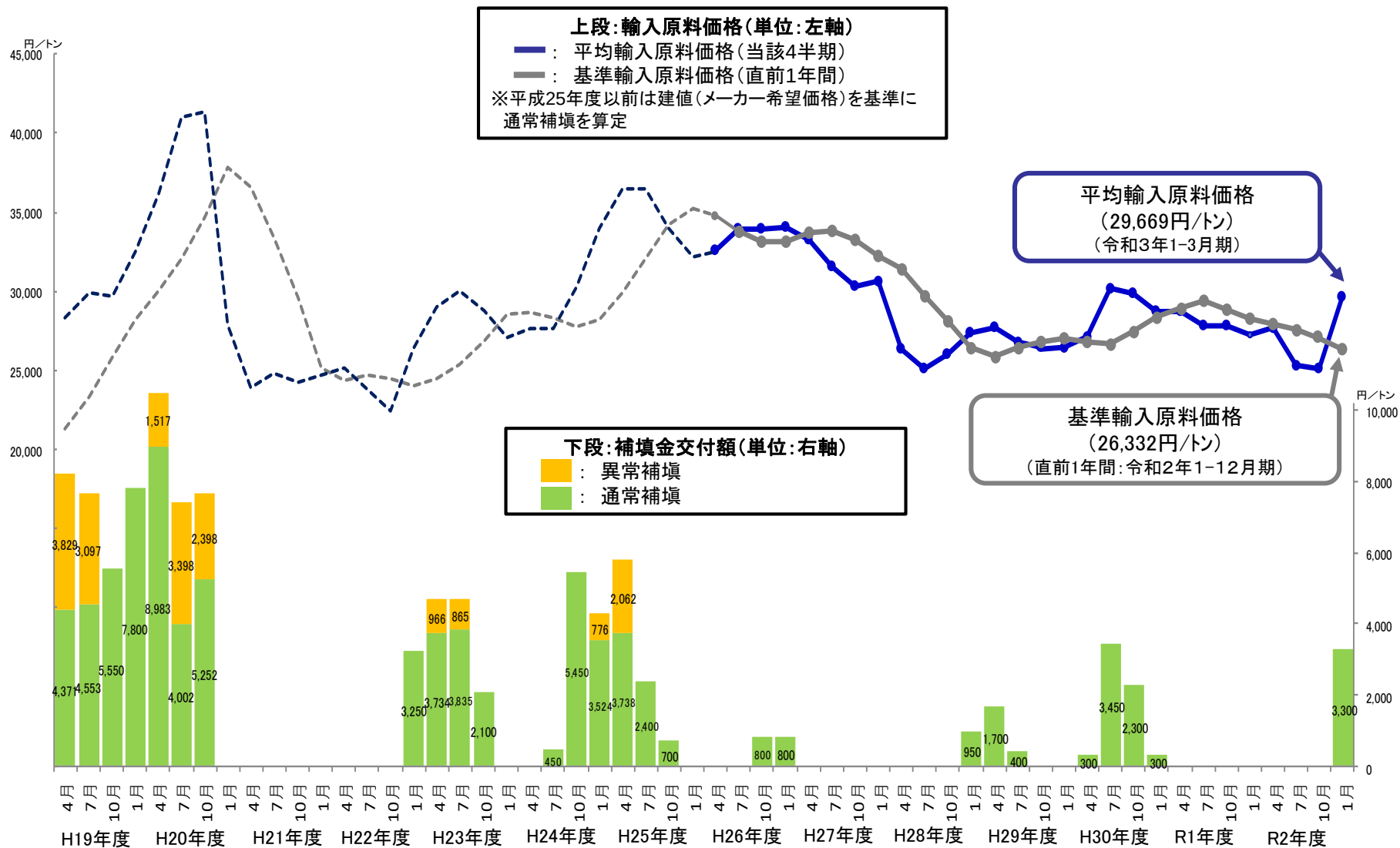
○ 制度の基本的な仕組み



○ 発動条件等

異常補填基金 (国とメーカーが 1/2ずつ拠出)	・ 輸入原料価格が直前1か年の平均と比べ115%を超えた場合 基金残高 (令和3年5月末時点に対応可能な額) 約720億円
通常補填基金 (生産者(400円/t)と 飼料メーカー(800円/t) が拠出)	・ 輸入原料価格が直前1か年の平均を上回った場合 基金残高 (令和3年5月末時点に対応可能な額) 約637億円 (異常補填基金と合わせ約1,358億円)

輸入原料価格の推移と配合飼料価格安定制度の補填の実施状況



注1: 輸入原料価格は、とうもろこし、こうりゃん、大豆油かす、大麦、小麦の5原料の平均価格。平成28年第3四半期までは、ふすまを含む6原料の平均価格。

注2: 平成25年度以前の通常補填については現在と計算方式が異なるため、平均/基準輸入原料価格の差と通常補填の交付額が一致しない。

注3: 数値は速報値。

資料: 財務省「貿易統計」、(公社)配合飼料供給安定機構「飼料月報」

良質かつ低廉な配合飼料の供給に向けた取組

- 国は、農業者が自らの努力のみでは対応できない「良質かつ低廉な農業資材の供給」等を図るため、「農業競争力強化支援法」等に基づき、配合飼料製造業を含む農業資材事業者の事業再編の促進や、取引条件の見える化、銘柄集約等の取組を推進。

最近の事業再編事例

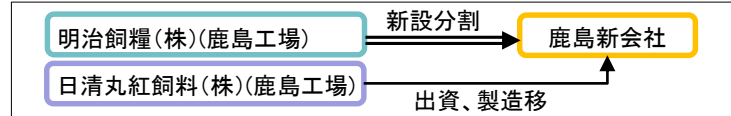
1. 農業競争力強化支援法に基づく認定事業再編計画

①フィード・ワン(株)(平成31年3月認定)

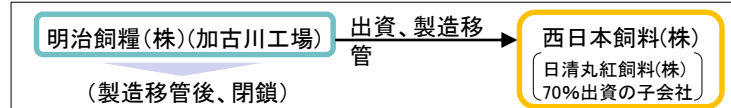
工場が老朽化した子会社から自社新工場へ製造移管

②明治飼糧(株)・日清丸紅飼料(株)(令和元年7月認定)

【関東】子会社を新設し、牛用飼料の製造を移管



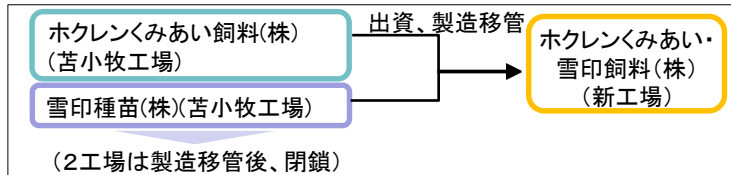
【関西】既存子会社に資本参加、牛用飼料の製造を移管



③ホクレンくみあい飼料(株)・雪印種苗(株)

(令和元年7月認定)

合併会社を設立し、飼料製造を移管



2. その他の取組

- JA西日本くみあい飼料(株)

4工場を2工場に集約(平成31年2月に完了)

「見える化」に関する取組

- 「AGMIRU(アグミル)」(民間事業者が運営する農業資材の比較購入ウェブサイト)の開設により、複数事業者の価格やサービスが簡易に比較できる環境が整備(平成29年6月～)。
- 農業競争力強化支援法に基づく調査を実施し、生産者の有利な調達に資するよう各畜種毎の全国的な購入価格を公表(平成30年8月～)。

銘柄集約の取組例

- JA全農は、小ロットの約500銘柄について、平成31年1～3月期には307銘柄まで削減。
- 各メーカーにおいて、乳牛用配合飼料や種豚用飼料の銘柄の見直し・集約により、コスト低減の取組などが進展。

輸入乾牧草の輸入・価格動向

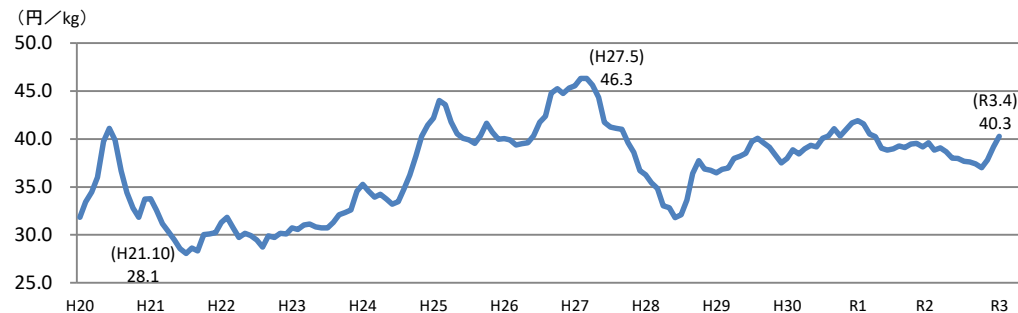
- 乾牧草の輸入量は、年間180万～200万トン程度で推移。輸入先については、米国が7割、豪州が2割、カナダが1割弱と輸入量のほとんどを3カ国で占めている。
- 乾牧草の輸入価格（通関価格）は、直近では、40.3円/kg（令和3年4月現在）となっている。
- 新型コロナの影響で滞船やコンテナ不足が生じ、コンテナ船の運航が乱れている状況が続いており、輸入が遅延している。

上段：輸入量（千トン）
下段：輸入シェア（%）

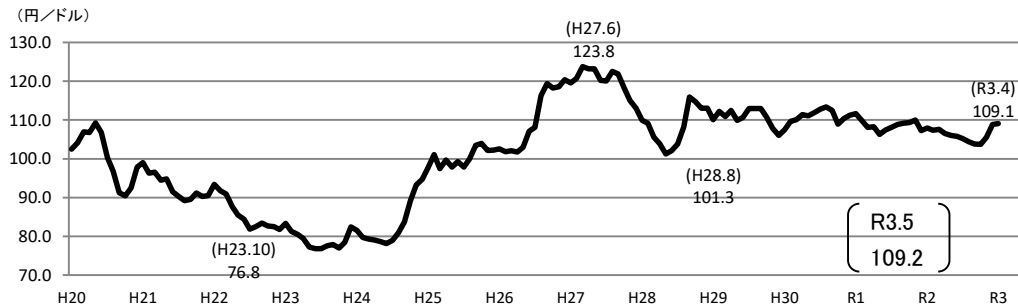
乾牧草の国別輸入量の推移

年 度	米国	豪州	カナダ	その他	うちロシア	合計
H24	1,635 (75.2)	353 (16.3)	169 (7.8)	16 (0.7)		2,175
H25	1,441 (73.7)	363 (18.6)	133 (6.8)	18 (0.9)		1,955
H26	1,319 (72.2)	369 (20.2)	128 (7.0)	11 (0.6)		1,827
H27	1,318 (71.9)	380 (20.7)	108 (5.9)	28 (1.5)		1,834
H28	1,364 (73.1)	367 (19.6)	106 (5.7)	29 (1.6)		1,866
H29	1,362 (70.3)	400 (20.6)	142 (7.3)	34 (1.8)	0.05 (0.0)	1,938
H30	1,394 (68.3)	455 (22.3)	146 (7.2)	44 (2.2)	2.85 (0.1)	2,039
R1 (確々報値)	1,440 (71.3)	403 (19.9)	130 (6.4)	48 (2.4)		2,021
R2 (確報値)	1,413 (69.8)	402 (19.9)	156 (7.7)	54 (2.7)	0.05 (0.0)	2,026
R3 4月 (速報値)	163 (70.8)	42 (18.2)	20 (8.6)	5 (2.3)		230

乾牧草の輸入価格（通関価格）



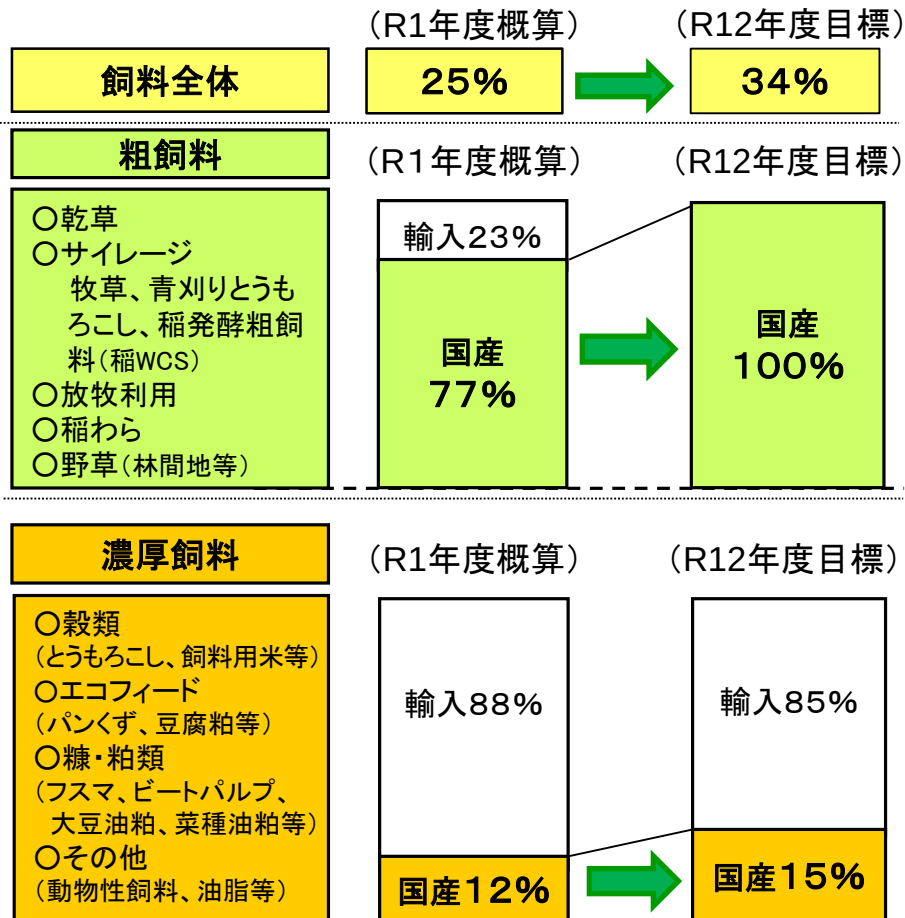
為替相場の推移



飼料自給率の現状と目標

- 令和元年度（概算）の飼料自給率（全体）は25%。このうち、粗飼料自給率は77%、濃厚飼料自給率は12%。
- 農林水産省では、飼料自給率について、粗飼料においては草地の生産性向上、飼料生産組織の高効率化等を中心に、濃厚飼料においてはエコフィードの利用や飼料用米作付の拡大等により向上を図り、飼料全体で34%（令和12年度）を目標としている。

飼料自給率の現状と目標



近年の飼料自給率の推移

年 \ 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (概算)
全 体	25%	26%	26%	26%	27%	28%	27%	26%	25%	25%
粗 飼 料	78%	77%	76%	77%	78%	79%	78%	78%	76%	77%
濃 厚 飼 料	11%	12%	12%	12%	14%	14%	14%	13%	12%	12%

- 令和元年度の飼料自給率〔概算〕は、粗飼料自給率は1ポイント上昇、濃厚飼料自給率は変わらず、全体としては前年度と変わらず25%となった。
- 粗飼料自給率は、飼料作物の作付面積は横ばいで推移したものの、主産地である北海道で天候が良好に推移したことにより単収が増加したこと等から、前年度より1%上昇し77%となった。
- 濃厚飼料自給率は、国産飼料用米の供給量が減少したものの、ふすまやビートパルプの供給量が増加したこと等から、前年度と同じく12%となった。

国産飼料基盤に立脚した生産への転換

- ・ 酪農・肉用牛の生産基盤の強化のためには経営コストの3～5割程度を占める飼料費の低減が不可欠。
- ・ このため、水田や耕作放棄地の有効活用等による飼料生産の増加、食品残さ等未利用資源の利用拡大の推進等の総合的な自給飼料増産対策により、輸入飼料に過度に依存した畜産から国産飼料に立脚した畜産への転換を推進している。

○ 飼料増産の推進

①水田の有効活用、耕畜連携の推進



②草地等の生産性向上の推進



③放牧の推進



○ エコフィード^{注4}等の利用拡大

- ・ 食品加工残さ、農場残さ等未利用資源の更なる利用拡大



利用拡大

生産増加

国産飼料基盤に立脚した畜産の確立

飼料自給率

	R元年度 (概算)	⇒	R12年度 (目標)
飼料全体	25%	⇒	34%
粗飼料	77%	⇒	100%
濃厚飼料	12%	⇒	15%

○ 飼料生産技術の向上

- ・ 高品質飼料の生産推進



○ コントラクター^{注2}、TMRセンター^{注3}による飼料生産の効率化

- ・ 作業集積や他地域への粗飼料供給等、生産機能の高度化を推進



注1 稲発酵粗飼料: 稲の実と茎葉を一体的に収穫し発酵させた牛の飼料

注2 コントラクター: 飼料作物の収穫作業等の農作業を請け負う組織

注3 TMRセンター: 粗飼料と濃厚飼料を組み合わせた牛の飼料(Total Mixed Ration)を製造し農家に供給する施設

注4 エコフィード: 食品残さ等を原料として製造された飼料

(トピックス) 国産濃厚飼料の生産・利用の推進

- 国産濃厚飼料の生産への取組として、「イアコーンサイレージ※」や「子実用とうもろこし」に関する取組を推進。
- イアコーンサイレージは、平成20年頃から北海道で生産を開始。
- 子実用とうもろこしは、
 - 水田や畑における輪作体系に取り入れることにより、①排水性の改善、②緑肥による地力改善、③連作障害の回避が可能。
 - 飼料用米等と比べ単位面積当たりの労働時間が少なく、労働生産性が高いが、普及を図っていく上では、生産コストの低減や専用収穫機の導入、安定した供給体制の構築（需要者とのマッチング、保管施設の確保）が必要。
- イアコーンサイレージや子実用とうもろこしの生産・利用拡大を図るため、モデル実証に必要な収穫専用機械の導入等を支援。

国産濃厚飼料(R2作付面積:853ha(推計))

イアコーンサイレージ※

とうもろこしの実を外皮ごと収穫し、子実・芯・外皮をサイレージ化した飼料

→ 牛・豚に給与可能



ハーベスターによる収穫
(専用ヘッダ装着)



ロールペラーによる梱包・保存

子実用とうもろこし

とうもろこしの子実のみを収穫・乾燥した飼料

→ 牛・豚・鶏に給与可能

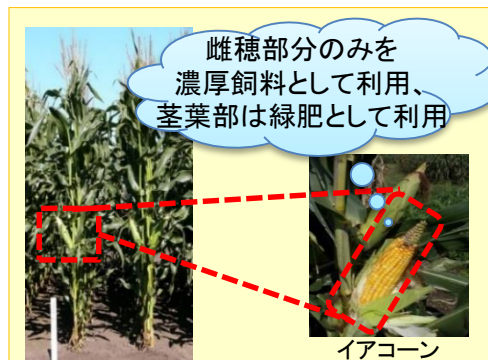


コンバインによる収穫(専用ヘッダ装着)

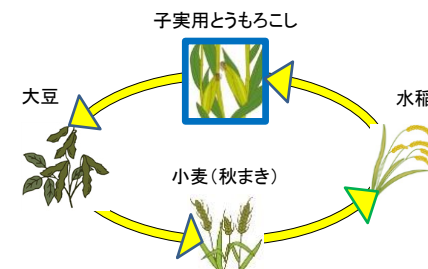


収穫された子実

※イアコーンのイアー(ear)とは、とうもろこしの雌穂(子実・芯・外皮)の部分を目指す。



子実用とうもろこしを組み合わせた
輪作体系の一例



【R3年度】畜産生産力・生産体制強化対策事業 (飼料生産利用体系高効率化対策のうち国産濃厚飼料生産利用推進)

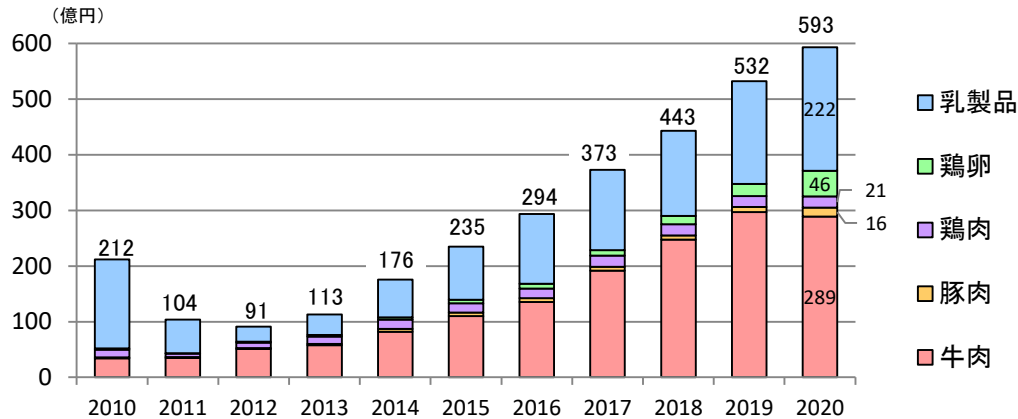
- 国産濃厚飼料生産・利用体系の構築。
技術実証、実需者とのマッチング等に係る経費を支援。(補助率:定額)
実証に必要な収穫専用機械、調製・保管に係る整備等を支援。(補助率:1/2以内)
- 国産濃厚飼料生産利用拡大体系の構築。
技術実証、技術習得等に係る経費を支援。(補助率:定額)
実証に必要な収穫専用機械、調製・保管、品質管理に係る整備等を支援。
(補助率:1/2以内)
- 子実用とうもろこしの種子確保に向けた調査。(補助率:定額)

【輸出関係】

畜産物の輸出について

- 2020年の畜産物の輸出実績は593億円で、2012年以降連続して増加。うち牛肉が最大の289億円、全体の約49%を占める。
- 2020年4月に「農林水産物・食品輸出本部」を設置し、同年12月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を策定。政府一体となって更なる輸出拡大に取り組む。

日本産畜産物の輸出実績



農林水産物・食品輸出本部の創設

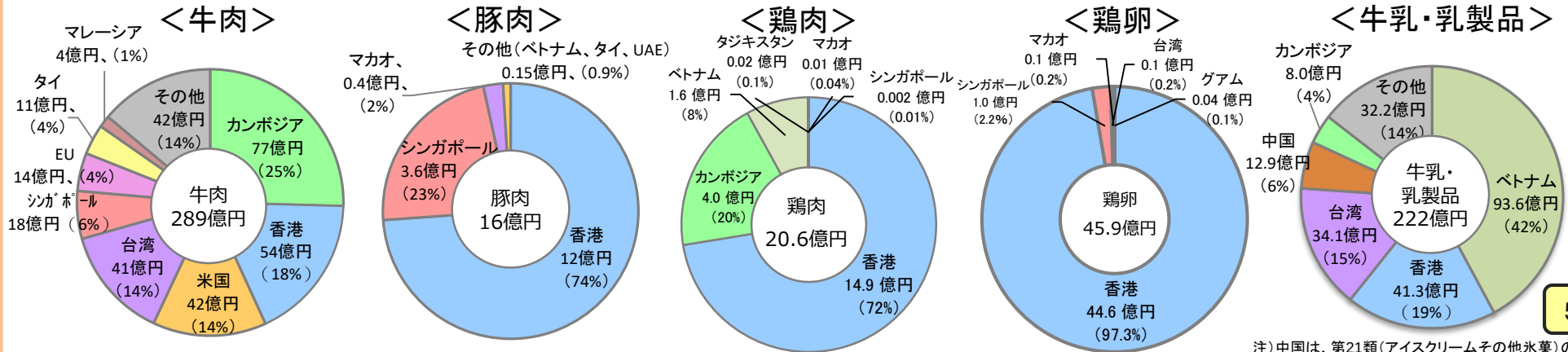
令和2年4月に設置された農林水産大臣を本部長とする「農林水産物・食品輸出本部」において、輸出促進に関する基本方針を定め、実行計画(工程表)の作成・進捗管理を行うとともに、政府一体となった輸出の促進を図り、

- ・輸入規制の緩和・撤廃に向けた輸出先国との協議の加速化
- ・輸出向けの施設整備と施設認定の迅速化 等に取り組む

2030年輸出目標額

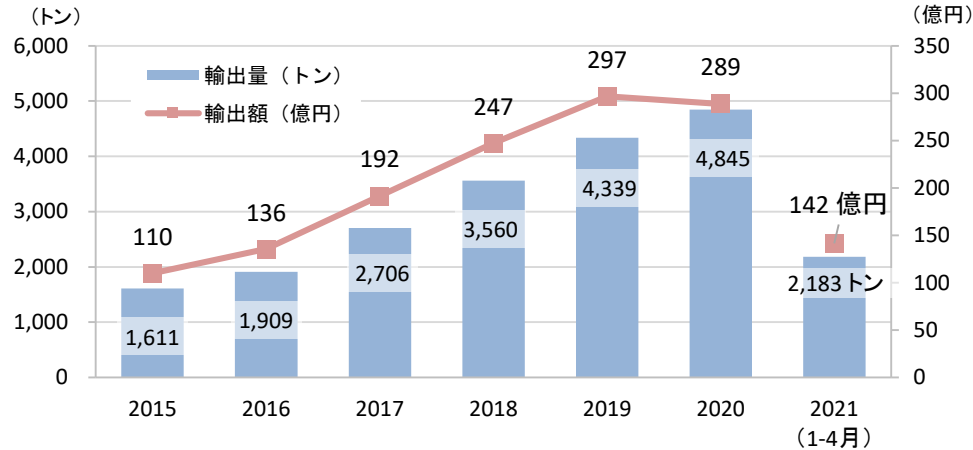
牛 肉	: 3,600億円	鶏 肉	: 100億円
豚 肉	: 60億円	鶏 卵	: 196億円
		牛乳・乳製品	: 720億円

品目毎の国・地域別輸出実績(2020年)



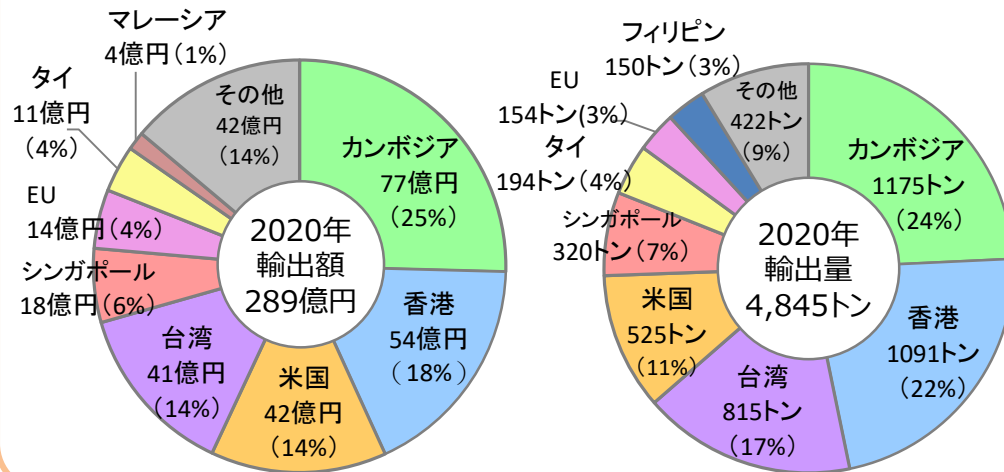
牛肉の輸出について

最近の輸出実績の推移



日本産牛肉の国・地域別輸出実績

資料: 財務省「貿易統計」



2030年輸出目標: 3,600億円

(2025年輸出目標: 1600億円)

- 輸出可能国・地域
香港、台湾、シンガポール、タイ、ベトナム、
米国、EU、英国、カナダ、オーストラリア、
マレーシア、インドネシア、UAE、
ロシア、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ 等
- 輸出解禁協議中の国
中国、韓国 等

＜輸出先国・地域別の施設認定状況＞

(2021年5月末現在)

	香港	台湾	米国	シンガポール	EU	タイ	マカオ
施設数	14	23	15	19	11	75	71

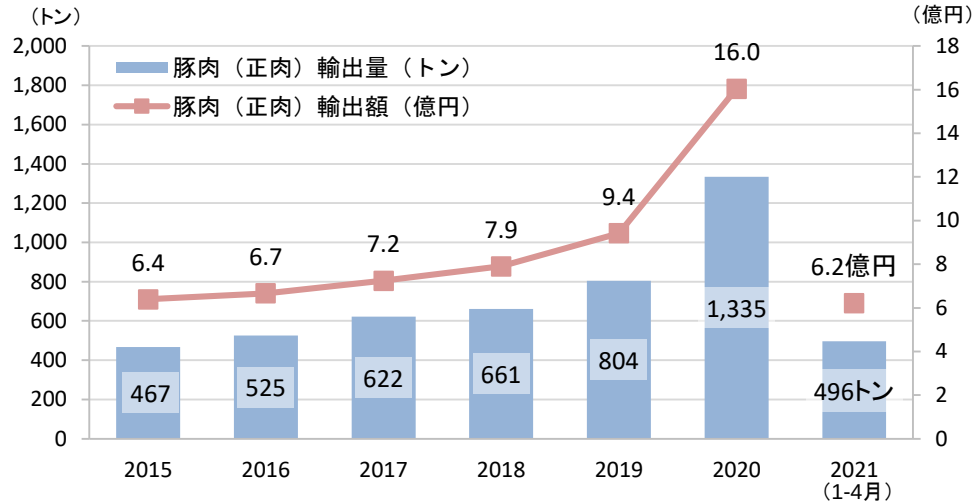
輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 生産基盤を強化し、和牛を大幅に増頭・増産
(「増頭奨励金」の交付、和牛受精卵移植の推進等)
- 輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定迅速化
- 生産者・食肉処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- スライス肉や食肉加工品等の新たな品目の輸出促進
- 中国等向け輸出解禁協議の加速化

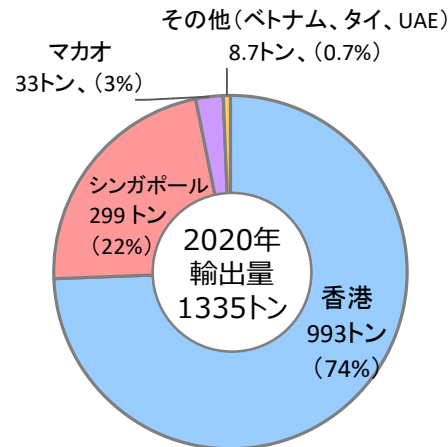
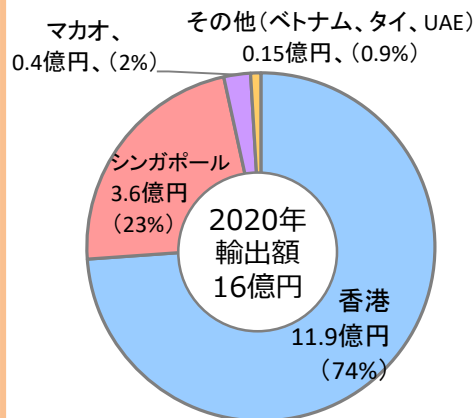


豚肉の輸出について

最近の輸出実績の推移



＜国・地域別（豚肉（正肉））＞



資料：財務省「貿易統計」

2030年輸出目標: 60億円
(2025年輸出目標: 29億円)

- 輸出可能国・地域
香港、シンガポール、タイ（豚肉）等
- 輸出解禁協議中の国
EU、中国 等

＜輸出先国・地域別の豚肉輸出施設認定状況＞

	香港	シンガポール	ベトナム	タイ
施設数	113	9	37	5

(2021年5月末現在)

輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 輸出先国の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備・認定迅速化
- 生産者・食肉処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- スライス肉や食肉加工品等の新たな品目の輸出促進
- 輸出先国の規制緩和・輸出解禁に向けた協議の推進

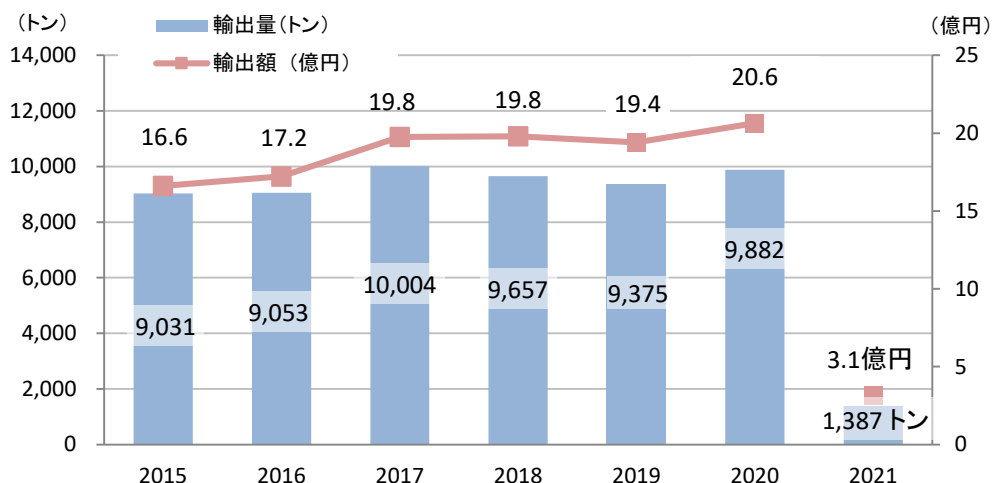


鶏肉の輸出について

最近の輸出実績の推移

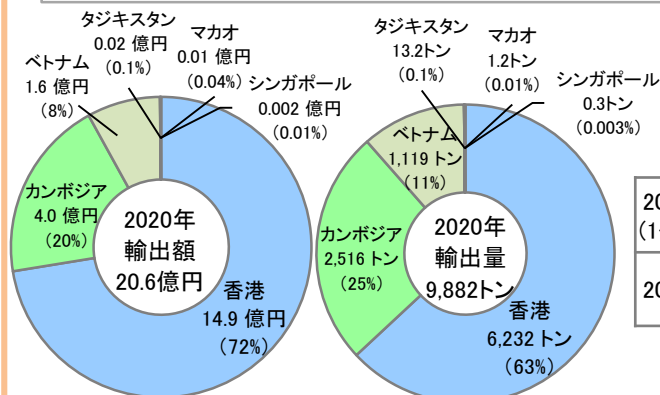
対前年比
(2020年)
金額:106%
数量:105%

対前年比
(2021年1-4月)
金額:48%
数量:41%



日本産鶏肉の国・地域別輸出実績

資料:財務省「貿易統計」



※四捨五入の関係で、割合の合計が100%とならない場合がある。

2030年輸出目標:100億円
(2025年輸出目標:45億円)

- 輸出可能国・地域
香港、ベトナム、カンボジア、シンガポール、EU、マカオ 等
- 輸出解禁協議中の国・地域
中国 等

＜輸出先国・地域別の施設認定状況＞(2021年5月末現在)

	香港	ベトナム	シンガポール	マカオ
施設数	76	70	1	17

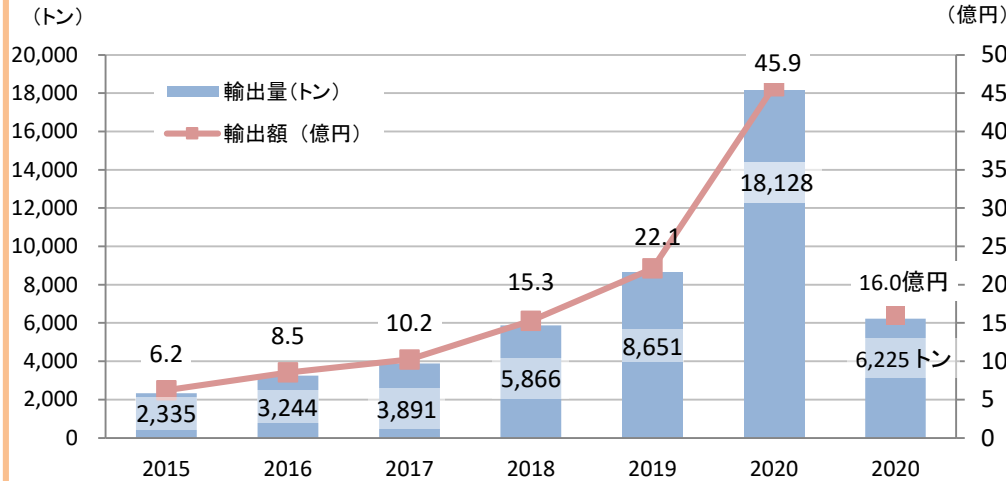
輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 生産者・食鳥処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- 低コスト化の実現による価格競争力の強化や、輸出先国の求める高度な衛生水準に対応する輸出認定施設を増加
- 輸出先国の規制緩和・輸出解禁に向けた協議の推進



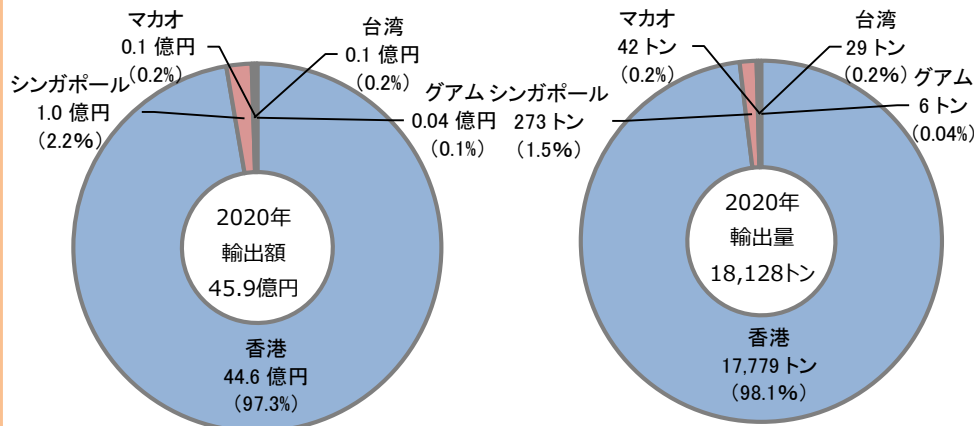
鶏卵の輸出について

最近の輸出実績の推移



日本産鶏卵の国・地域別輸出実績

資料: 財務省「貿易統計」



※四捨五入の関係で、割合の合計が100%とならない場合がある。

2030年輸出目標: 196億円
(2025年輸出目標: 63億円)

- 輸出可能国・地域
香港、シンガポール、台湾、米国、EU等
- 輸出解禁協議中の国・地域
中国 等

＜輸出先国・地域別の施設認定状況＞(2021年5月末現在)

	香港	シンガポール (殻付鶏卵)	シンガポール (卵製品)
施設数	188	8	2

輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 生産者・鶏卵処理施設・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築
- 農場・鶏卵処理施設での高度な衛生管理への対応等、輸出先国が要求する条件に対応
- 輸出先国の規制緩和・輸出解禁に向けた協議の推進

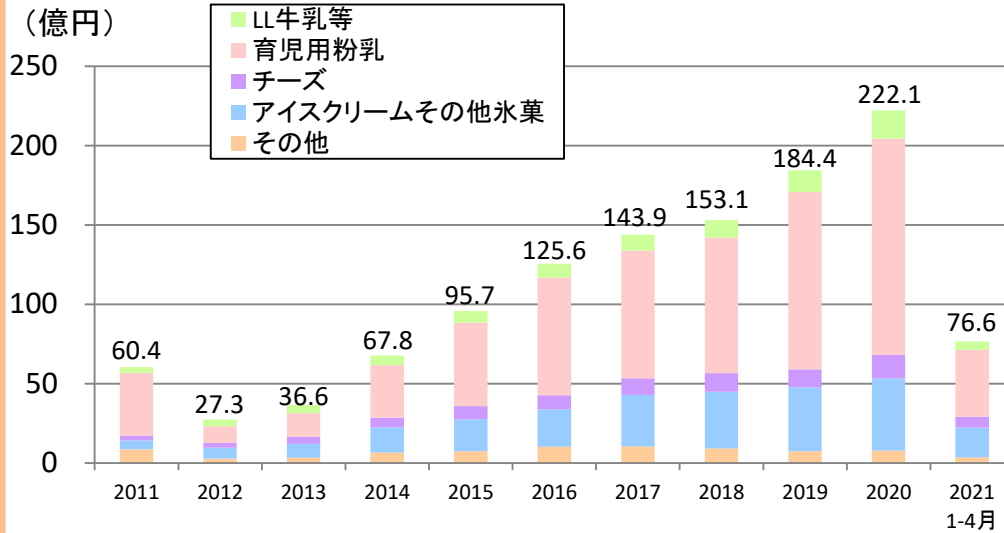


牛乳・乳製品の輸出について

日本産牛乳・乳製品の輸出実績

対前年比
(2019年)
120.4%

対前年同期比
(2020年1-4月)
107.1%



資料:財務省「貿易統計」

2030年輸出目標 720億円
(2025年輸出目標:328億円)

- 輸出可能国・地域
ベトナム、香港、台湾、シンガポール、韓国、タイ、米国、カナダ、EU、中国(第21類(アイスクリームその他氷菓)のみ) 等
- 輸出解禁協議中の国
中国(第4類(酪農品)、第19類(ミルクの調製品))

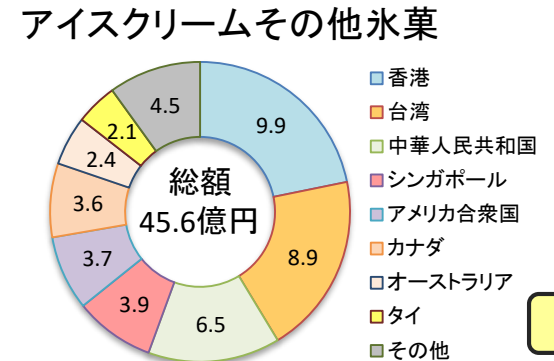
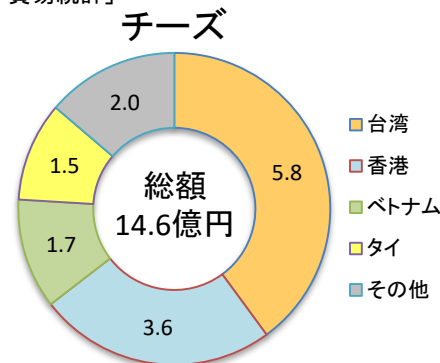
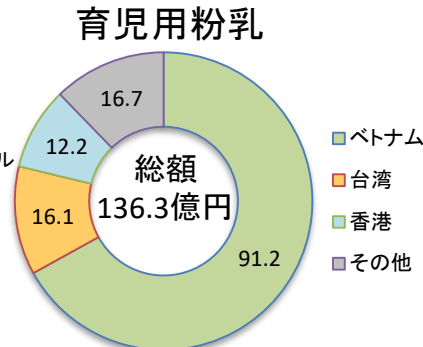
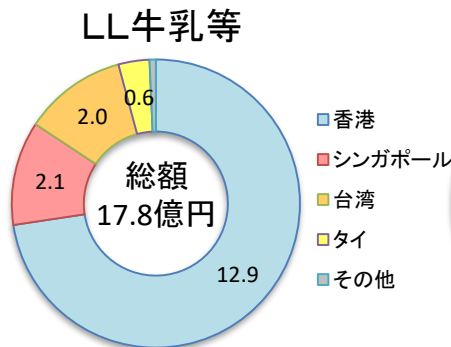
輸出拡大実行戦略に定める主な取組

- 増頭奨励事業等の活用による生乳生産量の維持・拡大
(2030年度に生乳生産量780万トン)
- 輸出先国が求める条件に対応した輸出施設の整備
- 生産者・乳業者・輸出事業者が生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る「コンソーシアム」を産地で構築



主要品目の国・地域別輸出実績(2020年)

資料:財務省「貿易統計」

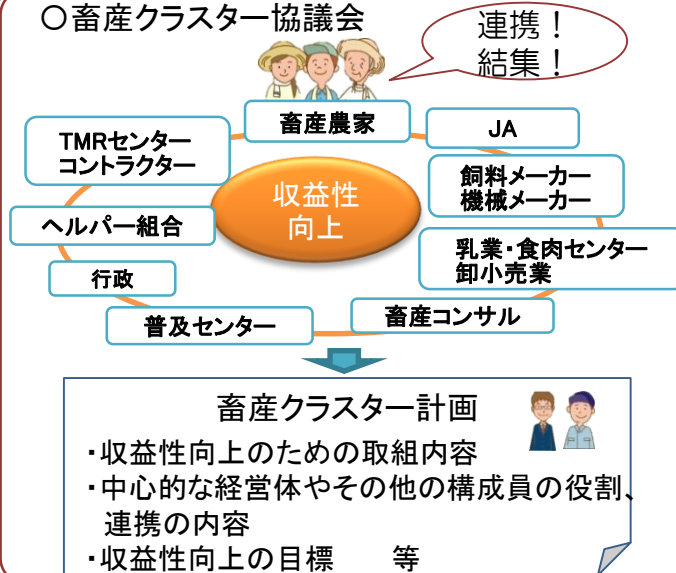


【その他】

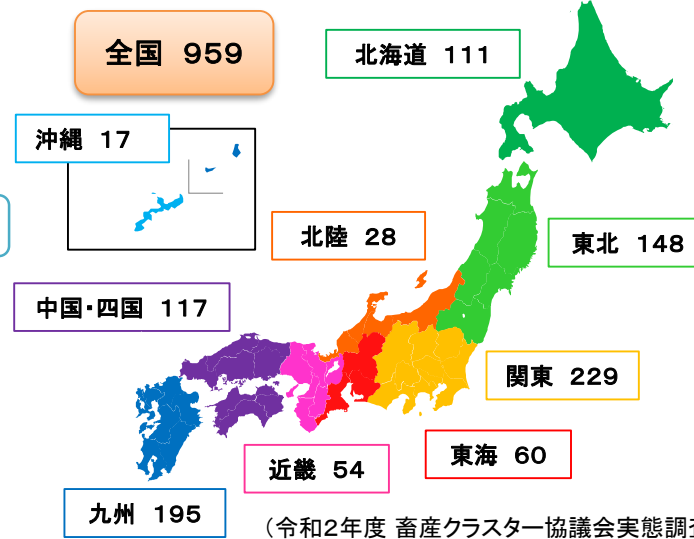
畜産クラスターの支援状況（H26当初～R2補正）

- ・ 畜産農家を始め地域の関係者が連携し、地域の畜産の収益性向上を図る畜産クラスターの取組を推進。
- ・ 収益性向上のための実証の取組、中心的な経営体の施設整備や機械導入を支援。
- ・ 畜種を問わず、様々な取組が開始されている。

○畜産クラスター協議会



○畜産クラスター協議会の設立状況



○協議会が対象としている畜種

畜種	協議会数
酪農	452
肉用牛	553
養豚	287
肉用鶏	108
採卵鶏	189

※ 多くの協議会において、複数の畜種等を対象としているため、合計は左図(全国959)と一致しない。

(参考)

事業	取り組んだ協議会数
施設整備	514
機械導入	767
実証支援	124

※協議会数は重複有り。

事業	予算額(億円)	事業	予算額(億円)
26当初	0.7	29補正	665
26補正	203	30補正	650
27当初	76	R1補正	561
27補正	610	R2補正	462
28補正	685		

畜産クラスターの取組事例①

酪農

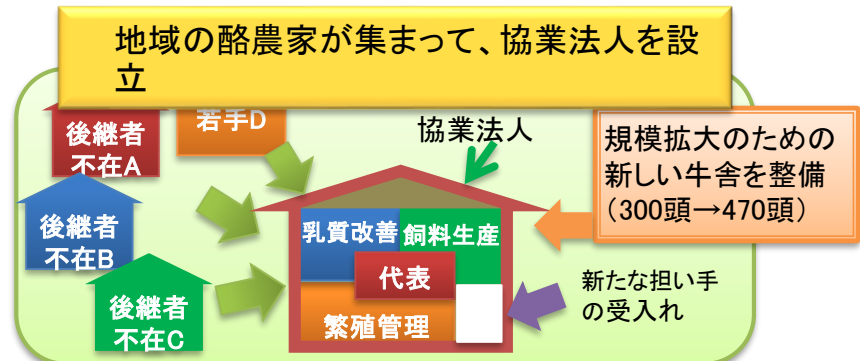
(北海道 S町)

後継者不在の酪農家と若手が集まって、
次世代につながる経営集団を形成

○現状と課題

- 施設が老朽化している上、家族だけでは作業がきつい
- しかし、後継者もおらず、新たな施設投資・規模拡大もできない

○畜産クラスター事業の活用・効果 (協議会への配分額:3.2億円)



- 効果
- 各自の能力を活かした役割分担により、作業を効率化し、労働負担を軽減
 - 新規整備した施設を、若手や新たな担い手に継承

○目指す姿

- 協業法人が新たな担い手を受け入れ、経営者が代替りすることにより、生産基盤を継承し、発展

酪農

(熊本県 K市)

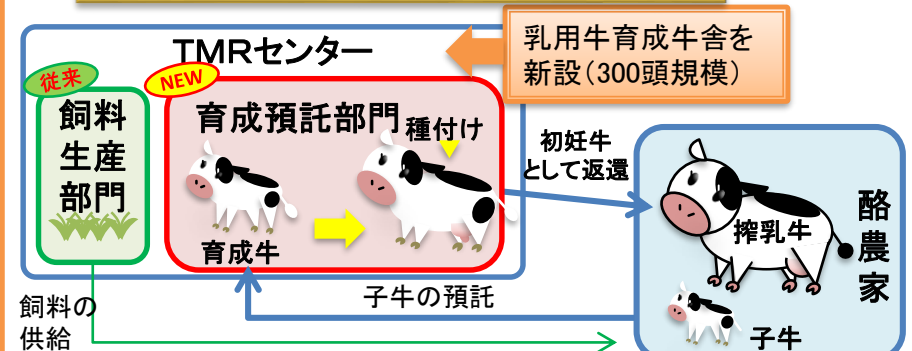
TMRセンターが、飼料生産と子牛育成を請け負う
ことで能力の高い搾乳牛を安価で提供を可能に

○現状と課題

- TMRの活用により飼料生産の手間は省けたが、育成部門の飼養管理は難しい
- 他方で他地域からの初妊牛導入は高つく

○畜産クラスター事業の活用・効果 (協議会への配分額:1.9億円)

TMRセンターが育成預託事業を開始



- 効果
- 育成に係る労働負担が軽減され、搾乳・規模拡大へ集中
 - 高度な育成牛の飼養管理で高能力の乳牛が安く手に入る

○目指す姿

- 地域全体で牛群の能力を向上させ、地域の生乳生産量を拡大

畜産クラスターの取組事例②

肉用牛

(島根県 1町)

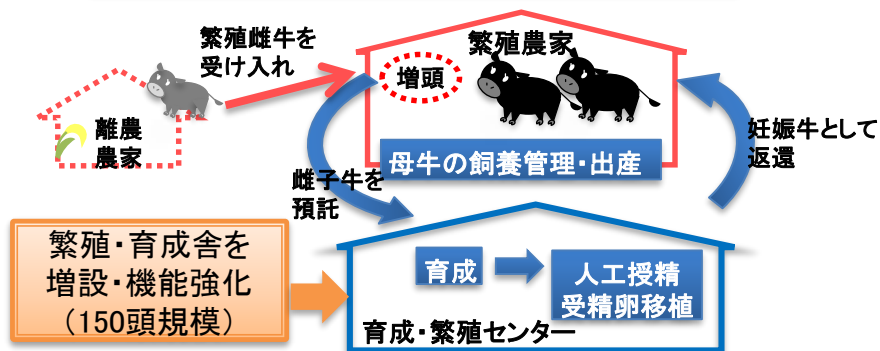
繁殖センターに子牛の育成を集約させ、
繁殖農家は空きスペースを活用して規模拡大

○現状と課題

- ・ 繁殖農家が多く離農してしまい、地域の飼養頭数が減少
- ・ 残る繁殖農家も離農者の雌牛を引き受ける余力がない

○畜産クラスター事業の活用・効果(協議会への配分額:0.2億円)

育成・繁殖センターの機能を強化



効果

- ・ 繁殖農家が母牛の管理に専念
- ・ また、繁殖農家は空きスペースを活用して、離農農家の繁殖雌牛を引き受けて、規模拡大

○目指す姿

- ・ 繁殖農家が地域全体で規模拡大を図り、肥育農家に安定的に子牛を供給

養豚

(茨城県 U市)

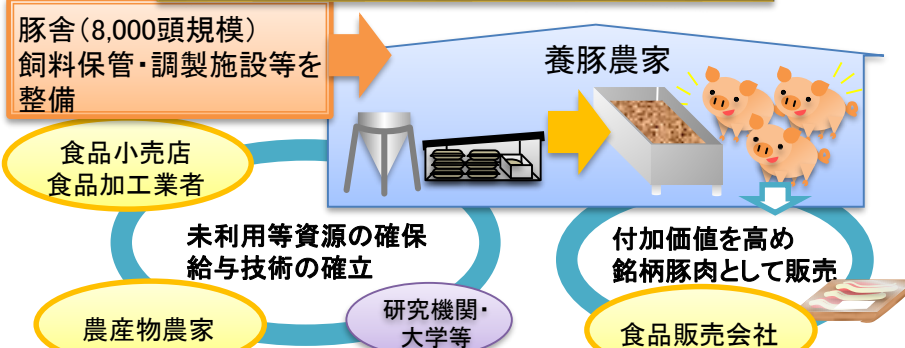
地域飼料資源を活用して飼料費の低減と
豚肉の高付加価値化ができるよう養豚農家を支援

○現状と課題

- ・ 養豚農家は輸入飼料に依存し、高い配合飼料を購入
- ・ 未利用等資源を活用したくても、施設やノウハウがない

○畜産クラスター事業の活用・効果(協議会への配分額:1.1億円)

地域の未利用資源を飼料として活用



効果

- ・ 食品小売店や研究機関等が連携し、地域の未利用資源を確保し、給与技術を確立
- ・ 販売会社は、付加価値を高めた銘柄豚肉の販売戦略を構築

○目指す姿

- ・ ブランドの確立により、豚肉生産の競争力を強化し、資源循環型社会を実現させた地域全体の収益向上

畜舎整備に活用可能な事業

【酪農・畜産】畜舎を整備したい



● 畜産クラスター事業 R2補正【一部基金】:462億円の内数

我が国の畜産・酪農の体質強化を集中的に進めるため、地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、畜舎の整備等を支援します。

特に、重点的に進めるべき課題に対応するため、

- ① 「総合的なTPP等関連政策大綱」に位置づけられた「肉用牛・酪農の生産基盤強化」に向けた「肉用牛・酪農重点化枠」
- ② 原料乳のコスト低減や高品質化に向けた取組を支援する「国産チーズ振興枠」
- ③ 中山間地域の特徴を踏まえた畜産・酪農の取組を支援する「中山間地域優先枠」
- ④ 我が国の高品質な畜産物の輸出拡大につながる取組を支援する「輸出拡大優先枠」
- ⑤ 畜産環境対策の取組を優先的に採択・分配する「環境優先枠」を設定します。

補助率: 1/2以内
支援対象者: 中心的な経営体

● 畜産経営体質強化支援資金融通事業 R2補正【基金】

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体又は認定農業者に対し、畜舎を整備するなど経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利(当初5年間は無利子)の一括借換資金を措置します。

融資枠: 43億円(既存基金を活用、R2.11月末時点)
基金管理団体: 民間団体

● 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 R3当初:200億円の内数

高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な畜舎等の整備を支援します。

交付率: 都道府県へは定額
(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

【酪農・畜産】

簡易畜舎を整備したい



● 酪農経営支援総合対策事業

【ALIC事業】 R3年度:46億円の内数

後継牛の育成等のための簡易畜舎の整備や後継者に対し畜舎の増改築資材の共同購入や簡易施設・装置の導入等を支援します。

補助率: 1/2以内
事業実施主体: 生産者団体等

● 肉用牛経営安定対策補完事業

【ALIC事業】 R3年度:36億円の内数

繁殖雌牛の増頭に取り組む生産者集団等(生産者集団、農協、農協連、公社及び一般社団法人等)が、繁殖雌牛の増頭のための簡易牛舎(育成牛舎を含む。)整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材の導入について支援します。

補助率: 1/2以内
事業実施主体: 都道府県団体、民間団体



簡易畜舎とは？

増頭等のために補助的に使用する畜舎等

木造・パイプハウスの場合

・ 500㎡以下

鉄骨の場合

・ 200㎡以下

等

家畜の増頭・導入に活用可能な事業

【肉用牛】繁殖雌牛を増頭・導入したい



● 畜産クラスター事業のうち生産基盤拡大加速化事業

R2補正【基金】:133億円の内数

- ・ 輸出に適した和牛肉を増産するため、畜産クラスター計画に基づき、優良な和牛繁殖雌牛を増頭する場合に、増頭実績に応じた奨励金を交付します。

補助率:定額(繁殖雌牛飼養頭数が50頭未満の経営体:24.6万円/頭
50頭以上の経営体:17.5万円/頭)

事業実施主体:民間団体

● 肉用牛経営安定対策補完事業【ALIC事業】 R3年度:36億円の内数

- ・ 中核的担い手育成増頭推進

地域の中核的担い手又は生産者集団が、優良繁殖雌牛を増頭した場合に、増頭実績に応じた奨励金を交付します。

- ・ 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保

生産者集団が、遺伝的多様性に配慮した繁殖雌牛を導入し、農家に貸付を行う取組に対して奨励金を交付します。

補助率:定額(中核的担い手育成増頭推進 8万円/頭、10万円/頭
遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 6万円/頭、9万円/頭)

事業実施主体:都道府県団体、民間団体

● 畜産生産力・生産体制強化対策事業 R3年度:9億円の内数

- ・ 繁殖肥育一貫経営化に向け、交雑種雌牛を借り腹として和牛の受精卵移植を行うことによる繁殖雌牛確保の取組を支援します。

補助率:定額(交雑種の導入:15千円/頭)
1/2以内(受精卵移植経費:7万円/頭を上限)

事業実施主体:都道府県団体、民間団体

● 公共牧場機能強化等体制整備事業 R3当初:1億円

- ・ 輸出に適した優良な和牛を生産するための繁殖雌牛の導入を支援します。

補助率:1/2以内(上限有)
事業実施主体:地方公共団体、農業者団体等

【酪農】乳用牛を増頭・導入したい



● 畜産クラスター事業のうち生産基盤拡大加速化事業

R2補正【基金】:133億円の内数

- ・ 都府県酪農の生産基盤強化のため、畜産クラスター計画に基づき、乳用後継牛を増頭する場合に、増頭実績に応じた奨励金を交付します。

補助率:定額(27.5万円/頭)
事業実施主体:民間団体

● 酪農経営支援総合対策事業【ALIC事業】 R3当初:46億円の内数

- ・ 後継者への初妊牛導入を支援します。
- ・ 後継牛の地域内生産、後継牛育成のための広域預託を推進する取組を支援します。
- ・ 地域内で離農する酪農家等からの搾乳牛の継承を支援します。

補助率:定額(後継者への導入5万円/頭、継承等3.2万円/頭)
1/2以内、上限27.5万円/頭

事業実施主体:生産者団体等

【養豚】優良種豚を導入したい



● 養豚経営安定対策補完事業 【ALIC事業】 R3年度:2億円の内数

- ・ 生産コストの低減を図るため、肉豚生産者による優良純粋種豚の導入等を支援します。

補助率:1/2以内(上限有)
事業実施主体:民間団体等

【酪農・畜産】施設整備と一体で家畜を導入したい



● 畜産クラスター事業

R2補正【一部基金】:462億円の内数

- ・ リース方式の施設整備を行い規模拡大する場合の家畜導入を支援します。

補助率:1/2以内(上限有)
支援対象者:中心的な経営体

労働負担軽減・省力化に活用可能な事業

【酪農・肉用牛】ヘルパーを活用したい



- **酪農経営支援総合対策事業【ALIC事業】 R3年度:46億円の内数**
①職業認知度向上、修学支援、学生インターンシップの受入、就業前後の研修や外国人材の活用等の人材確保・育成、②傷病時等の利用料金を軽減するための互助基金制度及び③広域利用調整、酪農ヘルパーの待遇改善や利用組合の経営改善等の利用組合強化の取組を支援します。
〔補助率:定額、1/2以内 等
事業実施主体:生産者団体等〕
- **肉用牛経営安定対策補完事業【ALIC事業】 R3年度:36億円の内数**
肉用牛ヘルパー(肉用牛農家が相互に助け合う取組)を推進するため、ヘルパー組合の組織強化や、肉用牛飼養農家の傷病時や高齢者の飼養管理作業等のヘルパー活動に対して支援します。
〔補助率:1/2以内
事業実施主体:生産者団体等〕

【酪農・肉用牛】省力・軽労化のための機器を導入したい



- **畜産ICT事業 R3当初:13億円の内数**
- **楽酪GO事業【ALIC事業】 R3当初:55億円の内数**
酪農家における労働負担軽減・省力化及び飼養管理技術の高度化に資する機械・装置の導入を支援します。
〔補助率:1/2以内
事業実施主体:民間団体〕

【肉用牛】公共牧場を強化したい



- **公共牧場機能強化等体制整備事業 R3当初:1億円**
輸出に適した優良な和牛を生産するための施設・機械、放牧地の整備等を支援します。
〔補助率:定額、1/2以内
事業実施主体:地方公共団体、農業者団体等〕

【酪農・肉用牛】飼料生産組織を強化したい



- **畜産クラスター事業 R2補正【一部基金】:462億円の内数**
我が国の畜産・酪農の体質強化を集中的に進めるため、地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられたTMRセンターの整備等を支援します。〔補助率:1/2以内 支援対象者:中心的な経営体〕
- **強い農業・担い手づくり総合支援交付金 R2当初:200億円の内数**
TMRセンター等における国産粗飼料や飼料用米の保管・調製施設の整備を支援します。
〔補助率:1/2以内 事業実施主体:農業者団体等〕
- **畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち**
飼料生産組織高効率化対策 R3当初:9億円の内数
飼料生産組織の作業効率化・運営強化にかかる取組への支援により、良質な国産粗飼料の生産・利用拡大を推進します。
〔補助率:定額、1/2以内 事業実施主体:農業者団体等〕

【酪農・肉用牛】預託施設を活用したい



- **畜産クラスター事業 R2補正【一部基金】:462億円の内数**
我が国の畜産・酪農の体質強化を集中的に進めるため、地域ぐるみの収益性向上に向けて、地域の畜産関係者が連携して策定する畜産クラスター計画に位置付けられたCS(キャトルステーション)、CBS(キャトルブリーディングステーション)の整備等を支援。〔補助率:1/2以内 支援対象者:中心的な経営体〕
- **酪農経営支援総合対策事業【ALIC事業】**
R3年度:46億円の内数
乳用牛を広域的に預託する取組を支援。
〔補助率:1/2以内 支援対象者:中心的な経営体〕

畜産におけるGAPの取組について

畜産における農業生産工程管理(Good Agricultural Practices)とは

農業生産活動の持続性を確保するため、

①食品安全・家畜衛生・環境保全・労働安全・アニマルウェルフェアに関する法令等を遵守するための点検項目を定め、②これらの実施、記録、点検、評価を繰り返しつつ生産工程の管理や改善を行う取組のこと。

畜産におけるGAPの推進状況(2021年6月9日時点)

単位:経営体数

	合計	畜種別						備考
		乳用牛	肉用牛	乳用牛・肉用牛・子牛・豚	豚	採卵鶏	肉用鶏	
JGAP家畜・畜産物	222	32	65	0	47	48	30	乳用牛のうち13経営体は肉用牛でも取得、1経営体は肉用牛・採卵鶏でも取得。肉用牛のうち1経営体は、乳用牛・豚でも取得
GLOBALG.A.P.	3	2	0	1	0	0	0	
GAP取得チャレンジシステム	42※	4	21	0	7	2	8	JGAP家畜・畜産物認証を取得した53経営体を除く

・2017年3月31日にJGAP家畜・畜産物の基準書を公表、同年8月21日から農場の認証を開始。

※JGAP家畜・畜産物認証の取得等を検討中の経営体を除く。

・2017年8月31日からGAP認証取得の準備段階の取組であるGAP取得チャレンジシステムの運用を

(参考) 開始 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会持続可能性に配慮した調達コード
持続可能性に配慮した畜産物の調達基準(概要)

要件	要件への適合を示す方法	要件を満たした上で推奨される事項
①食材の安全 ②環境保全 ③労働安全 ④アニマルウェルフェア	・JGAP、GLOBALG.A.P. 認証 ・組織委員会が認める認証スキームによる認証 ・GAP取得チャレンジシステムによる確認	・有機畜産により生産 ・農場HACCPの下で生産 ・エコフィードを用いて生産 ・放牧畜産実践農場で生産 ・障がい者が主体的に携わって生産

畜産農家が利用できる主な融資制度について

【運転資金対策】

○スーパーS資金

経営改善計画の達成に必要な運転資金を融通。

- ・貸付対象：認定農業者
- ・借入方式等：極度借入方式又は証書貸付で利用期間は、原則として計画期間。
- ・借入金利：変動金利制
- ・限度額：個人500万円、法人2,000万円（畜産経営については、それぞれ4倍まで）

○農林漁業セーフティネット資金

不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等により資金繰りに支障を来している場合に運転資金を融通。

- ・償還期限：10年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.16%～0.17%（令和3年5月19日現在）
- ・限度額：【一般】600万円【特認】年間経営費等の6/12以内

子牛価格の高止まりの影響を受けた肉用牛肥育経営を営む者の特例
・実質無担保・無保証人化

○家畜疾病経営維持資金

家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、維持に必要な低利資金を融通。

【経営再開資金】

- ・貸付対象：口蹄疫等の発生に伴う家畜の処分等により経営の停止等の影響を受けた者。
- ・償還期限：7年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.80%（令和3年5月19日現在）
- ・限度額：個人2,000万円、法人8,000万円

【経営継続資金】

- ・貸付対象：口蹄疫等の発生に伴う家畜及び畜産物の移動制限等により経営継続が困難となった者。
 - ・償還期限：7年以内（据置3年以内）
 - ・借入金利：0.80%（令和3年5月19日現在）
- #### 【経営維持資金】
- ・貸付対象：口蹄疫等の発生により、深刻な経済的影響を受けた者。
 - ・償還期限：7年以内（据置3年以内）
 - ・借入金利：0.80%（令和3年5月19日現在）

※経営継続資金・経営維持資金の限度額
（1頭又は100羽当たり）
乳用又は肥育用牛 13万円、
繁殖用雌牛 6.5万円、肥育豚 1.3万円、繁殖豚 2.6万円、
家きん 5.2万円 等

【体質強化推進対策】

○畜産経営体質強化支援資金

意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利（当初5年間は無利子）の一括借換資金を融通。

- ・貸付対象：畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者
- ・償還期限：【酪農及び肉用牛】25年以内（据置5年以内）
【養豚】15年以内（据置5年以内）
- ・借入金利：0.35%（令和3年5月19日現在）
- ・融資枠：43億円（令和2年11月30日現在）

※融資以外に「乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業」により、乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入・育成資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に依る保証料を免除。

【施設等資金対策】

○スーパーL資金（農業経営基盤強化資金）

家畜の購入・育成費、農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得等、農業経営改善計画の達成に必要な長期資金を融通。

- ・貸付対象：認定農業者
- ・償還期限：25年以内（据置10年以内）
- ・借入金利：0.16%～0.30%（令和3年5月19日現在）
「人・農地プラン」に地域の中心と位置づけられた認定農業者が借り入れる本資金については貸付当初5年間実質無利子
- ・限度額：個人3億円（複数部門経営等は6億円）、法人10億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）

○経営体育成強化資金

家畜の購入・育成費、農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得等、経営改善を図るのに必要な長期運転資金を融通。

- ・貸付対象：農業を営む者
- ・償還期限：25年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.30%（令和3年5月19日現在）
- ・限度額：個人1.5億円、法人5億円の範囲内で①～③の合計額
①前向き投資資金 負担額の80%
②再建整備資金（制度資金以外の負債整理） 個人1,000万円～2,500万円
法人4,000万円
③償還円滑化資金 経営改善計画期間中の5年間（特認の場合10年間）において支払われる既往借入金等の各年の支払額の合計額

○農業近代化資金

畜舎、畜産物の生産・加工・流通等に必要な施設整備、家畜の導入・育成に必要な資金を低利で融通。

- ・貸付対象：農業を営む者、農協、農協連合会
- ・償還期限：資金使途に応じ7～20年以内（据置2～7年以内）
- ・借入金利：0.30%（令和3年5月19日現在）
（認定農業者の特例：0.16%～0.30%）
- ・限度額：農業を営む者 個人1,800万円、法人・団体2億円 農協等15億円

【負債対策】

○畜産特別資金（大家畜・養豚特別支援資金）

負債の償還が困難な経営に対し、経営指導を行うとともに、長期・低利の借換資金を融通。

- ・償還期限：【大家畜】・一般：15年以内（据置3年以内）
特認・経営継承：25年以内（据置5年以内）
【養豚】・一般：7年以内（据置3年以内）
特認・経営継承：15年以内（据置5年以内）
- ・借入金利：0.30%（令和3年5月19日現在）
- ・融資枠：500億円（平成30年度～令和4年度）

※上記以外に利用できる負債整理資金としては、以下の資金を措置。

- ・農業経営負担軽減支援資金（民間金融機関）
- ・経営体育成強化資金（公庫資金）

総合的なTPP等関連政策大綱(畜産関係抜粋)

令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定

Ⅱ TPP等関連政策の目標 3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

① 強い農林水産業の構築(体質強化対策)

強い農林水産業・農山漁村をつくりあげるため、我が国農林水産関係の生産基盤を強化するとともに、新市場開拓の推進等、確実に再生産が可能となるよう、万全の対策を講ずる。ただし、政策大綱策定以降、各種の体質強化策がとられてきたが、実績の検証や協定発効後の動向等を踏まえ、必要な施策を実施する。

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

5兆円目標の達成に向け、TPP等を通じ、我が国の強みを生かした品目について、輸出先国の関税撤廃等の成果を最大限活用するため、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ時代も見据え、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(令和2年12月策定)に基づき以下の具体的施策に取り組むとともに、日本の食文化の普及による農林水産物・食品の市場拡大の取組への支援、モノの輸出のみならず食産業の海外展開等により、輸出拡大のペースを加速する。

- 官民一体となった海外での販売力の強化
- リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- マーケットインの発想に基づく輸出産地の育成・展開
- 大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸物流の構築
- 輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- 日本の強みを守るための知的財産対策強化

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

省力化機械の整備やスマート農業の活用等による生産コストの削減や品質向上など収益力・生産基盤を中小・家族経営や条件不利地域も含めて強化することにより、畜産・酪農の国際競争力の強化を図る。国産チーズ等の競争力を高めるため、原料面で原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化、製造面でコストの低減と品質向上・ブランド化等を推進する。また、海外をはじめ今後も増加の見込まれる需要に対応するため、肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図る生産基盤の強化や、それを支える環境の整備、生産現場と結びついた流通改革等を推進する。

② 経営安定・安定供給のための備え

関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP等発効後の経営安定に万全を期すため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、経営安定対策の充実等の措置を講ずる。

○牛肉・豚肉、乳製品

- 国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり着実に実施する。
- ・ 肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン)及び肉豚経営安定交付金(豚マルキン)について、法制化し、補填率を引き上げ(8割→9割)、豚マルキンについては国庫負担水準の引き上げ(国1:生産者1→国3:生産者1)を行ったことを踏まえ、引き続き、両交付金制度を適切に実施する。
 - ・ 経営の実情に即して肉用子牛保証基準価格を引き上げた肉用子牛生産者補給金制度を、引き続き、適切に実施する。
 - ・ 生クリーム等の液状乳製品を対象に追加し、補給金単価を一本化した加工原料乳生産者補給金制度について、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直しつつ、着実に実施する。

(3) 知的財産

TPP等の締結に合わせて講じた制度改正等の措置について、適切な運用等を行う。農林水産物等の地理的表示(GI)や植物新品種及び和牛遺伝資源保護を進め、我が国農林水産物等の競争優位性を守ること、農林水産物の輸出を促進する。

Ⅲ 今後の対応

農林水産分野の対策の財源については、TPP等が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする。

また、機動的・効率的に対策が実施されることにより生産現場で安心して営農ができるよう、基金など弾力的な執行が可能となる仕組みを構築するものとする。

Ⅳ 政策大綱実現に向けた主要施策 3 分野別施策展開

(1) 農林水産業

① 強い農林水産業の構築(体質強化対策)

○マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産業・食品産業の体制整備

(海外の規制・ニーズに対応した輸出産地の育成、GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)による支援、有機等の国際的認証の取得、大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応した輸物流の構築・確保、施設の整備及び海外でのコールドチェーンの整備、輸出重点品目の売り込みを担う品目団体又は生産・流通・輸出事業者が連携したコンソーシアムの組織化・販売力の強化、当該団体等の活動を現地で支援するための国の体制整備及び当該団体等とJETRO・JFOODOの連携強化、輸出先国の規制・ニーズに対応したHACCP施設等の整備や加工食品への支援、輸出先国の規制緩和・撤廃に向けた政府一体となった協議等による輸出環境の整備、輸出手続のデジタル化による事業者の負担軽減、植物新品種や和牛遺伝資源の流出を防ぐ知的財産対策の強化、日本の食文化の発信及びインバウンドと連携した輸出促進、食産業の海外展開に取り組む事業者への支援)

○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進

(畜産クラスター事業による中小・家族経営や経営継承の支援などの拡充、これを後押しする草地の大区画化、スマート農業実証の加速化、和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、畜産物のブランド化等の高付加価値化、自給飼料の一層の生産拡大・高品質化、畜産農家の既往負債の軽減対策、家畜防疫体制の強化、食肉処理施設・乳業工場の再編整備、チーズ向け生乳の新たな品質向上促進特別対策及び生産性向上対策・生産性拡大対策、製造設備の生産性向上、技術研修、国際コンテストへの参加支援、乳製品の国内外での消費拡大対策、肉用牛・酪農経営の増頭・増産対策、家畜排せつ物の処理の円滑化対策)

○農業競争力強化プログラム(平成28年11月29日農林水産業・地域の活力創造本部決定)の着実な実施

② 経営安定・安定供給のための備え

主要施策はⅡに記載されているとおり

(3) 知的財産

○和牛遺伝資源の保護の促進

(和牛遺伝資源の流出管理対策の実施、知的財産的価値の保護の推進)